

令和7年第4回志布志市議会定例会会議録

目 次

第1号（12月5日）	頁
1. 議事日程	15
2. 出席議員氏名	17
3. 欠席議員氏名	17
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	17
5. 議会事務局職員出席者	17
6. 開 会・開 議	18
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	18
8. 日程第2 会期の決定	18
9. 日程第3 報告	18
10. 日程第4 報告第7号 専決処分の報告について （損害賠償の額を定め、和解することについて）	18
11. 日程第5 報告第8号 専決処分の報告について （損害賠償の額を定め、和解することについて）	19
12. 日程第6 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて （令和7年度志布志市一般会計補正予算（第7号））	21
13. 日程第7 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて （令和7年度志布志市一般会計補正予算（第8号））	23
14. 日程第8 議案第54号 志布志市多世代交流施設条例の制定について	24
15. 日程第9 議案第55号 志布志市ふるさと志基金条例の一部を改正する条例の制定に ついて	26
16. 日程第10 議案第56号 志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め る条例の一部を改正する条例の制定について	26
17. 日程第11 議案第57号 志布志市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を 定める条例の制定について	27
18. 日程第12 議案第58号 志布志市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定め る条例の制定について	30
19. 日程第13 議案第59号 志布志市立学校条例の一部を改正する条例の制定について	33
20. 日程第14 議案第60号 志布志市行政手続における特定の個人を識別するための番号 の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	33
21. 日程第15 議案第61号 志布志市スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例の制 定について	35

22.	日程第16	議案第62号	志布志市蓬の郷（ふれあい交流センター）の指定管理者の指定について	36
23.	日程第17	議案第63号	志布志市蓬の郷（ふれあい交流センター以外の施設）の指定管理者の指定について	37
24.	日程第18	議案第64号	ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について	37
25.	日程第19	議案第65号	志布志市田之浦ふるさと交流館の指定管理者の指定について	38
26.	日程第20	議案第66号	志布志市内之倉農村広場及び潤ヶ野地区営農研修センターの指定管理者の指定について	38
27.	日程第21	議案第67号	有明開田の里公園及び有明農業歴史資料館の指定管理者の指定について	39
28.	日程第22	議案第68号	城山総合公園の運動施設の指定管理者の指定について	39
29.	日程第23	議案第69号	志布志運動公園の運動施設の指定管理者の指定について	40
30.	日程第24	議案第70号	コミュニティセンター志布志市文化会館の指定管理者の指定について	40
31.	日程第25	議案第71号	志布志市やっちくふれあいセンターの指定管理者の指定について	41
32.	日程第26	議案第72号	志布志市有明体育施設の指定管理者の指定について	41
33.	日程第27	議案第73号	森山地区生活改善研修センターの指定管理者の指定について	42
34.	日程第28	議案第74号	八野地区農業構造改善センターの指定管理者の指定について	42
35.	日程第29	議案第75号	令和7年度志布志市一般会計補正予算（第9号）	43
36.	日程第30	議案第76号	令和7年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	45
37.	日程第31	議案第77号	令和7年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	46
38.	日程第32	議案第78号	令和7年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）	47
39.	日程第33	発議第8号	志布志市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について	48
40.	散 会			49

第2号（12月8日）

1.	議事日程	50
2.	出席議員氏名	51
3.	欠席議員氏名	51
4.	地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	51
5.	議会事務局職員出席者	51

6. 開 議	52
7. 日程第1 一般質問	52
小野 広嗣	52
野村 広志	74
平野 栄作	86
丸山 一	92
永田 梓	100
8. 延 会	108

第3号（12月9日）

1. 議事日程	109
2. 出席議員氏名	110
3. 欠席議員氏名	110
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	110
5. 議会事務局職員出席者	110
6. 開 議	111
7. 日程第1 一般質問	111
青山 浩二	111
栢山 晋司	122
小園 義行	132
8. 散 会	144

第4号（12月19日）

1. 議事日程	145
2. 出席議員氏名	147
3. 欠席議員氏名	147
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	147
5. 議会事務局職員出席者	147
6. 開 議	148
7. 日程第1 議案第54号 志布志市多世代交流施設条例の制定について	148
8. 日程第2 議案第57号 志布志市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	151
9. 日程第3 議案第58号 志布志市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	152
10. 日程第4 議案第59号 志布志市立学校条例の一部を改正する条例の制定について	153

11.	日程第5	議案第60号	志布志市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について……	154
12.	日程第6	議案第62号	志布志市蓬の郷（ふれあい交流センター）の指定管理者の指定について ……………	155
13.	日程第7	議案第63号	志布志市蓬の郷（ふれあい交流センター以外の施設）の指定管理者の指定について ……………	156
14.	日程第8	議案第64号	ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について ……………	157
15.	日程第9	議案第65号	志布志市田之浦ふるさと交流館の指定管理者の指定について…	158
16.	日程第10	議案第66号	志布志市内之倉農村広場及び潤ヶ野地区営農研修センターの指定管理者の指定について ……………	159
17.	日程第11	議案第67号	有明開田の里公園及び有明農業歴史資料館の指定管理者の指定について ……………	160
18.	日程第12	議案第68号	城山総合公園の運動施設の指定管理者の指定について ……………	161
19.	日程第13	議案第69号	志布志運動公園の運動施設の指定管理者の指定について ……	162
20.	日程第14	議案第70号	コミュニティセンター志布志市文化会館の指定管理者の指定について ……………	162
21.	日程第15	議案第71号	志布志市やっちくふれあいセンターの指定管理者の指定について ……………	163
22.	日程第16	議案第72号	志布志市有明体育施設の指定管理者の指定について ……………	164
23.	日程第17	議案第73号	森山地区生活改善研修センターの指定管理者の指定について…	165
24.	日程第18	議案第74号	八野地区農業構造改善センターの指定管理者の指定について…	166
25.	日程第19	議案第75号	令和7年度志布志市一般会計補正予算（第9号） ……………	167
26.	日程第20	議案第79号	志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について ……………	170
27.	日程第21	議案第80号	志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について ……………	171
28.	日程第22	議案第81号	工事請負契約の変更について ……………	172
29.	日程第23	議案第82号	令和7年度志布志市一般会計補正予算（第10号） ……………	173
30.	日程第24	議案第83号	令和7年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号） ……………	175
31.	日程第25	議案第84号	令和7年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号） ……	176
32.	日程第26	同意第2号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて ……	177
33.	日程第27	議員派遣の決定 ……………		178
34.	日程第28	閉会中の継続審査申出について		

	(総務常任委員長)	178
35. 日程第29	閉会中の継続調査申出について (総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営 委員長)	178
36. 閉 会	179

令和7年第4回志布志市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜日	種 別	内 容
12月 5日	金	本会議	開会・会期の決定・議案上程
6日	土	休 会	
7日	日	休 会	
8日	月	本会議	一般質問
9日	火	本会議	一般質問
10日	水	休 会	
11日	木	委員会	常任委員会
12日	金	委員会	予算常任委員会
13日	土	休 会	
14日	日	休 会	
15日	月	休 会	
16日	火	休 会	
17日	水	休 会	
18日	木	休 会	
19日	金	休 会	
16日	土	休 会	
17日	日	休 会	
18日	月	休 会	
19日	火	本会議	委員長報告・質疑・討論・採決・閉会

2. 付議事件

番号	事 件 名
報告第7号	専決処分の報告について (損害賠償の額を定め、和解することについて)
報告第8号	専決処分の報告について (損害賠償の額を定め、和解することについて)
承認第8号	専決処分の承認を求めることについて (令和7年度志布志市一般会計補正予算(第7号))
承認第9号	専決処分の承認を求めることについて (令和7年度志布志市一般会計補正予算(第8号))
議案第54号	志布志市多世代交流施設条例の制定について
議案第55号	志布志市ふるさと志基金条例の一部を改正する条例の制定について
議案第56号	志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第57号	志布志市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
議案第58号	志布志市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
議案第59号	志布志市立学校条例の一部を改正する条例の制定について
議案第60号	志布志市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第61号	志布志市スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例の制定について
議案第62号	志布志市蓬の郷(ふれあい交流センター)の指定管理者の指定について
議案第63号	志布志市蓬の郷(ふれあい交流センター以外の施設)の指定管理者の指定について
議案第64号	ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について
議案第65号	志布志市田之浦ふるさと交流館の指定管理者の指定について
議案第66号	志布志市内之倉農村広場及び潤ヶ野地区営農研修センターの指定管理者の指定について
議案第67号	有明開田の里公園及び有明農業歴史資料館の指定管理者の指定について
議案第68号	城山総合公園の運動施設の指定管理者の指定について
議案第69号	志布志運動公園の運動施設の指定管理者の指定について
議案第70号	コミュニティセンター志布志市文化会館の指定管理者の指定について
議案第71号	志布志市やっちくふれあいセンターの指定管理者の指定について
議案第72号	志布志市有明体育施設の指定管理者の指定について

- 議案第73号 森山地区生活改善研修センターの指定管理者の指定について
- 議案第74号 八野地区農業構造改善センターの指定管理者の指定について
- 議案第75号 令和7年度志布志市一般会計補正予算（第9号）
- 議案第76号 令和7年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第77号 令和7年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第78号 令和7年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 発議第8号 志布志市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第79号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第80号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第81号 工事請負契約の変更について
- 議案第82号 令和7年度志布志市一般会計補正予算（第10号）
- 議案第83号 令和7年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第84号 令和7年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 同意第2号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議員派遣の決定
- 閉会中の継続審査申出について
（総務常任委員長）
- 閉会中の継続調査申出について
（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長）

3. 一般質問

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
1 小野 広 嗣	1 地域防災力の向上について	(1) 近年、災害が激甚化、頻発化する中で、地域での備えの重要性が一層高まっている。市民一人一人が、防災を自分事として捉え、地域での役割を果たせるような環境づくりがますます求められている。本市の地域防災力の向上に向けた考え方について問う。	市 長
	2 高齢者等の見守り支援について	(1) 近年の高齢化に伴い、高齢者の生活を支える見守り支援の重要性が増している。特に一人暮らしの高齢者の増加が全国的にも課題となる中、見守り体制の充実が求められている。本市における高齢者の見守り支援の取組状況について問う。	市 長
		(2) 人生の終わりについて考える終活は、これからの人生を自分らしく最期まで充実させるとともに、残された家族などの負担を軽減させるためにも重要な取組であると考えているが、身寄りがない人、支え手がない人などへの支援について本市の認識を問う。	市 長
3 部活動の地域移行（地域展開）について	(1) 国は、これまで休日の部活動を段階的に地域へ移行することを目指していたが、地域全体で支えていくという趣旨に沿って、本年5月からは「地域移行」を「地域展開」に呼び方を変えている。これまでも部活動の地域移行について一般質問を重ねているが、その後の本市の現状について問う。	教 育 長	
2 野村 広 志	1 「まちづくり」の将来展望について	(1) 喫緊の課題である人口減少・少子高齢化や未曾有の災害への備えなど都市の構造が変化する中で、様々な社会情勢への対応は急務である。そこで、本市が目指すべき持続的で安心して暮らせる「まちづくり」の将来像・基本的方向性について見解を問う。	市 長

質問者	件名	要旨	質問相手	方
2 野村広志	1 「まちづくり」の将来展望について	(2) 東九州自動車道及び都城志布志道路のインターチェンジ周辺エリアが持つポテンシャルを本市の発展につなげるため、まちづくりの視点からどのような施策を検討しているのか問う。	市	長
		(3) 都市計画マスタープランにおいて地域生活拠点として位置付けられている地域については、拠点化をどのように進め振興を図っているのか問う。	市	長
		(4) 松山支所の機能複合化と道の駅等近隣施設を含めた災害に強い拠点化を図り、地域の活性化につなげていく考えはないか問う。	市	長
3 平野栄作	1 蓬の郷（ふれあい交流センター）について	(1) 蓬の郷（ふれあい交流センター）は、有明地域における市民の交流拠点の一つであるが、施設の老朽化が顕著であり、指定管理者制度を活用した今後の維持管理の継続も不透明に感じることから、以下の点について問う。 ① 今回の指定管理者の公募期間に応募がなかったことをどのように捉えているか。 ② 施設及び設備の老朽化が進んでいる中で、今後のふれあい交流センターの在り方をどのように考えているか。	市	長
	2 道路の伐採作業について	(1) 市道や農道の伐採について、人口の減少や高齢化によって作業が困難な自治会が増えている。また、近年では、雑草の成長が早く伐採作業が追い付いていないと感じられることから、以下の点を問う。	市	長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
3 平野 栄作	2 道路の伐採作業について	<p>① 伐採作業の現状と今後の考え方を問う。</p> <p>② 交差点の視認性が特に悪くなっている箇所メンテナンスフリー化を重点的に進めていく考えはないか問う。</p> <p>③ 庁舎内における関係部署間の連携を図った上で、各種団体への作業要請を行う考えはないか問う。</p>	市長
4 丸山 一	1 水道水の安全性について	(1) NPOオアシス水環境研究会が市内の河川や小・中学校の水質調査を実施しているが、市が毎月検査、公表している亜硝酸窒素の数値に違いがある。水道水の安全性に問題はないか問う。	市長
	2 急傾斜地対策について	<p>(1) 押切地区の急傾斜地について、土地の所有者が伐採を行っているが、大きな切株が斜面に多量に残されている。津波が発生した際の避難ルートでもあることから、市で急傾斜地の対策を講じることはできないか。</p> <p>(2) 令和5年第4回定例会において、通山地区の急傾斜地についての質問に対し、「どのような管理が県のほうで行われているかなどを含め、その実態を確認したい」との答弁であったが、その後の改善がみられないところである。現在の進捗状況は、どのようになっているか問う。</p>	市長
5 永田 梓	1 市営住宅について	(1) 松山地域の市営住宅に空きが増加している。現在の入居要件の緩和を検討できないか問う。	市長
	2 やっちくふれあいセンターの設備について	(1) やっちくふれあいセンターは、会議室が少なく市民の利用がしづらい状況にある。時代に合わせた改修を行い、誰もが利用しやすい施設にすることはできないか問う。	教育長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
7 栢山晋司	2 ユニバーサルプールの取組について	<p>(1) 令和5年6月定例会において、本市におけるユニバーサルビーチの取組について質問を行った。海岸での取組は意義深い一方、今後、本市では特別支援学校の分置が予定されており、多様な利用者が安全かつ安定的に利用できる環境整備も重要であると考えことから、以下の点について問う。</p> <p>① 屋内施設で管理しやすく、利用者の安全確保が図りやすいユニバーサルプールの取組についても検討すべきではないか。</p> <p>② ユニバーサルプールを含むユニバーサルレクリエーション施設の整備等、市としての基本的な考え方を問う。</p>	市長 教育長
	3 予防医療について	<p>(1) 医療費の負担が更に増加するといわれる2040年問題について、以下の点を問う。</p> <p>① 本市における2040年問題をどのように捉えているか。</p> <p>② 超高齢化社会であっても、健康な人が多い社会を目指し、更なる予防医療についての取組を検討してはどうか。</p>	市長
8 小園義行	1 志布志港港湾計画改訂について	<p>(1) 令和7年10月7日に県地方港湾審議会が開かれ、大幅な変更を盛り込んだ志布志港港湾計画を了承し、12月に計画改訂が告示される予定である。この計画改訂による本市への港湾改修負担金等を含めた影響をどのように受け止めているか。</p>	市長
	2 教育行政について	<p>(1) 新入学時における保護者への負担軽減を図るため、制服代等に対する購入補助をする考えはないか。</p>	市長 教育長
	3 水道事業について	<p>(1) 漏水等の故障が発生した場合、市民への対応は、どのようにされているか。</p>	市長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
8小園義行	3 水道事業について	(2) 以前のような修繕当番制に取り組む考えはないか。 (3) 水道課に水道関連の資格を持った職員を採用し、市民の利便性を図る考えはないか。	市 長 市 長
	4 政治姿勢について	(1) 市長の退職金について問う。	市 長

令和7年第4回志布志市議会定例会会議録（第1号）

期 日：令和7年12月5日（金曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告
- 日程第4 報告第7号 専決処分の報告について
(損害賠償の額を定め、和解することについて)
- 日程第5 報告第8号 専決処分の報告について
(損害賠償の額を定め、和解することについて)
- 日程第6 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて
(令和7年度志布志市一般会計補正予算（第7号）)
- 日程第7 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて
(令和7年度志布志市一般会計補正予算（第8号）)
- 日程第8 議案第54号 志布志市多世代交流施設条例の制定について
- 日程第9 議案第55号 志布志市ふるさと志基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第56号 志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第57号 志布志市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第12 議案第58号 志布志市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第13 議案第59号 志布志市立学校条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第60号 志布志市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第61号 志布志市スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第62号 志布志市蓬の郷（ふれあい交流センター）の指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第63号 志布志市蓬の郷（ふれあい交流センター以外の施設）の指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第64号 ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第65号 志布志市田之浦ふるさと交流館の指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第66号 志布志市内之倉農村広場及び潤ヶ野地区営農研修センターの指定管理

者の指定について

- 日程第21 議案第67号 有明開田の里公園及び有明農業歴史資料館の指定管理者の指定について
- 日程第22 議案第68号 城山総合公園の運動施設の指定管理者の指定について
- 日程第23 議案第69号 志布志運動公園の運動施設の指定管理者の指定について
- 日程第24 議案第70号 コミュニティセンター志布志市文化会館の指定管理者の指定について
- 日程第25 議案第71号 志布志市やっちくふれあいセンターの指定管理者の指定について
- 日程第26 議案第72号 志布志市有明体育施設の指定管理者の指定について
- 日程第27 議案第73号 森山地区生活改善研修センターの指定管理者の指定について
- 日程第28 議案第74号 八野地区農業構造改善センターの指定管理者の指定について
- 日程第29 議案第75号 令和7年度志布志市一般会計補正予算（第9号）
- 日程第30 議案第76号 令和7年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第31 議案第77号 令和7年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第32 議案第78号 令和7年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第33 発議第8号 志布志市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について

出席議員氏名（19名）

1 番 永 田 梓	2 番 栞 山 晋 司
3 番 稲 付 洋 平	4 番 隈 元 香穂子
6 番 市ヶ谷 孝	7 番 青 山 浩 二
8 番 野 村 広 志	9 番 八 代 誠
10 番 小 辻 一 海	11 番 持 留 忠 義
12 番 平 野 栄 作	13 番 西江園 明
14 番 丸 山 一	15 番 玉 垣 大二郎
16 番 鶴 迫 京 子	17 番 小 野 広 嗣
18 番 東 宏 二	19 番 小 園 義 行
20 番 福 重 彰 史	



地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 溝 口 猛
教 育 長 福 田 裕 生	総務課長兼選挙 管理委員会事務局長 鮎 川 勝 彦
財 務 課 長 坂 元 正 知	総合政策課長 川 上 桂 一 郎
コミュニティ推進課長 五 代 千 加 子	みなと振興課長 木 村 勝 志
シティセールス課長 大 迫 秀 治	税 務 課 長 藤 後 広 幸
市民環境課長 村 山 睦	福 祉 課 長 山 口 善 央
健康長寿課長 富 重 隆 之	こども子育て課長 若 松 利 広
農政畜産課長 萩 迫 和 彦	耕地林務課長 得 丸 八 郎
建 設 課 長 富 岡 裕	松山支所長兼 総務市民課長 折 田 孝 幸
有明支所長兼 地域振興課長 大 口 秀 昭	水 道 課 長 萩 原 政 彦
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 濱 田 茂	農 業 委 員 会 事 務 局 長 高 野 利 彦
教 育 総 務 課 長 児 玉 雅 史	学 校 教 育 課 長 淀 修 司
生 涯 学 習 課 長 河 野 尚 仁	



議会事務局職員出席者

事 務 局 長 和 佐 浩 教	議会グループリーダー 末 原 和 幸
サブリーダー 前 田 範 雄	サブリーダー 上 野 健 太 郎

午前10時00分 開会 開議

○議長（福重彰史議員） ただいまから、令和7年第4回志布志市議会定例会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。

—————○—————

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（福重彰史議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、小野広嗣議員と東宏二議員を指名します。

—————○—————

日程第2 会期の決定

○議長（福重彰史議員） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月19日までの15日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。
したがって、会期は、本日から12月19日までの15日間に決定しました。

—————○—————

日程第3 報告

○議長（福重彰史議員） 日程第3、報告を申し上げます。
さきの定例会から議会運営に関する申合せの期間までに受理した陳情は、お手元に配布の陳情文書表のとおりです。

陳情第6号は、総務常任委員会に付託します。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社志布志まちづくり公社から第34期事業報告書及び決算報告書並びに第35期事業計画書及び収支予算書が、また、監査委員から監査報告書が提出されましたので、配布しました。参考にしていただきたいと思ひます。

—————○—————

日程第4 報告第7号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め、和解することについて）

○議長（福重彰史議員） 日程第4、報告第7号、専決処分の報告についてを議題とします。
報告の内容について説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 報告内容の説明を申し上げます。

報告第7号、専決処分の報告につきまして、説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項につきまして、専決処分しましたので、同条第2項の規定により、御報告申し上げます。

令和7年10月29日に、市有地除草作業中の事故に関し、損害賠償の額を定め、和解したものであります。

内容につきましては、令和7年10月2日の午後2時40分頃、市有地敷地内の除草作業中に、職員が使用していた刈払機で過って雑草中の小石を跳ね、駐車場内に駐車していた和解の相手方が所有する軽自動車の運転席窓ガラスを破損したものであります。

事故の原因は、刈払作業前に雑草中の小石等の確認が不十分であったためであり、過失割合を市が100%、和解の相手方が0%とし、和解の相手方の所有する軽自動車の原形復旧に要する費用及び当該車両が使用できない間に要するレンタカー費用、合わせて18万7,150円を市が和解の相手方に賠償し、和解したものであります。

よろしく願い申し上げます。

○議長（福重彰史議員） ただいまの説明に対し、質疑があれば、許可します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。

以上で、専決処分の報告を終わります。



日程第5 報告第8号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め、和解することについて）

○議長（福重彰史議員） 日程第5、報告第8号、専決処分の報告についてを議題とします。報告の内容について説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 報告内容の説明を申し上げます。

報告第8号、専決処分の報告につきまして、説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項につきまして、専決処分しましたので、同条第2項の規定により、御報告申し上げます。

令和7年11月21日に、市道若浜8号線で発生した事故に関し、損害賠償の額を定め、和解したものであります。

内容につきましては、令和5年12月26日に、市道若浜8号線で、和解の相手方が所有し、その従業員が運転する車両が、南西から北東方向に走行し、道路左端に停車する際に、当該車両の左前輪がグレーチング蓋を跳ね上げ、当該車両の車体左側の燃料タンクを破損し、軽油が漏出したものであります。

その後、事件の和解に向けて、協議を進めていきましたが、和解の相手方は、令和6年9月6日に宮崎地方裁判所に、市を被告とする車体の原形復旧、漏出した軽油の処理に要した費用及び弁護士費用118万8,946円並びに遅延損害金を求めた損害賠償請求訴訟を提起しました。

訴訟の提起以来、同裁判所において審理されてきましたが、令和7年11月21日に同裁判所から和解勧告がなされたものであります。

事故の原因としては、市の道路の安全対策が不十分であったこと、和解の相手方の従業員が側溝のグレーチング蓋の跳ね上げの危険性を認識し、これを回避することが期待されること等から、

和解の相手方の主張する損害額のうち、弁護士費用を除いた車体の原形復旧及び軽油の処理に要した費用の約4割である45万円を市が和解の相手方に賠償し、和解したものであります。

よろしく願い申し上げます。

○議長（福重彰史議員） ただいまの説明に対し、質疑があれば、許可します。質疑はありませんか。

○19番（小園義行議員） あまりないケースですけど、ちょっと教えてください。協議を進めていた段階で相手方が訴訟を起こすというのは、珍しいケースですよ。それについては、本市の対応が相手に対してどうだったのか。向こうは向こうでそういう考えがあって、こうなる。その協議をしている中での訴訟に踏み切るといふ、その大きなものは、何だったのですか。最終的には和解ですけど、そこについては、今後の本市の対応の仕方等々も検証されなければいけないというふうに思うんですね。なぜそういう訴訟にまで発展したのかと、そこについて当局は、どういふふうに捉えられているのか、そのことが一つと、今後、そういったことにならないための対策、方針等々について庁舎の中でどんな議論があったのかということだけ、二つお願いします。

○建設課長（富岡 裕君） お答えします。

今回の事故につきましては、令和5年12月26日に発生しました。車両から軽油の流出があり、市においても海への流出を防ぐ措置を懸命に行った経緯もあり、当初、相手方からは今回の事故に対しては車両保険で対応するというところになったところでしたが、翌年の4月18日に相手方が弁護士を立てまして、費用負担の請求に関する書面の通知がなされたところです。そしてまた、同年5月9日には、相手方弁護士から国家賠償法上の設置管理の瑕疵が存するため、市に賠償責任が発生している旨の書面提出があり、本市においても代理人弁護士を立てて、請求排除交渉を行ってきたところでございます。その交渉を行ってきたのですが、相手側から9月6日に、宮崎地方裁判所都城支部に訴状の提出がなされたことにより、裁判になったということです。その中で、やはり争点となったところでございますが、まず相手方は、側溝にかぶせるグレーチング蓋が固定されていないことが原因でこのような事故が起きたと主張されました。市としましては、全国的に道路横断側溝にかぶせてあるグレーチングに関しては、道路を横断する車による跳ね上げを防ぐため、ボルト固定をすることになってはいますが、今回の事案に関しましては、縦断側溝にかぶせてあるグレーチングに関しては、車の走行を想定しないことからどの製品においてもボルトで固定する附属製品の設置箇所がないことから、本市の瑕疵はないことを裁判で争点としていただき、今回和解となったところでございます。

そして、2点目の今後の対応でございますが、まずは、このグレーチング蓋のボルト固定ではなく、あくまでもその道路の瑕疵ということで、外側線が今回消えていたということで、その外側線の視認がドライバーがなされていなかったということもあったことから、やはり建設課としては、外側線の引き直しを行ったところで、今後ともこういった縦断側溝があるところに関しましては、そういった外側線の設置の徹底を図っていきたいというふうに考えています。

○19番（小園義行議員） 分かりました。こういったことにならないような対応というのは、当

然、行政には求められているわけです。あわせて、こういう損害賠償の議案というのは、この議場で提案されないような道路行政に関しての日常的ないわゆる管理の在り方ですね、職員が会計年度任用職員合わせて600人、そして私たち議員も20人いるわけですので、日常的に道路の凹凸が発生したら、しっかりと口頭でいいわけですので、「ここが、穴ぼこがありますね」と、そういったものについて、六百数十人の人間が日常往来していく、そういう中で情報を共有していくというのが大事だなと思います。そういった意味で、今後、こういう損害賠償の議案が上がってこないような道路行政の在り方というのを、当局、私たち議員一人一人も含めて対応していく必要があるというふうに考えます。そういったものについては、当局の中でどんな議論になっているのですか。

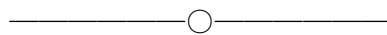
○市長（下平晴行君） やはり、こういう事故が起きたということは、先ほど課長が申したとおり、いわゆる外側線がしっかりとしていなかったということが大きな要点であったと思います。グレーチングについては、先ほど言いましたように、固定するというのは、これをしてしまうと、もうほとんどの箇所を固定しなければいけないということで、これは、できないということでもありますので、まずは外側線の設定の在り方、そして議員おっしゃったように、やはり気がついたことはしっかりと対応していくというのは、私は、経営指針の中の四つ目に入れてあります。そういうことも含めて、職員がかねてからどういうことがあった場合には、しっかりとその担当課に連絡して対応していくというようなことでの取組の指示もしているところでございます。

○議長（福重彰史議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） これで質疑を終わります。

以上で、専決処分の報告を終わります。



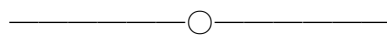
○議長（福重彰史議員） お諮りします。

日程第6、承認第8号及び日程第7、承認第9号、以上2件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、承認第8号及び承認第9号の2件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。



日程第6 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度志布志市一般会計補正予算（第7号））

○議長（福重彰史議員） 日程第6、承認第8号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第8号、専決処分の承認を求めることにつきまして、説明を申し上げます。

本案は、鹿児島県議会議員補欠選挙の実施に伴い、緊急に令和7年度志布志市一般会計予算を補正する必要が生じ、令和7年10月15日に、令和7年度志布志市一般会計補正予算（第7号）を専決処分しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,739万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ334億8,777万2,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして、説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の県支出金の県委託金は、県議会議員選挙費交付金を2,421万8,000円増額するものであります。

予算書の6ページをお開きください。

歳入の繰入金は、財政調整基金繰入金を318万円増額するものであります。

予算書は7ページ、付議案件説明資料は3ページをお開きください。

歳出の総務費の選挙費は、鹿児島県議会議員補欠選挙を2,739万8,000円計上するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福重彰史議員） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

○19番（小園義行議員） この専決されました志布志・大崎選挙区の補欠選挙のですね、それぞれのまちの投票率、そして得票数をちょっと教えていただけますか。

○選挙管理委員会事務局長（鮎川勝彦君） お答えいたします。

志布志市選挙区では投票率が36.43%でございます。当日の有権者数が2万3,084人、投票者数は8,409人でございます。大崎町選挙区でございますが、投票率が67.10%、当日の有権者数が9,621人、投票者数が6,456人。合計といたしまして、投票率が45.45%、当日有権者数が3万2,705人、投票者数が1万4,865人でございます。

○議長（福重彰史議員） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第8号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、承認第8号は、承認することに決定しました。

○

日程第7 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度志布志市一般会計補正予算（第8号））

○議長（福重彰史議員） 日程第7、承認第9号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第9号、専決処分の承認を求めることにつきまして、説明を申し上げます。

本案は、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金事業の実施に伴い、緊急に令和7年度志布志市一般会計予算を補正する必要性が生じ、令和7年11月10日に、令和7年度志布志市一般会計補正予算（第8号）を専決処分しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ770万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ334億9,547万2,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして、説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の国庫支出金の国庫補助金は、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を770万円計上するものであります。

予算書は6ページ、付議案件説明資料は4ページをお開きください。

歳出の民生費の社会福祉費は、高齢者施設等の防災・減災対策を推進し、災害により長期の停電等が発生した場合であっても、施設機能を維持するために必要な電源を確保するための非常用自家発電設備の整備に要する経費を助成する地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金事業を770万円計上するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福重彰史議員） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第9号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、承認第9号は、承認することに決定しました。



日程第8 議案第54号 志布志市多世代交流施設条例の制定について

○議長（福重彰史議員） 日程第8、議案第54号、志布志市多世代交流施設条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第54号、志布志市多世代交流施設条例の制定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、子供から高齢者までの多世代の交流を促進し、居場所となる場所及び機会を提供するとともに、交流人口の増加及びにぎわいの創出を図るため、志布志市多世代交流施設を設置することとし、その名称及び位置、開館時間等に関する事項を定める必要があるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総合政策課長（川上桂一郎君） それでは、議案第54号、志布志市多世代交流施設条例の制定について、補足して説明を申し上げます。

付議案件説明資料は、5ページからになります。

今回、本年度着工しておりました旧ひばりビルの改修工事が令和7年度中に完成する見込みとなり、令和8年度7月に一般の方々へ供用開始を予定していることから、多世代交流施設として設置するための条例を制定するものでございます。

それでは、議案書を御覧ください。

第1条では「設置目的」を、第2条では「名称及び位置」を規定しております。

第3条は「指定管理者による管理」、第4条は「指定管理者が行う業務」を規定しております。

第5条では、「開館時間」を規定しており、午前9時から午後9時までとしていますが、屋内遊び場については、午後6時までとしております。

第6条では、「休館日」を規定しており、第1号で「毎月の第2、第4火曜日（その日が国民の祝日に当たるときは、その翌日）」とする、第2号では「12月31日及び1月1日」としております。

第7条では「利用の許可」を、第8条では「利用の制限」を、第9条では「利用権の譲渡禁止」を、第10条では「原状回復義務」を規定しております。

第11条では、「利用料金の納入」を規定しており、金額については、次のページの別表第1により、屋内遊び場を利用する場合、「子供1人当たり1時間につき400円」、次のページの別表第2により、交流室を利用する場合、「1席1時間につき300円」等と定めております。

第12条では、「利用料金の収入」を規定しており、利用料金を指定管理者の収入としています。

第13条では「利用料金の減免」を、第14条では「利用料金の不還付」を規定しております。

第15条では「損害賠償義務」を、第16条では「委任」を、第17条では「過料」を規定しております。

なお、附則において、この条例の施行日を、公布の日から9か月以内の規則で定める日から施行すると規定しております。また、指定管理者の指定及び施設の供用に必要な準備行為は、施行日前に行うことができることを定めております。

以上で、補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福重彰史議員） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

○13番（西江園 明議員） 委員会の中で審議されると思いますので、ただ1点だけ、この第6条にあります休館日を第2と第4火曜日というふうにしたという何か理由があるんですか。よく公共施設は、月曜日とかいうふうになっていますけれども、火曜日にした理由だけをお伺いします。

○総合政策課長（川上桂一郎君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、月曜日というのが大体公の施設の休館日ということなのですが、この施設につきましては、やはり子供の屋内遊戯ということで、いろいろサウンディング調査とか、このような施設を運営されている方や企業等からもいろいろ情報をお聞きしたところ、やはり火曜日というのが、なかなか利用者が少ないという傾向があるということをお聞きまして、またそういったところも調査をしたところ、火曜日の休館日があるということで、今回、第2、第4の火曜日を条例の中に盛り込んだところでございます。

○13番（西江園 明議員） 一緒に聞けばよかったのですが、働き方が云々と言われる中で、月に2回とした理由は、何かあるんですか。

○総合政策課長（川上桂一郎君） 毎週というよりは、やはりもっとこの施設を利用させていただきたいということで、またサウンディングの中でも、「隔週というより、月に2回程度のほうが妥当ではないか」というような意見等も伺いまして、より多くの方にやはり利用していただきたいということで、第2、第4を設けたところでございます。

○議長（福重彰史議員） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第54号は、総務常任委員会に付託します。

—————○—————

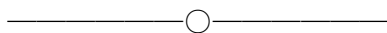
○議長（福重彰史議員） お諮りします。

日程第9、議案第55号及び日程第10、議案第56号、以上2件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号及び議案第56号の2件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。



日程第9 議案第55号 志布志市ふるさと志基金条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福重彰史議員） 日程第9、議案第55号、志布志市ふるさと志基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第55号、志布志市ふるさと志基金条例の一部を改正する条例の制定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、かごしま応援寄附金募集推進協議会の解散に伴い、かごしま応援寄附金に係る鹿児島県交付金が廃止されたこと及び鹿児島県と市が単独でふるさと納税制度による寄附を募集している状況にあることから、同交付金の交付が見込めないため、同交付金を志布志市ふるさと志基金の財源から除く必要があるものであります。

内容につきましては、第1条中「(かごしま応援寄附金に係る鹿児島県交付金を含む。)」を削るものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行します。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福重彰史議員） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 討論なしと認めます。

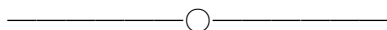
これから採決します。

お諮りします。議案第55号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は、原案のとおり可決することに決定しました。



日程第10 議案第56号 志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福重彰史議員） 日程第10、議案第56号、志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第56号、志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の施行による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、利用乳幼児に対する健康診断の全部又は一部を行わないことができる場合を追加する措置が講じられたため、当該措置に関する規定を改める必要があるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○こども子育て課長（若松利広君） 議案第56号、志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足して御説明申し上げます。

付議案件説明資料の10ページをお開きください。

第17条でございますが、家庭的保育事業者等は、入園の際、利用乳幼児に対し、健康診断を行う必要がございますが、例外として児童相談所等において行う利用開始前の健康診断を受けている場合、その内容が実施すべき健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、当該健康診断を行わないことができると規定しているところでございます。

今回の改正により、この要件に加え、市町村が行う乳幼児健康診査につきましても、実施すべき健康診断の全部又は一部に相当すると認められる場合は、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができるよう、改めるものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で、補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福重彰史議員） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第56号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は、原案のとおり可決することに決定しました。



日程第11 議案第57号 志布志市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条

例の制定について

○議長（福重彰史議員） 日程第11、議案第57号、志布志市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第57号、志布志市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律による児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準については、条例で定めることとする措置が講じられたため、これを定める必要があるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○こども子育て課長（若松利広君） 議案第57号、志布志市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきまして、補足して御説明申し上げます。

付議案件説明資料の11ページをお開きください。

初めに、1の概要等でございます。児童福祉法の改正により、生後6か月から満3歳未満で、保育所等に通っていない子供を育てている家庭が、就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業が新たに創設されたところでございます。

乳児等通園支援事業は、令和8年度から全自治体で実施されることとなりますが、市町村の認可事業であることから、国の乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を基に、事業者認可に係る基準を定めるものであります。

2の乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準に係る本市の考え方でございますが、国が示した基準を基に、市の基準を定めるところでございます。本市の実情に、国と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国の基準と同様の基準を定めるものとなっております。

3の乳児等通園支援事業の区分でございますが、一般型と余裕活用型の二つの区分があるところでございます。本事業は、保育所や認定こども園等での実施を想定していますが、一般型は、保育所等の本体とは別に定員を設け、専従職員を配置して実施するものであり、主な設備や職員の基準は、表のとおりであります。

余裕活用型は、保育所等の本体の利用定員に空きがある場合に、その利用定員の範囲内で実施するもので、設備や職員の基準は、それぞれ本体の事業基準に基づいて実施するものとしております。

それでは、議案を御覧ください。

第1条につきましては本条例の趣旨を、第2条につきましては本条例で使用される用語の定義を定めています。

第3条、第4条につきましては児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な保育の

水準を確保するための最低基準について、第5条につきましては乳児等通園支援事業者が守らなければならない一般原則について定めるものであります。

第6条につきましては非常災害に対する計画等や訓練の実施について、第7条につきましては安全計画の策定について、第8条につきましては自動車を運行する場合において、乗車及び降車の際に、乳幼児の所在確認を行うことについて定めるものであります。

第9条、第10条につきましては事業所の職員の一般的条件等について、第11条につきましては他の社会福祉施設を併設する場合の職員の取扱い等について定めるものであります。

第12条につきましては利用乳幼児に対する差別的取扱いの禁止を、第13条につきましては虐待等の禁止を、第14条につきましては設備等の衛生管理や感染症等の予防、蔓延防止のための研修等の実施について、第15条につきましては食事の提供を行う場合の設備基準を定めるものであります。

第16条につきましては事業者が運営について定めるべき重要事項の規程内容について、第17条につきましては職員や財産等の帳簿等の整備について定めるものであります。

第18条につきましては職員の秘密保持等、第19条につきましては苦情への対応について定めるものであります。

第20条につきましては、事業運営の形態として、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業の2類型を定めるものであります。

第21条から第24条までにつきましては、保育所等の本体とは別に定員を設け、専従職員を配置して実施する一般型乳児等通園支援事業の設備の基準、職員の配置、支援の内容等について定めるものであります。

なお、一般型につきましては、設備の基準としては、0歳から1歳児は乳児室が1人当たり1.65平方メートル又はほふく室が3.3平方メートル、2歳児は保育室又は遊戯室が1人当たり1.98平方メートルと定めるものであります。

一般型の職員を配置する基準は、0歳・1歳児については、おおむね3人につき従事者1人以上、2歳児がおおむね6人につき従事者1人以上とし、原則として、2人の従事者の配置が必要と定めるものであります。

第25条及び第26条につきましては、保育所等の本体の利用定員に余裕がある場合に、利用定員の範囲内で実施する余裕活用型乳児等通園支援事業の設備及び職員の基準等について定めるものであります。

余裕活用型乳児等通園支援事業については、鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例など、保育所、幼保連携型認定こども園等、それぞれ本体の基準に基づいて事業を実施することになります。

第27条につきましては、乳児等通園支援事業に係る記録等については、書面以外に電磁的記録によることもできることを定めるものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行します。

ただし、第22条の2については、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令により、新たに追加された条であるため、同府令の施行日である令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上で、補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福重彰史議員） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

○19番（小園義行議員） 委員会付託ということですけど、ちょっとお願いします。これは、もう実際やられているんですね。現在行われている一時預かり事業との関連というのは、どんなふう考えたらいいんだろうかというのが一つです。この条例は、市長のほうから、「基準については、条例で定めることとする措置が講じられたため定める」ということです。実際に事業がないものでも条例はいっぱいあるわけですけど、仮にこれがなされた場合に、直接契約みたいなふうにはなっていますよね。公的責任というのは、市が持つのか、それともその対象の法人が持つのか。そういったものについてだけ、一時預かり事業との関連と公的責任がどうなるんだろうという、それだけちょっとお示しをいただきたいと思います。

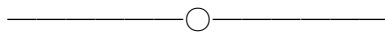
○子ども子育て課長（若松利広君） この乳児等通園支援事業は、令和8年4月からの実施を想定しているところでございます。既に一時預かり事業というものは、各保育園等で実施されているところでございますけれども、一時預かり事業につきましては、家庭において保育を受けることが困難な場合や、保護者の身体的負担等を軽減するために行うものでございます。今回の乳児等通園支援事業につきましては、家庭とは異なる経験や年齢の近い子供との関わり等を通じて、子供たちの育ちを応援し、良質な生育環境を整備するため、子供のための通園支援事業ということで認識をしていただければ結構だと思います。あと、公的なその責任でございまして、その施設の認定等につきましては市町村が行いますので、その施設の不備等を私どものほうで見落とした、そういったものについては、当然、市のほうで責任を負うことになろうかと思っておりますけれども、基本的には、その運営である保育園が担うことになるかと思っております。

○議長（福重彰史議員） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第57号は、文教厚生常任委員会に付託します。



日程第12 議案第58号 志布志市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（福重彰史議員） 日程第12、議案第58号、志布志市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第58号、志布志市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定につき

まして、説明を申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律による子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準については、条例で定めることとする措置が講じられたため、これを定める必要があるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○子ども子育て課長（若松利広君） 議案第58号、志布志市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定につきまして、補足して御説明申し上げます。

付議案件説明資料の12ページをお開きください。

1の概要等でございます。乳児等通園支援事業者が乳児等通園支援給付費の支給を受けるためには、議案第57号の児童福祉法に基づく認可基準とは別に、子ども・子育て支援法に基づく給付の対象事業者として適当な者であることの確認を受ける必要があるところです。

この確認は、市町村が行い、その基準は条例で定めることとされていることから、必要な基準を定めるものであります。

なお、市町村から確認を受けた乳児等通園支援事業者のことを特定乳児等通園支援事業者として区分しています。

2の特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準に係る本市の考え方でございますが、国が示す基準を基に、市の基準を定めるところでございます。本市の実情に、国と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国の基準と同様の基準を定めるものとなっております。

3では、乳児等通園支援事業の利用の際の流れを図示しています。利用に当たっては、利用者は、まず、市に利用認定申請を行い、利用認定後、事業者と面談を行ったのち、日時等の予約を行い、利用開始となる流れとなります。

議案を御覧ください。

第1条につきましては本条例の趣旨を、第2条につきましては本条例で使用される用語の定義を定めています。

第3条につきましては乳児等通園支援事業を実施するに当たっての一般原則や基本方針について、第4条につきましては利用定員に関する基準について定めています。

第5条につきましては、乳児等通園支援事業の利用の開始前に、事業者と利用者において面談を実施することを定めています。面談に当たっては、基本的事項の伝達を行うとともに、園の重要事項等の説明を行い、その内容について、保護者の同意を得ることを義務付けています。

第6条につきましては事業者は、利用の申込みを受けた際に、正当な理由なく提供を拒否することの禁止を定め、第7条につきましては保護者が希望する施設を利用できるよう、市が行う利用調整等に対する協力について定めるものであります。

第8条につきましては利用に際し、事業者は、支給認定証を確認すること、第9条につきましては認定を受けていない方からの利用申込みがあった場合の支援について定めるものであります。

第10条につきましては支援の提供に当たって、子供とその保護者の心身の状況や子供の養育環境の把握に努めることについて、第11条につきましては乳児等通園支援事業から認定こども園等に利用が移る場合に、円滑な移行ができるような連携体制について定めるものであります。

第12条につきましては支援提供時の記録の作成について、第13条、第14条につきましては法定代理受領や保護者負担とする費用の取扱い等について定めるものであります。

第15条につきましては事業者は、子供や保護者の心身等の状況に応じ、適切な支援を行うこと、第16条につきましては事業者は、提供したサービスを自ら評価することについて定めるものであります。

第17条から第19条までにつきましては、乳児等通園支援事業を実施するに当たり、利用者や市、関係団体等との連絡・相談体制等について必要な措置を講じることについて定めるものであります。

第20条につきましては、事業者が運営について定めるべき重要事項の規程について定めるものであります。

第21条につきましては職員の勤務体制等の基準を、第22条につきましては事業者は、利用定員を遵守することを、第23条につきましては重要事項説明書を掲示することについて定めるものであります。

第24条につきましては子供に対する差別的取扱いをすることの禁止を、第25条につきましては虐待等の禁止を、第26条につきましては事業所職員、管理者等に対する秘密保持や個人情報保護について定めるものであります。

第27条につきましては利用者が適切な施設を選択できるよう事業者は情報提供を行うことを、第28条につきましては紹介料などの利益供与等を禁止するものであります。

第29条につきましては、苦情を受け付けるための窓口の設置や苦情を受け付けた場合の記録等について定めるものであります。

第30条につきましては運営に当たっての地域との連携について、第31条につきましては事故発生の防止及び発生時の対応について定めるものであります。

第32条につきましては乳児等通園支援事業の会計を他の事業会計と区分すること、第33条につきましては各種記録の整備と記録の保存を、第34条については電磁的記録等について定めるものであります。

なお、この条例は、令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上で、補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福重彰史議員） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第58号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第13 議案第59号 志布志市立学校条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福重彰史議員） 日程第13、議案第59号、志布志市立学校条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第59号、志布志市立学校条例の一部を改正する条例の制定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、志布志市立伊崎田小学校及び志布志市立伊崎田中学校を施設一体型小中一貫校とするため、同中学校の位置を改めるとともに、様々な理由で学校を欠席している児童生徒の学びの保障を実現するための義務教育学校を新たに設置するため、その名称及び位置を定める必要があるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○教育総務課長（児玉雅史君） それでは、議案第59号、志布志市立学校条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足して御説明申し上げます。

付議案件説明資料の13ページの新旧対照表をお開きください。

今回、志布志市立伊崎田中学校及び新たに設置する義務教育学校について、学校条例の一部を改正し、その名称と位置を定めようとするものでございます。

第1条中、中学校の後ろに「義務教育学校」を加えようとするものです。

別表2中、伊崎田中学校の位置を「伊崎田8866番地」から「伊崎田8845番地1」に改め、別表3として、新たに義務教育学校の表を追加しようとするものでございます。

学校の名称を「志布志市立悠志学園」、位置は「有明町野井倉1756番地11」としています。

附則第2項において、暴力団排除条例第11条第1項中に義務教育学校を加えています。

14ページをお開きください。

附則第3項において、いじめの防止等に関する条例第2条第3号に義務教育学校を加え、第22条の同法第49条の次に第49条の8を加えるものでございます。

なお、この条例は、令和8年4月1日から施行するものでございます。

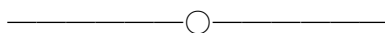
以上で、説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（福重彰史議員） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第59号は、文教厚生常任委員会に付託します。



日程第14 議案第60号 志布志市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福重彰史議員） 日程第14、議案第60号、志布志市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第60号、志布志市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、学校教育法による就学に必要な経費の援助に関する事務の効率化を図るため、個人番号の利用範囲に当該事務を加えるとともに、特定個人情報の提供に関する規定を定める必要があるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○教育総務課長（児玉雅史君） それでは、議案第60号、志布志市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足して御説明申し上げます。

マイナンバーを含む個人情報のことを特定個人情報と申します。

改正の趣旨といたしましては、現在、就学援助の認定の際に必要な所得等の情報については、文書により税務課等へ照会していますが、今回条例を改正し、特定個人情報の提供を受けられるようにすることで、直接、教育委員会で税情報等を照会することができるようにし、効率的に事務が行えるようにしようとするものでございます。

条例改正がこの時期となったことにつきましては、これまでも就学援助事務に係る特定個人情報の提供につきまして検討を続けておりましたが、別途、システム改修費が発生することもあり、見合わせてきておりました。

今回、自治体情報システムの標準化に合わせてシステム改修を行うことで、特別な費用を要しないことから、事務改善を進めようとするものでございます。

付議案件説明資料の15ページの新旧対照表をお開きください。

第4条の改正は、別表第1と新たに加える別表第3に教育委員会の字句が出てくることから、「第3項」を「以下」に改めるものでございます。

第5条は、特定個人情報の提供を加える規定となっています。番号法第19条におきまして、限定的に明記された場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならないとされています。市長部局間で特定個人情報をやり取りする場合は、特定個人情報の利用となりますが、市長部局と教育委員会部局間で特定個人情報をやり取りする場合は、同一地方公共団体内の異なる行政機関になることから、特定個人情報の利用ではなく、特定個人情報の提供に当たるとされています。教育委員会部局が市長部局から特定個人情報の提供を受けるためには、番号法第19条第11号の規定に基づき、教育委員会に対して特定個人情報を提供することができる旨を条例で定める必要があることから、第5条として、特定個人情報の提供に関する規定を加えるものでございます。

第6条の改正は、第5条に特定個人情報の提供に関する規定を加えたことに伴い、条を繰り下げるものがございます。

次に、別表第1の改正は、特定個人番号の利用事務に教育委員会が行う学校教育法による就学に必要な経費の援助に関する事務を加えるものです。

次に、別表第2の次に、特定個人情報を提供するため、別表第3として、情報照会機関、事務、情報提供機関及び特定個人情報を規定するものがございます。

なお、この条例は、令和8年10月1日から施行するものがございます。国の個人情報保護委員会が示すスケジュールによりますと、12月定例会で本条例を議決していただいた場合、1月上旬までに国の個人情報保護委員会へ届出を行う必要がございます。その後、同委員会の審査を経まして、令和8年10月から情報連携が開始となることから、令和8年10月1日を施行日とするものがございます。

以上で、説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（福重彰史議員） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第60号は、文教厚生常任委員会に付託します。

—————○—————

○議長（福重彰史議員） お諮りします。

日程第15、議案第61号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第15 議案第61号 志布志市スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福重彰史議員） 日程第15、議案第61号、志布志市スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第61号、志布志市スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例の制定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、スポーツ基本法の一部改正により、地方スポーツ推進計画をスポーツに関連する他の計画と一体のものとして定めることができる措置が講じられたことに伴い、志布志市スポーツ推

進審議会の所掌事務を改める必要があるものであります。

内容につきましては、志布志市スポーツ推進審議会の所掌事務を定めている第2条第1号中「地方スポーツ推進計画」の次に「(同条第2項の規定によりこれと一体のものとして定めるスポーツに関連する他の計画を含む。)」を加えるものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行します。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福重彰史議員） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第61号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第16 議案第62号 志布志市蓬の郷（ふれあい交流センター）の指定管理者の指定について

○議長（福重彰史議員） 日程第16、議案第62号、志布志市蓬の郷（ふれあい交流センター）の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第62号、志布志市蓬の郷（ふれあい交流センター）の指定管理者の指定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、志布志市蓬の郷のふれあい交流センターの管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、志布志市蓬の郷のふれあい交流センターの指定管理者となる団体を株式会社蓬の郷とし、指定の期間を令和8年4月1日から令和11年3月31日までとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福重彰史議員） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第62号は、産業建設常任委員会に付託します。



日程第17 議案第63号 志布志市蓬の郷（ふれあい交流センター以外の施設）の指定管理者の指定について

○議長（福重彰史議員） 日程第17、議案第63号、志布志市蓬の郷（ふれあい交流センター以外の施設）の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第63号、志布志市蓬の郷（ふれあい交流センター以外の施設）の指定管理者の指定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、志布志市蓬の郷のふれあい交流センター以外の施設の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、志布志市蓬の郷のふれあい交流センター以外の施設の指定管理者となる団体を特定非営利活動法人志布志みどりのプロジェクトとし、指定の期間を令和8年4月1日から令和13年3月31日までとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福重彰史議員） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第63号は、産業建設常任委員会に付託します。



日程第18 議案第64号 ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について

○議長（福重彰史議員） 日程第18、議案第64号、ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第64号、ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、ダグリ公園の公園施設の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、ダグリ公園の公園施設の指定管理者となる団体を株式会社谷口製作所とし、指定の期間を令和8年4月1日から令和13年3月31日までとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福重彰史議員） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第64号は、産業建設常任委員会に付託します。



日程第19 議案第65号 志布志市田之浦ふるさと交流館の指定管理者の指定について

○議長（福重彰史議員） 日程第19、議案第65号、志布志市田之浦ふるさと交流館の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第65号、志布志市田之浦ふるさと交流館の指定管理者の指定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、志布志市田之浦ふるさと交流館の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、志布志市田之浦ふるさと交流館の指定管理者となる団体を田之浦校区コミュニティ協議会とし、指定の期間を令和8年4月1日から令和13年3月31日までとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福重彰史議員） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第65号は、文教厚生常任委員会に付託します。



日程第20 議案第66号 志布志市内之倉農村広場及び潤ヶ野地区営農研修センターの指定管理者の指定について

○議長（福重彰史議員） 日程第20、議案第66号、志布志市内之倉農村広場及び潤ヶ野地区営農研修センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第66号、志布志市内之倉農村広場及び潤ヶ野地区営農研修センターの指定管理者の指定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、志布志市内之倉農村広場及び潤ヶ野地区営農研修センターの管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、志布志市内之倉農村広場及び潤ヶ野地区営農研修センターの指定管理者となる団体を潤ヶ野校区コミュニティ協議会とし、指定の期間を令和8年4月1日から令和13年3月31日までとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福重彰史議員） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第66号は、文教厚生常任委員会に付託します。



日程第21 議案第67号 有明開田の里公園及び有明農業歴史資料館の指定管理者の指定について

○議長（福重彰史議員） 日程第21、議案第67号、有明開田の里公園及び有明農業歴史資料館の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第67号、有明開田の里公園及び有明農業歴史資料館の指定管理者の指定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、有明開田の里公園及び有明農業歴史資料館の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、志布志市有明開田の里公園及び有明農業歴史資料館の指定管理者となる団体を志布志市開田の村管理組合とし、指定の期間を令和8年4月1日から令和13年3月31日までとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福重彰史議員） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第67号は、文教厚生常任委員会に付託します。



日程第22 議案第68号 城山総合公園の運動施設の指定管理者の指定について

○議長（福重彰史議員） 日程第22、議案第68号、城山総合公園の運動施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第68号、城山総合公園の運動施設の指定管理者の指定につきまして、説明を申し上げます。

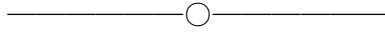
本案は、城山総合公園の運動施設の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、城山総合公園の運動施設の指定管理者となる団体を公益社団法人志布志市シルバー人材センターとし、指定の期間を令和8年4月1日から令和13年3月31日までとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福重彰史議員） これから、質疑を行います。質疑はありますか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。
ただいま議題となっています議案第68号は、文教厚生常任委員会に付託します。



日程第23 議案第69号 志布志運動公園の運動施設の指定管理者の指定について

○議長（福重彰史議員） 日程第23、議案第69号、志布志運動公園の運動施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第69号、志布志運動公園の運動施設の指定管理者の指定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、志布志運動公園の運動施設の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

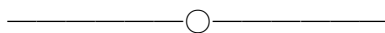
内容につきましては、志布志運動公園の運動施設の指定管理者となる団体を特定非営利活動法人志布志スポーツクラブとし、指定の期間を令和8年4月1日から令和13年3月31日までとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福重彰史議員） これから、質疑を行います。質疑はありますか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第69号は、文教厚生常任委員会に付託します。



日程第24 議案第70号 コミュニティセンター志布志市文化会館の指定管理者の指定について

○議長（福重彰史議員） 日程第24、議案第70号、コミュニティセンター志布志市文化会館の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第70号、コミュニティセンター志布志市文化会館の指定管理者の指定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、コミュニティセンター志布志市文化会館の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、コミュニティセンター志布志市文化会館の指定管理者となる団体を特定非営利活動法人志布志生涯学習センターとし、指定の期間を令和8年4月1日から令和13年3月31日までとするものであります。

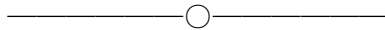
よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福重彰史議員） これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第70号は、文教厚生常任委員会に付託します。



日程第25 議案第71号 志布志市やっちくふれあいセンターの指定管理者の指定について

○議長（福重彰史議員） 日程第25、議案第71号、志布志市やっちくふれあいセンターの指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第71号、志布志市やっちくふれあいセンターの指定管理者の指定につきまして説明を申し上げます。

本案は、志布志市やっちくふれあいセンターの管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会への議決を求めるものであります。

内容につきましては、志布志市やっちくふれあいセンターの指定管理者となる団体を株式会社スワンテックとし、指定の期間を令和8年4月1日から令和13年3月31日までとするものであります。

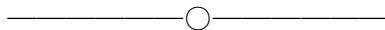
よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福重彰史議員） これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第71号は、文教厚生常任委員会に付託します。



日程第26 議案第72号 志布志市有明体育施設の指定管理者の指定について

○議長（福重彰史議員） 日程第26、議案第72号、志布志市有明体育施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第72号、志布志市有明体育施設の指定管理者の指定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、志布志市有明体育施設の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、志布志市有明体育施設の指定管理者となる団体を公益社団法人志布志市シルバー人材センターとし、指定の期間を令和8年4月1日から令和13年3月31日までとするものであります。

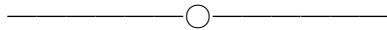
よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福重彰史議員） これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第72号は、文教厚生常任委員会に付託します。



日程第27 議案第73号 森山地区生活改善研修センターの指定管理者の指定について

○議長（福重彰史議員） 日程第27、議案第73号、森山地区生活改善研修センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第73号、森山地区生活改善研修センターの指定管理者の指定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、森山地区生活改善研修センターの管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、森山地区生活改善研修センターの指定管理者となる団体を森山校区コミュニティ協議会とし、指定の期間を令和8年4月1日から令和13年3月31日までとするものであります。

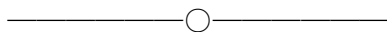
よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福重彰史議員） これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第73号は、文教厚生常任委員会に付託します。



日程第28 議案第74号 八野地区農業構造改善センターの指定管理者の指定について

○議長（福重彰史議員） 日程第28、議案第74号、八野地区農業構造改善センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第74号、八野地区農業構造改善センターの指定管理者の指定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、八野地区農業構造改善センターの管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、八野地区農業構造改善センターの指定管理者となる団体を八野地区ふるさと協議会とし、指定の期間を令和8年4月1日から令和13年3月31日までとするものであります。

す。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福重彰史議員） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第74号は、文教厚生常任委員会に付託します。



日程第29 議案第75号 令和7年度志布志市一般会計補正予算（第9号）

○議長（福重彰史議員） 日程第29、議案第75号、令和7年度志布志市一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第75号、令和7年度志布志市一般会計補正予算（第9号）につきまして、説明を申し上げます。

本案は、令和7年度志布志市一般会計歳入歳出予算につきまして、障害児通所支援給付事業、自立支援給付費支給事業等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（坂元正知君） 議案第75号、令和7年度志布志市一般会計補正予算（第9号）について、その概要を補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に2億2,166万9,000円を追加し、予算の総額を337億1,714万1,000円とするものでございます。

補正予算書の3ページ、補正予算説明資料は1ページをお開きください。

第2表の繰越明許費でございますが、予算成立後の事由に基づき、年度内にその支出が終わらない見込みがあるため、農地・農業用施設災害復旧事業1億2,850万円を地方自治法第213条第1項の規定に基づき、翌年度に繰り越して使用するものでございます。

なお、詳細につきましては、説明資料をお目通しください。

補正予算書の4ページ、補正予算説明資料は2ページをお開きください。

第3表、債務負担行為補正につきましては、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為ができる事項、期間を定め、小児科開設支援事業及び学校給食センター調理配送業務委託事業で、限度額を総額で4億2,203万8,000円と定めるものであります。

次に、歳入歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

まず、歳入予算でございますが、予算書の7ページをお開きください。

15款、国庫支出金、1項、国庫負担金、2目、民生費国庫負担金は、介護給付・訓練等給付費

を4,050万円、障害児通所支援給付費負担金を4,390万円増額しています。

11ページをお開きください。

16款、県支出金、2項、県補助金、2目、民生費県補助金は、地域子ども・子育て支援事業を299万1,000円増額しています。

12ページをお開きください。

19款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金は、今回の財源調整として6,019万9,000円増額、5目、地域づくり推進基金繰入金は、防犯街灯維持管理等事業等に充当する経費として166万8,000円増額、15目、ふるさと志基金繰入金は、子ども医療費助成事業等に充当する経費として2,162万9,000円増額しています。

次に、歳出予算でございます。

予算書は15ページ、説明資料は4ページをお開きください。

2款、総務費、2項、徴税費、2目、賦課徴収費は、滞納縮減及び収納率向上を図るため、令和8年度に地方税法第739条の5の規定に基づき、個人住民税の滞納者を県に引き継ぎ、県の特別滞納整理班による納税指導及び滞納整理を実施するため、個人住民税等徴収対策強化事業を104万3,000円計上しています。

予算書は17ページ、説明資料は4ページから5ページになります。

3款、民生費、1項、社会福祉費、3目、自立支援費は、執行見込額の増額に伴い、自立支援給付費支給事業を8,100万円、障害児通所支援給付事業を8,780万円、それぞれ増額しています。

予算書は、18ページをお開きください。

3款、民生費、2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費は、放課後児童クラブ運営委託料の執行見込額の増額に伴い、放課後健全育成事業を897万5,000円、説明資料は6ページになりますが、子ども医療費助成事業を2,018万円、それぞれ増額しています。

同じく説明資料の6ページ、令和6年度子ども・子育て支援給付金事業等の補助金における実績確定に基づき、国庫補助精算による返還金を総額で627万1,000円計上しています。

予算書は22ページ、説明資料は7ページをお開きください。

10款、教育費、3項、中学校費、1目、学校管理費は、小中一貫校伊崎田学園の職員室の整備において、購入予定であったワゴンやキャビネット等の物品が物価上昇により現予算では必要数の購入できない状況となったため、小中一貫校伊崎田学園職員室スマートオフィス導入事業を200万9,000円増額しています。

予算書は24ページ、説明資料は8ページをお開きください。

5項、保健体育費、2目、体育施設費は、物価高騰により光熱水費、燃料費及び原材料費の不足が見込まれるため、体育施設指定管理委託事業を173万円増額しています。

以上が補正予算（第9号）の主な内容でございますが、詳細につきましては、説明資料を御参照ください。よろしくお願い申し上げます。

○議長（福重彰史議員） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第75号は、予算常任委員会に付託します。

○

○議長（福重彰史議員） お諮りします。

日程第30、議案第76号から日程第32、議案第78号まで、以上3件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思いません。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号から議案第78号までの3件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

○

日程第30 議案第76号 令和7年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（福重彰史議員） 日程第30、議案第76号、令和7年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第76号、令和7年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、説明を申し上げます。

本案は、令和7年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出予算につきまして、子ども・子育て支援金制度に伴うシステム改修業務委託等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ864万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ46億2,145万9,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして、説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の国庫支出金の国庫補助金は、子ども・子育て支援事業費補助金を864万2,000円計上するものであります。

予算書の6ページをお開きください。

歳出の総務費の総務管理費は、子ども・子育て支援金制度に伴うシステム改修業務委託料等として738万2,000円増額するものであります。

予算書の7ページを御覧ください。

歳出の諸支出金の一般会計繰出金を16万円増額するものであります。

予算書の8ページをお開きください。

歳出の予備費を110万円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福重彰史議員） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第76号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号は、原案のとおり可決することに決定しました。



日程第31 議案第77号 令和7年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（福重彰史議員） 日程第31、議案第77号、令和7年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第77号、令和7年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、説明を申し上げます。

本案は、令和7年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算につきまして、子ども・子育て支援金制度に伴うシステム改修業務委託等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ402万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ5億2,751万8,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして、説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の国庫支出金の国庫補助金は、子ども・子育て支援事業費補助金として402万3,000円を計上するものであります。

予算書の6ページをお開きください。

歳出の総務費の総務管理費は、子ども・子育て支援金制度に伴うシステム改修業務委託料等として386万3,000円を増額するものであります。

予算書の7ページを御覧ください。

諸支出金の一般会計繰出金を16万円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福重彰史議員） これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第77号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号は、原案のとおり可決することに決定しました。



日程第32 議案第78号 令和7年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（福重彰史議員） 日程第32、議案第78号、令和7年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第78号、令和7年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、説明を申し上げます。

本案は、令和7年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出予算につきまして、介護保険システム改修事業に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ87万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ44億7,805万2,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして、説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の国庫支出金の国庫補助金は、事業費補助金として43万9,000円を計上するものであります。

予算書の6ページをお開きください。

繰入金的一般会計繰入金は、事務費繰入金として43万9,000円を増額するものであります。

予算書の7ページを御覧ください。

歳出の総務費の総務管理費は、電算システム業務委託料として87万8,000円を増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福重彰史議員） これから、質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 討論なしと認めます。
これから採決します。
お諮りします。議案第78号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。
したがって、議案第78号は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

○議長（福重彰史議員） 日程第33、発議第8号については、委員会提出の議案ですので、会議規則第37条第2項の規定により委員会への付託を省略します。

—————○—————

日程第33 発議第8号 志布志市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福重彰史議員） 日程第33、発議第8号、志布志市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

○議会運営委員長（小園義行議員） ただいま議題となりました発議第8号、志布志市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について、趣旨説明を申し上げます。

提出の理由は、政務活動費制度について、最近における経済社会情勢の変化に対応するとともに、政務活動費の収支報告の透明性の向上を図るため、領収書等収支報告書の添付書類の見直しを行うほか、政務活動費の適正な支出を図るための規定を整備する等の措置を講じる必要があるものであります。

詳細につきましては、お配りしています説明資料の新旧対照表のとおりであります。

最後に附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。趣旨説明といたします。

○議長（福重彰史議員） これから、質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。発議第8号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、発議第8号は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（福重彰史議員） 以上で、本日の日程は、終了しました。

12月8日は、午前10時から本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでございました。

午前11時41分散会

令和7年第4回志布志市議会定例会会議録（第2号）

期日：令和7年12月8日（月曜日）午前10時00分

場所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 一般質問

小野 広 嗣

野村 広 志

平野 栄 作

丸山 一

永田 梓

青山 浩 二

栢山 晋 司

小園 義 行

出席議員氏名（19名）

1 番 永 田 梓	2 番 栞 山 晋 司
3 番 稲 付 洋 平	4 番 隈 元 香穂子
6 番 市ヶ谷 孝	7 番 青 山 浩 二
8 番 野 村 広 志	9 番 八 代 誠
10 番 小 辻 一 海	11 番 持 留 忠 義
12 番 平 野 栄 作	13 番 西江園 明
14 番 丸 山 一	15 番 玉 垣 大二郎
16 番 鶴 迫 京 子	17 番 小 野 広 嗣
18 番 東 宏 二	19 番 小 園 義 行
20 番 福 重 彰 史	



地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 溝 口 猛
教 育 長 福 田 裕 生	総 務 課 長 鮎 川 勝 彦
財 務 課 長 坂 元 正 知	総合政策課長 川 上 桂 一 郎
コミュニティ推進課長 五 代 千 加 子	みなと振興課長 木 村 勝 志
シティセールス課長 大 迫 秀 治	税 務 課 長 藤 後 広 幸
市民環境課長 村 山 睦	福 祉 課 長 山 口 善 央
健康長寿課長 富 重 隆 之	こども子育て課長 若 松 利 広
農政畜産課長 萩 迫 和 彦	耕地林務課長 得 丸 八 郎
建 設 課 長 富 岡 裕	松山支所長兼 総務市民課長 折 田 孝 幸
有明支所長兼 地域振興課長 大 口 秀 昭	水 道 課 長 萩 原 政 彦
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 濱 田 茂	農 業 委 員 会 事 務 局 長 高 野 利 彦
教 育 総 務 課 長 児 玉 雅 史	学 校 教 育 課 長 淀 修 司
生 涯 学 習 課 長 河 野 尚 仁	危 機 管 理 監 黒 川 晃



議会事務局職員出席者

事 務 局 長 和 佐 浩 教	議 会 グ ル ー プ リ ー ダ ー 末 原 和 幸
サ ブ リ ー ダ ー 前 田 範 雄	サ ブ リ ー ダ ー 上 野 健 太 郎

午前10時00分 開議

○議長（福重彰史議員） これから、本日の会議を開きます。

○

日程第1 一般質問

○議長（福重彰史議員） 日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、17番、小野広嗣議員の一般質問を許可します。

○17番（小野広嗣議員） それでは、改めましてこんにちは。年の瀬も迫り、慌ただしい季節になりました。明年初頭には市議選、市長選も行われる予定であります。任期満了までその責務を果たすとともに、今任期最後の一般質問を行います。それでは早速、質問通告書に従い、順次質問いたします。

近年、災害が激甚化、頻発化する中で、地域での備えの重要性が一層高まっています。大規模災害が発生した際には、行政だけでの対応には限界があり、地域の中で助け合える関係性や体制の構築が重要であり、市民一人一人が防災を自分事として捉え、地域での役割を果たせるような環境づくりがますます求められています。そこで、本市における地域防災力のさらなる向上に向けた取組について、伺います。

次に、高齢者の見守り支援について、質問いたします。

近年の高齢化に伴い、高齢者の生活を支える見守り支援の重要性が増しています。特に、一人暮らしの高齢者の増加が全国的にも課題となる中、見守り体制の充実が求められています。本市も食生活の改善や見守り支援を行うため、「食」の自立支援事業、配食支援事業を実施するほか、近隣の支え合いや自治会、民生委員、コミュニティ協議会、見守り協力員などの取組と様々行われていますが、今後の見守り体制のさらなる充実のためにも、本市における高齢者の見守り支援の現状について、伺いたいと思います。

次に、身寄りがない人、支え手がない人などへの支援について、質問いたします。

本市の65歳以上の高齢者は、令和12年、2030年には、高齢化率が40%を超えることが予想されており、人口の2.5人に1人の割合となります。そうした中で、今後は、身寄りがない、また、いても支え手がないなど、そうした隙間的な人や制度のはざままで当てはまらない人への支援が必要ではないかと思えます。また、人生の終わりについて考える終活は、これからの人生を自分らしく最期まで充実させるとともに、残された家族などの負担を軽減させるためにも重要な取組であると考えていますが、一方で身寄りがない人、支え手がない人などへの支援について、本市の認識を伺いたいと思います。

次に、部活動の地域移行（地域展開）について、伺いたいと思います。

国は、これまで休日の部活動を段階的に地域へ移行することを目指してきていますが、地域全体で支えていくという趣旨に沿って、本年5月からは、「地域展開」と呼び方を変えています。令和8年度からの6年間で改革実行期間とし、休日については、次期改革期間内に原則全ての部

活動において地域展開の実現を目指すこととしています。そこで、これまでも部活動の地域移行については一般質問を重ねてきていますが、その後の本市の現状について、伺っておきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 小野議員の御質問にお答えします。

初めに、地域防災力の向上について、お答えします。

地域防災力の向上につきましては、地域住民、コミュニティ協議会、自主防災組織、消防団や行政と多様な主体が適切に役割分担をしながら、相互に連携協力して取り組むことが重要であるとの考えの下、住民の防災に関する意識を高め、自発的な防災活動への参加を促進するなど、地域における防災体制の強化を図るため、市では、各種防災講演会の開催、出前講座の実施、情報通信体制や備蓄品の整備、防災訓練等に取り組んでいるところでございます。

続きまして、高齢者等の見守り支援のうち、本市の取組状況につきまして、お答えします。

本市の高齢者の見守り支援については、一人暮らしの高齢者が増加している現状を深刻に受け止め、「共に助け合い 心豊かに 笑顔で生き生きと暮らせるまち」を基本理念に、見守り体制の充実を図り、見守り支援や早期に相談できる体制づくりを講じる必要があるというふうに認識しています。主な取組としては、民生委員による見守り活動や地域福祉ネットワーク事業にて地域での見守り活動の構築を図っています。また、「食」の自立配食支援事業、緊急通報システム設置事業、高齢者見守りステッカーの配布等を行い、見守り活動を行う体制整備を図っているところでございます。

続きまして、高齢者の見守り支援のうち、終活への認識につきまして、お答えします。

本市においては、単身高齢者が増加する中、身寄りがいない人や支え手のない人への支援を重要課題として捉えています。特に終活の一環として、人生の最期を自分らしく過ごすための支援体制の整備に力を入れてまいります。人生の最期をどのように過ごしたいか本人の意向を事前に聞いて、自分らしい最期を迎えることを支援することや、必要な体制を整えて市民の皆様が安心して暮らせるまちづくりの実現に向けて努力したいというふうに考えているところであります。

なお、部活動の地域移行につきましては、教育長がお答えします。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

部活動の地域展開につきましては、国や県の動向を踏まえながら、中学生が安心して活動できるように、各種団体等の協力を得て円滑に進めていけるよう努めてまいりたいと考えています。本市では、令和5年度から志布志市地域部活動推進協議会を設置し、令和8年度以降の部活動の地域展開を目指して協議を行っております。現在、部活動から地域クラブに登録する際の認定要綱や申請する際の提出書類等について準備を進めるとともに、学校、保護者等に説明を行っております。また、協議会の中で、地域展開に向けての課題や問題点を整理しながら、その解決に向けて熟議し、取組を進めているところでございます。教育委員会といたしましては、生徒、保護者、地域、学校等の状況やその意向を十分に踏まえ、協議会等で今後も熟議を重ね、本市にとってより良い形での地域展開の在り方を見いだしながら、それぞれの学校の状況に応じて丁寧に進めて

まいりたいと考えています。

○17番（小野広嗣議員） 市長、教育長、それぞれ答弁をいただきましたので、まず市長のほうに、一問一答方式で順次質問をしてみたいと思います。

まず初めに、地域防災力の向上についてであります。質問の冒頭にも述べましたが、大規模災害が発生した際には、当然、行政だけでの対応には限界がありました。地域の中で支え合える関係性や体制の構築が重要だと思っています。特に、避難所の運営や要配慮者への支援など、災害時の実働を担う人材の確保、育成は、今後、ますます重要になると思っています。地域の防災力を高める上で、こうした担い手をどのように育て、支援していくのかが問われていると思いますが、この点について、本市としてのこれまでの取組と今後の方向性について、伺っておきたいと思っています。

○市長（下平晴行君） 議員がお話しされたように、行政だけでの対応には限界があるということは、内閣府が示す避難情報ガイドラインにも示されており、『『自らの命は自らが守る』』という意識を持ち、自らの判断で主体的な避難行動をとることが必要である」と書かれています。その上で、大規模災害時の避難所運営とその実働を担う人材の確保、育成は、重要になっているというふうに認識をしているところであります。現在、大隅地域振興局を通じて避難所運営訓練の実施について協議を進めているところであり、それを参考に、まずは、できることから考えの下、各コミュニティ協議会単位等で、避難所運営についての訓練を実施していきたいというふうに考えているところでございます。

○17番（小野広嗣議員） これまでの取組と今後の方向性を、今、述べていただきました。少し具体的にお聞きをしたいと思っています。本市には、自治会を主体とした自主防災組織がございしますが、現在、本市の自主防災組織は幾つあり、組織率はどのようになっているのか、まずお聞かせをください。

○危機管理監（黒川 晃君） 本市の自主防災組織につきましては、令和7年4月1日現在で組織数が305で、地域世帯数が1万2,899世帯、82.8%の組織率となっております。

○17番（小野広嗣議員） ただいま自主防災組織数305、組織率が現在のところ82.8%と示されましたが、今示されたこの自主防災組織のそれぞれが災害時に等しく機能するかというと、私は、甚だ心細い思いがいたしています。先ほど市長から述べていただきましたが、防災講演会とかをされていることは十分存じ上げています。今後は、こういった自治会単位、あるいは自治会の小さい単位が合同とか、そういったところで定期的にこの自主防災活動説明会のようなものを行って、自主防災組織の重要性や地域で懸念される災害について取り組むべき活動内容をお互いに共有することが大事ではないかと思っています。また、小学校区などでも地区防災計画のためのセミナー等を行って、有識者を講師として招いたりして、計画の必要性や作成方法を学ぶことで、地域の防災力向上に資する取組も大事ではないかと思いますが、この2点、併せてお聞きしたいと思っています。

○危機管理監（黒川 晃君） 本市といたしましても、各地域ごとの定期的な訓練や自主防災活

動を実施していただくことは、大変重要なことであると考えています。これまでも、コミュニティ協議会の研修会等の場におきまして、防災に関するお話の要望があれば、いつでも伺う旨をお伝えしているところでございます。

○17番（小野広嗣議員） 今、私のほうからも述べさせていただきました、いわゆる自主防災組織というのを構築する、その自治会単位でのしっかりとした勉強会というか、情報の共有というのをですね、大変でしょうけども、これをやっていかないとうまく機能していかないというのは、もう目に見えていますので、そこは、今後、検討方を求めておきたいと思っています。

次に、組織の核となるリーダーを対象にした取組というのは、本市でも多少行われていますが、全国の自治体も防災対策には熱心に取り組んでおり、中には、年数回の防災研修会に被災を経験した他の地域の防災リーダーを招いて、実際の災害経験から得た知識や教訓を学ぶ機会を提供し、理論だけでは得られない実践的な知識の習得を目指して、地域住民の防災に対する認識を深め、地域の防災力向上を図っています。こういった取組も大事ではないかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○危機管理監（黒川 晃君） 実体験に基づいた講話等は、より聴く人の心に響き、防災に対する意識の向上につながるとともに、防災訓練を行う際にも参考になる点が多々あるものと思われます。今後、防災意識の向上策の一つとして関係機関と調整し、実施の方向で努力してまいりたいと考えています。

○17番（小野広嗣議員） そういう答弁でありますので、実施に向けて鋭意、取り組んでいただきたいというふうに思います。これに関連して、実は、内閣府が行っている事業に、避難生活支援リーダー／サポーター研修というのがございます。これは、地域のボランティア人材に避難生活環境改善のための知識とノウハウを身につけてもらうためのモデル研修になります。地域のボランティア人材の発掘、育成を図り、発災時には行政職員や支援者等と連携をし、良好な避難生活環境の確保を図ることによって、災害死・災害関連死ゼロの実現を目指しています。今年度、国は、こういった研修を自治体単独で開催する、いわゆるこの自走式研修を新たなモデル事業として開始をしております、参加自治体の募集を行っています。初年度の開催自治体に27市区町村が選定をされています。本市にもこれにエントリーしてほしかったんですが、まずこの点に関する本市の認識と明年以降、ぜひともエントリーしていただきたいものだと思います。お考えを伺いたいと思います。

○危機管理監（黒川 晃君） スキルの高い災害ボランティア人材が各地に育成され、人材の層を増やしていく取組の一つとして行われている避難生活支援リーダー／サポーター研修事業につきましては、避難生活環境改善のための知識、ノウハウを身につけることのできるすばらしい研修であると認識しています。研修事業につきましては、避難所生活支援や自主防災組織の活性化支援、リーダー育成に関するもの等、様々な研修があることから、より効果的な研修への参加と周知を行ってまいりたいと考えています。

○17番（小野広嗣議員） 明年、エントリーは、どうでしょうか。

○危機管理監（黒川 晃君） 検討をしたいと考えています。

○17番（小野広嗣議員） では、エントリーに向けて、ぜひ、検討方を求めておきたいと思います。

あと、普及啓発の工夫という視点でお聞きをしたいと思います。災害についての知識を得るだけでなく、自分だったらどうするかを具体的に考える機会が日頃からあるといいなと思っておりました。先進事例を見ていきますと、仙台市ではVR映像視聴による災害体験を行っており、参加した方たちから、「疑似体験によって、災害の脅威を感じた」、「備える大切さを学んだ」などの声が上がっており、より実感をもって学べる手法も全国的に増えてきています。防災への意識づけに効果があるのではないかと考えています。大規模地震など被災経験が少ない志布志市民にとって、災害を実感できる機会の提供は、防災意識の向上に効果的であると考えています。本市では、市民の皆さんが災害を身近なこととして捉え、行動につなげていけるような学びの場について、どのような工夫をしておられるのか、また今後、どのように広げていかれようとしているのかお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 本市では、毎年のように訪れる台風等の風水害への認識や備えは、ある程度意識している方々が多いように感じているところでございますが、地震や津波といった経験したことのない災害への意識は、大規模災害発生直後は高くなるものの、年月の経過とともに低くなっているというふうに感じているところでございます。「百聞は一見にしかず」と言われますように、視覚による災害体験は、大変効果が高いと思われまますので、VR映像視聴も含め、災害を実感できるよう機会の創出へ向けて調査研究をしてまいりたいというふうに考えています。

○17番（小野広嗣議員） 今、市長も言われましたように、この『「百聞は一見にしかず」』、疑似体験を通して防災意識を高めていく」と、非常に大事なことであろうと思って今申し上げています。本市でも今後、今、市長が述べられた調査研究をしていかれる中で、そこに限ったことではないのですが、例えば、ひばりビルですね、多世代交流館という形で今後活かしていくわけですので、こういったところで防災展示コーナーのようなものを設けて、地震体験VRを設置していただけたらと考えています。それによって、誰でも気軽に地震発生時の室内の状況を疑似体験できるほか、地震や火災、洪水などの自然災害に関する知識や対策を視覚的に分かりやすく紹介できるものであると考えています。特に、家族連れや子供たちにも親しみやすい工夫をしていただいて、実際の防災グッズや避難手順についても学ぶことができるようにすることが大切かと思っています。今後は、国土交通省など関係機関で所有する最新型の体験型VR機がありますので、そういったものも活用していただき、より効果的な学びを提供できるようにするとともに、啓発に努めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） これまで防災グッズや防災情報の展示等につきましては、出前講座やイベント時において行ってきており、先日の市制施行20周年記念式典の際にもトイレカーの展示も行ったところで、今月、要望のあった市内の各学校での展示も実施することとしているところであります。先ほどの答弁でも申し上げましたが、視覚による災害体験は、効果が高いと思われる

ことから、これまで同様の展示等を継続しながら、旧ひばりビルを含め、常設の展示場所の設置について調査研究をしてまいりたいというふうに考えています。

○17番（小野広嗣議員） ぜひとも、今、市長が述べていただいたように、常設の展示、そこで市民が防災意識を常に学ぶ機会があるということが大事かと思imasるので、前向きな検討を加えていっていただきたいというふうに思います。

あとですね、今の観点とも関係するんですが、防災訓練や啓発活動は、参加者が限られてしまうことが多いわけですね。どうすれば幅広い世代の方に関心を持っていただけるかが課題の一つではないかと思っています。今も市長が言われたように、イベントですね、こういったイベントと組み合わせた形の普及啓発などは本市も行っていますが、全国的にも様々な工夫をして行っているようでもあります。ただいま述べました仙台市では、例えば、消防職員が防災・減災アドバイザーに選任をされ、防災、減災の情勢や災害対応力の向上を図るため、普及啓発に力を入れています。研修会の講師、またテレビやラジオ、新聞、広報紙への寄稿など、様々な機会情報提供をしております、びっくりしたんですけど、何と1年間で200回程度の普及啓発に取り組んでいます。こういった取組は、市民にとって日常的に目にする機会が増えてきていますので、防災意識の向上につながっていているということが言われています。本市においても、防災にちょっと参加してみようと思えるようなきっかけづくりや気軽に関わられる環境づくりに向けた取組について、これまで以上に工夫が必要ではないかと思imasますが、その点、いかがでしょうか。

○危機管理監（黒川 晃君） 今回の御質問を受けまして、宮城県仙台市での防災・減災アドバイザーの活動を調べさせていただいたところ、本市においても参考にできる取組があると感じたところでございます。現在、危機管理グループにおいて、安全・安心メールやコミュニティFMを利用し、月1回防災情報を発信しています。また、市職員向けには、情報掲示板での防災情報の発信を行いながら、一方で、防災講話の機会をいただけるよう依頼し、各種団体等に対し、防災に関するお話をさせていただいています。今後は、季節や時期に応じた親しみやすい防災情報について、その対象を市民に広げ、市ホームページや市公式LINE、安全・安心メール等を活用し、情報発信を行うことで、市民の防災意識の向上を図ってまいりたいと考えています。

○17番（小野広嗣議員） 分かりました。

あとですね、自分の暮らす地域にどんな災害リスクがあるかを知ることは、防災の出発点になるんだろうと思います。同じ志布志市内でも、浸水や土砂災害など、地域ごとにリスクの種類や大きさは異なっており、住民一人一人がその情報を知って備えることが大切だと思っています。本市もハザードマップなどは配布されていますが、その活用や地域ごとの学びの場など、災害リスクに関して誰もが分かりやすい形で、防災意識の定着と地域のつながりが深まるような取組が大事かと思imas。その点、いかがでしょうか。

○危機管理監（黒川 晃君） 志布志市総合防災マップの活用につきましては、現在、月に2回から3回出向く出前講座の中で、その活用方法等について丁寧に説明しているところでございます。

す。また、その地域に応じた防災の在り方をはじめ、日頃の備えの大切さを説明させていただいています。来年度からは、気象庁等から発表される防災気象情報について、その表現が大きく変更されることにもなっていることから、市民の皆様が迷うことなく情報を把握し、理解できるよう周知してまいりたいと考えています。

○17番（小野広嗣議員） 今、述べていただきましたが、災害には、先ほど述べたように地域特性がありますので、市民に必要な情報を確実に届けるために、鋭意、知恵を出していただきながら、今後も関係機関とも連携をしていただき、啓発に努めていただきたいというふうに思っています。

次ですが、防災組織の担い手不足に関して、少しここで視点を変えて質問をしてみたいと思います。昨年12月の議会で、私は、多文化共生社会の実現に向けた質問を市長のほうにいたしました。そのときですね、市内在住の外国籍の方は、760名で、鹿児島県で5番目に多い比率でありましたが、今回、当局にお尋ねをしたところ、10月30日現在で既に900人と、かなり早いペースで増えており、特に若い方が多いようであります。そういった状況の中で、同じような他の自治体では、早くから消防団として地域の守りに多くの外国籍の方に協力してもらっている事例が増えてきています。消防資機材の運搬や消防水利の確保、避難誘導、警戒活動、さらに平時における広報や防火、防災の啓発といった活動は、いわゆる公権力の行使に該当しないということで、外国籍の方が従事できる分野であることが、実は、本年1月の消防庁通知によって示されています。法に抵触しない範囲において消防団活動への従事もできますし、災害時に通訳を担ったり、一般のイベントの誘導とかにも関わっていたりと様々あるようであります。今後は、国の制度として育成就労制度が始まってまいります。これまでの技能実習制度に代わるもので、外国人材の育成と人手不足の解消を両立させることを目指しています。そうなってきますと、外国籍の方々も、さらに本市でも増えてくると思います。担い手不足については、そういった視点に立った取組も今後は必要ではないかと思っておりますが、市長は、その点どのようにお考えでしょうか。

○市長（下平晴行君） 本年1月31日付の「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に向けた取組事項について」の通知の一部におきまして、団員確保に向けた取組として、外国人消防団員の活用が記載されています。市消防団員数は、定数に満たない中で、団員の維持、確保は、重要な課題でありますので、現在活動いただいている消防団員の皆様の考えも伺いながら、外国人消防団の活用につきましては調査研究してまいりたいというふうに考えています。

○17番（小野広嗣議員） ぜひとも、前向きに考えていただきたいと思います。他市での事例を見ますと、永住権を取得しているかを基準にしている自治体、あるいは日常会話ができて指示命令等が理解できるということとか、様々なくくりの中で公権力を行使しない範囲で活用しています。これは、交付金も活用できる制度となっておりますので、ぜひ調査研究をしていただきたいと思っております。

あと、もう1点、自治体によっては、自主防災組織の中に中学生、高校生の防災リーダーを育て、取り入れているところがございます。将来の地域防災を担う人材を育成する上でも極めて有

意義な取組であると、私は思っています。地域の防災活動に積極的に参加することなどによって、世代間の交流の促進や防災意識の連鎖を生み出すことや、さらに親世代や地域全体を巻き込んだ地域防災力の向上も期待をされます。本市においても、この中学生・高校生防災リーダーの育成を目指して検討を進めていただきたいと思いますものだと思いますが、その点、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） これからの地域を担う若い世代の方々に、地域に関わり、地域の方々と交流していただくことは、地域防災力の向上につながることはもちろんのこと、地域の活性化にもつながる大変重要なことだというふうに考えています。これまでも、ある学校には相談をさせていただいたこともあります。中学生、高校生がどのような形で地域防災に関わっていくことが最適か、引き続き、関係機関と協議をしまいたいというふうに考えています。

○17番（小野広嗣議員） 例えば、本市でも山重小学校の児童が消防に関する訓練をしたりしていますが、そういったことをはじめとして、地域でやはり自分が役に立つ存在なんだと、その有用感といいますか、それを感じられる取組も必要ではないかと、そういった思いもあったものですから、今回、この中学生・高校生防災リーダーの推奨について質問したところであります。教育長には通告をしておりますが、この点、お考えがあれば、お聞かせください。

○教育長（福田裕生君） 現在、本市におきましては、山重小学校に消防活動をしている少年団がございます。毎年、出初め式でもその状況を披露してくれているところでございます。今、議員御指摘の中・高校生がこの防災活動にいかに関わっていけるか、また、いざというときに活動の手助けができるかということは、大変重要なことだと考えていますので、様々な視点から検討していく価値があるというふうに捉えています。例えば、学校運営協議会の中でとか、地域コミュニティの中でどういう関わりができるか等々、様々な視点からの検討が必要だと思っています。

○17番（小野広嗣議員） 地域防災力を向上させていくためには、市民一人一人が自分事として防災に関わる環境づくりがまず重要だと思っています。小さな学びや参加の積み重ねが担い手の育成にもつながります。今後も、市民が主体的に参加しやすい形で防災意識を定着させ、地域の絆を強める取組をぜひ積極的に進めていただくことを要請し、次の質問に入りたいと思います。

次です。先ほど本市における高齢者の見守り支援の取組状況について、市長にお答えをいただきましたが、何点か具体的にお聞きをしたいと思います。まず、本市では、65歳以上の高齢者や高齢者のみの世帯、障害者手帳をお持ちの方等への緊急通報システムの設置事業を行っていますが、この緊急通報システムの具体的な内容について、お聞かせをください。

○健康長寿課長（富重隆之君） 緊急通報システムの設置事業につきましては、一人暮らし高齢者等の緊急事態における不安を解消するために、住宅に緊急通報システム機器を設置し、急病などの緊急時に緊急ボタンを押すことで、看護師等のオペレーターが常駐する委託業者の通信センターにつながり、安否確認の対応を行うものであります。また、緊急時以外での相談対応や定期的な安否確認の電話連絡等も行っており、一人暮らしの高齢者等の安全な在宅生活を支援する内容となっています。

○17番（小野広嗣議員） 私も、その点については多少理解をいたしておりました。特にこの高

齢者の安全確保において、非常に大きな役割を担っているものであると思います。この緊急通報システムのここ数年の設置状況の推移について、お聞かせをください。

○健康長寿課長（富重隆之君） 各年度末時点での設置状況になりますが、令和4年度が35件、令和5年度が30件、令和6年度が25件となっており、ここ数年では減少傾向にあるところがございます。

○17番（小野広嗣議員） データ的にも少し頂いたんですが、私のほうでも少し減少傾向かなというふうに思っています。この緊急通報システムには、申請前の注意点として通話可能な電話回線、いわゆるNTT回線が必要とあり、緊急事態が発生した場合に、すぐに安否確認を行うことができる協力者が2人以上必要となっている、まずこの点ですね。そして、緊急通報システムには、固定電話に装置を設置する固定型のものと、固定電話回線がない方向けの無線型があり、それぞれ今述べていただいたように、緊急用と相談用のボタンがございます。本市では、無線型はまだ導入されておりませんが、内部での検討状況等についてもお聞かせください。

○健康長寿課長（富重隆之君） 緊急通報システムの利用に当たりまして、NTT回線を持っていない方や協力員の確保が難しいといった相談については、増えてきている状況でございます。現在、委託事業者と令和9年7月末までの長期継続契約を締結して事業のほうを実施していますが、今後、次期事業者の選定作業を進めていく中で、携帯型端末の導入など事業の見直し等について、十分協議してまいりたいというふうに考えています。

○17番（小野広嗣議員） 前向きな答弁だったと思います。ぜひとも、そういった要請、あるいはくりの緩和と申しますか、そういう規定の緩和とかも含めて、検討方をしていただければと思います。この緊急通報システムには、緊急用と相談用のボタンがあるわけですが、実際にこの緊急ボタンが押され、緊急対応した件数と相談の件数等について、それぞれ分かる範囲でお聞かせをください。

○健康長寿課長（富重隆之君） 緊急通報システムの活用状況につきましては、委託業者より月ごとに緊急相談件数及び相談内容等の報告を受けているところがございます。また、救急車の要請を行った場合等については、随時、連絡のほうを受けているところがございます。救急相談件数につきましては、利用者が緊急ボタンと相談ボタンを押した件数となりますが、令和6年度が緊急68件、相談24件となっている状況であります。特に、緊急件数につきましては、年度により若干の変動はございますが、令和6年度につきましては、前年度と比較しますと、39件増加したところであります。なお、ショートステイの利用等で自宅を不在とするような連絡等についても、緊急・相談ボタンを押してセンターに連絡している状況でありますので、そういった連絡についても、先ほど報告した件数に含まれているというところであります。

○17番（小野広嗣議員） ただいま述べていただいた数字を見ていくと、いわゆる緊急通報システムが実際の生活の中で確実に機能をして、高齢者の命や健康を守る重要な役割を果たしていることを示していると思います。今後は、先ほども少し述べていただきましたが、より多くの高齢者が安心して暮らせる地域社会を実現するためにも、この緊急通報システムの利用条件の緩和に

ついてもしっかりと協議をしていただきながら、必要な方に必ず設置していただけるよう、制度のさらなる周知徹底を図っていただきたいと思っております。いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 事業の利用に当たっては、NTT回線を持っていないことや協力員の確保が難しいという相談も増えてきている状況でありますので、次期事業者の選定等を進める中で、事業の見直しについて検討を行ってまいりたいというふうに考えています。また、周知につきましても、広報紙やホームページ、チラシ等、複数の方法により実施し、高齢者本人や周辺の支援者にも情報が伝わるように努めてまいりたいというふうに考えています。

○17番（小野広嗣議員） 前向きな答弁をいただき、理解をいたしました。

次に、見守り支援を兼ねた「食」の自立支援事業、配食支援事業について、お伺いをしたいと思います。これらの事業の過去5年ほどの実績、利用者数、配食数などについて、お聞かせください。

○健康長寿課長（富重隆之君） まず、一般会計のほうで実施しています「食」の自立支援事業の実績についてになりますが、令和2年度が利用者数につきましては170人、令和3年度が132人、令和4年度が85人、令和5年度が81人、令和6年度が110人となっています。配食数につきましては、令和2年度が1万500食、令和3年度が4,948食、令和4年度が3,361食、令和5年度が2,995食、令和6年度が3,501食となっています。次に、介護保険特別会計のほうで実施しています配食支援事業については、任意事業と総合事業分を合計した数字となりますが、利用者数につきましては、令和2年度が880人、令和3年度が662人、令和4年度が447人、令和5年度が419人、令和6年度が529人となっています。配食数につきましては、令和2年度が2万5,906食、令和3年度が2万1,088食、令和4年度が1万3,669食、令和5年度が1万2,598食、令和6年度が1万6,560食となっています。

○17番（小野広嗣議員） 今、細やかに述べていただきました数字を、ここでしっかりと答弁の中で述べていただきたいということで求めておきました。そういったこの「食」の自立支援事業、配食支援事業等をこれまで展開されてきた。以前は、社協も中心になってやっていた、そして今は引き継がれているのですが、これまでの事業の展開の中で、この見守りという観点からその成果としてはどのようなケースがあったのか。また、その件数なども分かる範囲でお示しいただければ、ありがたいと思っております。

○健康長寿課長（富重隆之君） 委託している配食支援事業者からの通報・見守り相談件数についてでございますが、令和4年度が18件、令和5年度が14件、令和6年度が18件となっているところでございます。その中でも事例の一つといたしまして、夕食を配達した際、昼食がそのまま食わずに残っていたので、インターホンを鳴らすが、応答がなく、周囲を確認すると、玄関に本人が倒れていたため、至急、利用者の担当ケアマネジャーに連絡し、早期の病院受診につなげ、対処できた事例があったところでございます。

○17番（小野広嗣議員） この見守り事業が人の命をしっかりと守れているという観点も、今、理解をいたしました。あと、当局からも他の事業者による配食サービス等の情報提供を市民に行ってい

ます。そして、逆に他の事業者のほうから情報提供もあろうかと思いますが、その点についても、内容等をお示しいただければ、ありがたいと思います。

○健康長寿課長（富重隆之君） 民間企業による見守り活動につきましては、地域福祉ネットワーク事業において、地域の協力事業者106事業者と協定のほうを締結いたしまして、高齢者等の変化があったときなど情報を共有し、連携のほうを図っています。そのうち、一部の民間配食サービス事業者や配達業者においても、高齢者の見守り活動を行っておりまして、配食時に利用者の普段と違う行動やお弁当を食べていないなど、気になることがあった際に地域包括支援センターに連絡があり、必要に応じて迅速に対応しているというところでございます。

○17番（小野広嗣議員） 分かりました。

この件に関しては、もう1点、申し上げたいことがございまして、本市では、この「食」の自立支援事業の対象者として、現状、いわゆる食事の援助がなく、調理や食事の確保が困難で、自立した食生活への改善支援が必要な65歳以上の一人暮らしの方、65歳以上のみの世帯の方、そして65歳未満の障害者となっています。そして、配食支援事業のほうは、食事の援助がなく、調理や食事の確保が困難、ここまではさっきと一緒です。ここからがですね、栄養改善や見守りが必要な90歳以上の方、要介護認定のある方、低栄養状態であり栄養改善が必要な方としているわけですね。本市も超高齢化社会に入っており、高齢者がますます増えてきている中で、対象者のこの見直しや物価が高騰する中であって費用負担を抑えながらもサービスを維持するために、今後は、事業の中身の検討も必要ではないかと、僕は思っているのです。当然、内部でも検討はされているかと思いますが、今、どのような協議がなされているのかを聞かせてください。

○健康長寿課長（富重隆之君） 「食」の自立支援事業及び配食支援事業につきましては、直近では令和6年度に事業の見直しのほうを行っています。見直しの内容につきましては、「食」の自立支援事業においては、事業対象となる基準の年齢を75歳から65歳に引き下げ、両事業においておかずのみの配食希望者が事業を活用できるよう、見直しのほうを行ったところでございます。また、事業実施に係る費用についてになります。世帯の住民税の課税・非課税状況に応じた利用者負担金と市の委託料で賄う仕組みとなっています。近年の食材料費、それと燃料費等の高騰に伴う影響分について、適宜、委託事業者とのヒアリング等を実施した上で、委託料の見直しの検討を行い、対応しているところでございます。今後については、3年ごとに策定しています高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定に合わせまして、委員の方々から様々な意見を伺いながら事業の評価を行いまして、真に配食が必要とされている方にサービスが行き届くよう、内容の見直しについては検討してまいりたいと考えています。

○17番（小野広嗣議員） よく分かりました。今後ですね、この対象年齢の見直し、あるいはこういう経費負担の見直し、こういった事業は、大切な事業だから、継続していただくための検討をしっかりと前向きに進めていただきたいと思います。

あと少しお聞きします。本市では、延べ300人を超える見守り協力員が、地域の要支援者、いわゆる見守りが必要な方に定期的な見守り、安否確認を行っていただいていると思いますが、その成果に

ついて、お聞かせください。

○健康長寿課長（富重隆之君） 高齢者等の見守り支援につきましては、社会福祉協議会に地域福祉ネットワーク事業として委託のほうをしております、地域での見守り活動の構築を図っているところであります。また、地区ごとにネットワーク会議を開催いたしまして、地域での見守り対象者の把握に努めているところでございます。見守り協力員につきましては、地域での見守り活動を行い、困り事の相談を受けた場合は、社会福祉協議会や地域包括支援センターへつなぎ、訪問等で相談に応じ、必要な支援につなぐことができている状況となっているところでございます。

○17番（小野広嗣議員） ありがたい活動状況を、今お聞きをしたところであります。本当に大切な事業が展開されているなというふうに思っているところであります。

あと、同じ角度ですが、民間事業者、いわゆる郵便局、金融機関、新聞配達、ガス会社、あるいは電力会社、こういったところにも本市は協力を要請しています。こういった関連からの情報では、例えば、こういったケースがあったのか、お示しいただけるものがあれば、お願いしたいと思います。

○健康長寿課長（富重隆之君） 地域福祉ネットワーク事業による民間企業による見守り活動については、地域の協力民間事業者106事業所と見守り協定のほうを行っております。社会福祉協議会の職員が年に一度、協力事業所を巡回いたしまして、見守り対象者を把握しております、高齢者の変化があった場合等につきましては、情報を共有しまして連携を図っております。最近につきましては、郵便局に訪れた認知症が疑われる方の通報や、新聞配達時に郵便受けに新聞がたまっている方の安否確認の通報等があり、関係課につなぎ、対応した事例もあったところでございます。

○17番（小野広嗣議員） よく分かりました。

あとですね、本市では、今もありました認知症等の高齢者の方が、外出時に居場所が分からなくなった際の早期発見や保護の一助となることを目的として、靴や杖等に貼るステッカーを配布していますが、その利用状況について、お聞かせをください。

○健康長寿課長（富重隆之君） こちらの高齢者見守りステッカーについてでございますが、徘徊等のおそれがある高齢者の情報を事前に登録し、登録番号が記載された蛍光ステッカーを靴や杖に貼っていただくことで、高齢者等の捜索時における早期発見や安全確保に役立てるものとなっているところでございます。近年の登録状況につきましては、令和2年度が1件、令和3年度と4年度がそれぞれ0件、令和5年度が1件、令和6年度が2件となっている状況であります。

○17番（小野広嗣議員） 私は、この観点の、全く同じ事業ではありませんが、徘徊高齢者といいますが、徘徊者をしっかり探せるようにということで、質問をこれまで重ねてきています。そういった意味からはいい取組だと思うんですが、なかなか利用者が少ないようだなというふう思うんですね。確かにデリケートな問題も含んでいますので、周知、推進も難しい面もあるんだろうなというふう思うんですが、やはり市民の命を守り抜くという行政の視点から見たときに、

今後とも鋭意、これは、周知に努めていただきたいというふうに思っています。

いろいろお聞きしましたが、市としても地域の民生委員の方々をはじめ、先ほどの緊急通報システムや見守り配食サービス事業、さらには民間事業者との連携による見守り支援体制の整備など、複層的な取組を進めておられることは確認をさせていただいたところであります。今後ますます高齢化が進む中で、地域での見守りの重要性は、さらに増していくものと思われまます。これまでやり取りをしてきましたが、引き続き、本当に支援が必要な方に確実にサービスが届くよう、対象者の把握、そして啓発、そして制度の柔軟な運用など、きめ細やかな対応が必要かと思ひます。総合的にこの質問の最後として、市長のお考えを伺いたひと思ひます。

○市長（下平晴行君） 高齢者の安全・安心な生活を支えるためには、困り事を速やかに相談対応できる見守り体制づくりが必要だというふうに認識をしています。今後も引き続き、一人一人の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるような環境づくりに努めてまいりたいと考えています。

○17番（小野広嗣議員） ただいま述べていただいた視点で、市長にもしっかりと取り組んでいただきたいなど、大事なことでありますので、要請をしておきたいと思ひます。

続きまして、多少関連もしますが、身寄りのない高齢者等が抱える様々な課題に対する認識について、伺っていきたく思ひます。高齢者の皆さんが、頼れる人がいないことで、日常生活において様々な不安や心配を抱えられていることは、市民の相談等を受ける中で、私自身、最近とみに感じていますが、行政は、その不安や心配の解消に向けてしっかりと取り組まなければならないものと思ひています。まず、その点についての市長のお考えをお聞きしたいと思ひます。

○市長（下平晴行君） 本市においても高齢化が国平均より進行し、一人暮らしの高齢者が増え、身寄りのない人、支え手がない人の抱える不安や心配事について、地域全体で包括的に受け止める真摯な姿勢が必要というふうに認識をしているところであります。身寄りのない高齢者の生活上の課題に向き合い、安心して生活ができるために、包括的な相談、手続等の窓口整備を検討してまいりたいというふうに考えています。

○17番（小野広嗣議員） 市長のまず御認識をお聞きしました。終活に関連しまして、エンディングノートと多くは言ひますが、本市ではマイライフ・ノートと呼んであります。このことについては、以前も質問をしていますし、同僚議員からも質問がなされていますので、今回は、これまでの質問となるべく重ならないような角度で質問を行っていきたく思ひています。終活に関連した本のタイトルなどを見渡してみますと、例えば「エンディングノートでもしにも備える終活のススメ」、また「最期まで自分らしく生きる終活のすすめ」、そして『終活』のすすめ—自分で出来る人生のしめくくり—などいっぱい出てあります。市長は、この行政の立場からの「終活のすすめ」についてはどのように認識されているのか、まずお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 行政としての「終活のすすめ」については、市民が最期を迎える準備を事前に考え、相談により必要な手続がしやすいように支援体制が必要だというふうに考えていますので、しっかりと対応してまいりたいというふうに考えています。

○17番（小野広嗣議員） 市長からそういう答弁をいただきましたので、その中身について少しずつお聞きをしてみたいと思います。それでは、本市のこのマイライフ・ノートの活用状況について、お聞かせいただきたいと思います。ここ数年でどれだけの方に配布をされ、どのようにそれが利用されているのか、分かる範囲でお聞かせください。

○健康長寿課長（富重隆之君） マイライフ・ノートの配布数につきましては、令和4年度以降、合計で682冊配布をしています。また、配布したマイライフ・ノートの活用につきましては、実際ノートを活用して、子供と一緒に人生の最期における希望や考え方、そして財産、介護、医療、葬儀やお墓に関する希望や意向などについて、じっくり話ができたといったケースや、介護保険サービス利用時でのサービス担当者会議におきまして、マイライフ・ノートの内容について関係者で共有のほうを図りまして、なるべく本人の希望や意向に沿ったサービスが提供できるよう取り組んでいるとお聞きしているところであります。

○17番（小野広嗣議員） 本市の高齢者数に対して、まだまだ利用者が少ないのではないかと、これも多少デリケートな問題ではありますが、今後のさらなる普及啓発に向けて取り組んでいただきたいなというふうに思っています。この件に関しては、後ほどまた触れますので、後に譲りたいと思います。

頼れる親族がいない、身寄りのない高齢者が増加している中で、これまで家族が行ってきた日常生活の支援や死後の事務などを誰が担うのか。国は、そうした終活をめぐる公的支援のモデル事業を各地で実施しています。総合的な支援パッケージを提供する方式としては、川崎市で昨年度から本格実施されているのが、未来あんしんサポート事業です。具体的な取組は、社協が担います。本人が希望した死後事務、葬儀・埋葬の実施や各種届出などを親族に代わって行うほか、遺言の作成支援・執行や月1回の電話などによる見守りサービスもセットで提供をしています。

「公的な機関が提供するサービスは、安心できる」と、そういった声も聴かれるようであります。一方で、包括的な相談・調整窓口を整備する方式としては、愛知県岡崎市が昨年7月からコーディネーターを配置した相談窓口を設置し、当事者の話を聞きながら、公的サービスに加え、入院時などに求められることがある身元保証の代替、死後事務の実施などの民間サービスも情報提供し、契約や手続をサポートしています。情報提供する民間事業者は、市が公募で選定をし、協定を結んだのは5者で、協定では、国が定めた事業者向けのガイドラインの遵守などを求めています。ほかにもいろいろございますが、終活をめぐる公的支援のモデル事業を見ていきますと、本市の今後の事業展開を考えたときに大変参考になるものと思います。まず、市長のお考えを伺いたいと思います。

○市長（下平晴行君） 本市においても身寄りがない、または親族がいても支援を受けられないという方の相談件数が増えており、地域包括支援センターや福祉課での対応では難しくなっていると感じています。先ほどありましたように、川崎市や岡崎市等々のモデル事業も参考にしながら、今後の事業について検討をしっかりと対応してみたいというふうに考えています。

○17番（小野広嗣議員） 今、前向きに答弁いただきました。実は市長、厚生労働省は、今述べ

ましたモデル事業の実施状況を踏まえまして、支援の全国展開に向けた新制度を今検討しているんですね。そして、認知症の高齢者など判断能力に不安がある人を支援する、本市も行っていません既存のこの日常生活自立支援事業を発展させて、その上で身寄りのない高齢者の死後事務や入院・入所の手続などを支援することを想定して、資力のない人でも利用できるよう、収入や資産に応じて定額や無料で利用できる形で、来年度、社会福祉法を改正し、全国で広く支援を提供することを目指しています。これは、もはや時代の要請でもあると、私は思っています。当局も情報はつかんでおられるかと思いますが、今のうちから身寄りのない高齢者等が安心して終活などに取り組めるよう、その環境整備を進めておくべきではないかと思って、今回、質問させていただいています。いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 本市においても、身元保証支援や死後事務代行の実施を行っている民間企業もあり、必要な方には情報提供を行っていますが、金銭的に負担が大きく、利用を断念する人もいる現状でもあります。先ほどお話がありましたように、モデル事業や他市町村の事業について調査研究を行い、資力のない人でも利用しやすい事業展開を進めていくべきだというふうに考えていますので、しっかり対応してまいりたいというふうに考えています。

○17番（小野広嗣議員） この件に関しては、市長も十分認識されていると、そういった答弁であろうかと思えます。先に述べました必要な情報を書き込んでおくマイライフ・ノートなんですが、確かに本市で配布はされています。600部を超えていましたね。でも、まだまだ少ないと思っています。これは、一人で全ての項目を記入できる高齢者は、実は少ないのではないかと思っています。本人と一緒に課題を整理し、公的な支援や民間サービスなどの情報提供をしながら、課題解決を進める調整役としての役割が自治体には求められるかと思っています。また、記入しただけでは、いざというときに見つけてもらえない可能性もあります。自治体が必要な情報を把握し、事業者等への伝達役を務める必要もあるかと思っています。高齢者の皆さんが抱えている不安を和らげ、安心して過ごしていただけるよう、緊急連絡先やマイライフ・ノートの保管場所等の情報を事前に登録することができる情報登録事業を開始している自治体や、あるいは、あらかじめ本人が決めた終活の内容を登録できる終活登録制度を策定する自治体などが増えてきています。本市でもそういったことに取り組むべきときに至っているのではないかと思います。いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 人生を自分らしく最期まで充実させるとともに、残された家族などの負担を軽減させるためにも、成年後見支援センターや民間事業者等とも連携をしっかりと図り、本市の現状に合わせた事業展開をしていく必要があるというふうに考えています。

○17番（小野広嗣議員） 今、市長が述べられたように、これまでも答弁をしていただきました。そういったことを今後進めていっていただく上でも、冒頭、市長が答弁していただいていたかかったなと思うんですけど、市民の皆様からの終活に関する相談をお受けする窓口をしっかりと設置し、また、終活を考えていただく際のポイントをまとめたリーフレットを作成したりして、様々な広報ツールを活用して周知を行い、今後、多くの方にこの情報登録事業を利用していただ

けるように、その体制づくりをまず目指していただきたいと思います。再度、お聞かせください。

○市長（下平晴行君） 終活に関する窓口相談は、健康長寿課で現在対応しているところであり
ます。しかし、リーフレット等での周知が図られていない状況であります。終活について考える
きっかけづくりとして、リーフレットの作成は必要なことでもありますので、今後、しっかり取り
組んでまいりたいというふうに考えています。

○17番（小野広嗣議員） 分かりました。

では、少し視点を変えてお聞きします。まず、この人生会議の普及啓発についてお聞きしたい
と思います。人生会議とは、もしものときのために、自分自身が望む医療やケアについて前もっ
て考え、家族や医療ケアチームなど、周囲の信頼する人たちと元気なときから話し合いを重ねて共
有しておく取組のことをいいます。正式にはACP、アドバンス・ケア・プランニングと言いま
すけれども、厚生労働省は、このACPの普及啓発と認知度向上を図るために「人生会議」とい
う愛称を付け、また同様の目的で「いい看取り、看取られ」の語呂に合わせて11月30日を「人生
会議の日」として、人生の最終段階における医療ケアについて考える日として普及啓発を進めて
います。本市でも令和5年6月の市報で、終活も一つの手法として人生会議の記事を掲載して、
先ほどのマイライフ・ノートの紹介を行っています。市長は、この人生会議についてどのように
認識をされ、この人生会議に対する市民の認知度についてはどのように捉えておられるのか、伺
っておきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画策定に向けて令和4年
度に実施した高齢者等実態調査においては、人生会議について「よく知っている」が10.1%、
「聞いたことはあるが、よく知らない」が45.2%、「知らない」が41.7%となっており、約9割
の方が「知らない」、「よく知らない」と回答している状況でありますことから、認知度は高くな
いというふうに認識をしているところでございます。

○17番（小野広嗣議員） 今、市長にお示しをいただきました。これは、私もデータとしてもら
っていませんので、やはり想像していたとおりに9割方の方々がまだお知りにならないという、
情報量が少ないということですよ。老いや病気などは、誰にでも訪れるわけですが、厚生労働
省の人生会議のリーフレットを見ますと、「人は、突然大きなけがや病気をして自分の命に危機
が迫ったとき、約70%の人が医療や介護について自分で決めたり、望みを伝えることができな
くなる」と言われています。そうなってしまったときでも、自分の望む生活や医療を受けられるよ
うに、また身近な人にかかる負担を軽減できるように、あらかじめ人生会議をして備えておくこ
とが望まれるのではないかと思います。その点からも、市民への人生会議の普及啓発にしっかりと
今後は取り組んでいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 人生会議の普及啓発については、市としても非常に重要な課題である
というふうに認識をしています。市民の方々が自分自身の価値観や希望に基づき、現在の健康状態
や今後の生き方、受けた医療やケアについて話をする機会を持つことは、一人一人が自分らしく
安心して暮らすことにつながるというふうに考えていますので、これまで以上にしっかりと取り

組んでまいりたいというふうに考えています。

○17番（小野広嗣議員） 今の市長の答弁のように、そのように進めていただければというふうに思います。

もう1点、昨年11月には本市でも「終活フェアinしぶし」が開催されていますが、自治体によっては、年数回にわたって終活講演会を行っているところも増えてきています。本市でも、引き続き実施をしていただきたいと思いますと思っているのと、今までも多少されていますが、もう少し身近なところで、出前講座なども活用して、人生会議、終活の必要性について考える機会をつくっていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 人生会議については、市民一人一人がその人の価値観や希望に基づき、御自身が何を大切に、どう生きたいかを周りの人と話をするところであるため、気軽に参加できることや多様な機会を提供することが大切であるというふうに認識していますので、終活フェアの実施回数、先ほどありましたように出前講座の実施、その他の手法による取組についても、しっかり検討してまいりたいというふうに考えています。

○17番（小野広嗣議員） 前向きに答弁をいただき、理解をいたしました。市長、なぜこういったことをお聞きするかといいますと、講演会とかいろいろ市でもやられますが、大勢での講演会では、いろんなことをその場で聞いてみたいことがあっても、なかなか難しい場合もございますので、なるべく少人数でも開催できるように、今後、検討方をしていただきたいと思います。答弁は、もう結構でございます。

あとですね、久留米市の広報紙を見ていきますと、「人生会議の『ススメ』」という特集が掲載されておりました。人生会議とはどういうものか、私の生き方ノート、これは、志布志市というマイライフ・ノートですが、これを活用して人生会議をするのに大事なポイントも紹介をされておりました。また、医師へのインタビューの様子を動画で視聴できる工夫もされておまして、本当に分かりやすい内容となっております。本市としても、普及啓発の取組として、広報紙やホームページへの掲載はもとより、国の人生会議啓発ポスターの掲示や人生会議の日、11月30日に人生会議についての企画展などを行って、その周知徹底を図っていただきたいと思います。お考えをお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 今年度においては、11月30日の人生会議の日に合わせてホームページの記事掲載、公式LINEでの記事配信、行政告知放送での啓発放送等に取り組んだところであります。来年度以降についても、人生会議の日と関連づけたイベントなど、新たな取組を通じて普及啓発をしっかり図ってまいりたいというふうに考えています。

○17番（小野広嗣議員） よく分かりました。いわゆるこの高齢化や単身世帯の増加が進み、家族等の支えを前提にしてきた社会の様々な制度が実情に合わなくなってきていると、私自身、日々実感をしてきています。引き続き、社会情勢や市民の皆様のニーズを把握し、志布志市らしい新たな施策の充実にしっかりと取り組んでいただきたいと思います。志布志市にお住まいの高齢者の皆さんが安心して老後を暮らしていただけるよう、これからもこの課題についてしっ

かりと取り組んでいただくことを要望して、次の質問に入りたいと思います。

それでは、教育長のほうにお聞きしてまいりたいと思っています。冒頭申し上げましたように、スポーツ庁と文化庁は、本年5月有識者会議を開き、地域クラブ活動の在り方について最終報告書を取りまとめています。「地域移行」という名称は、「地域展開」に変更をし、2026年度からの6年間で改革実行期間と位置づけることなどを盛り込みました。このうち、2026年度から2028年度を前期、2029年度から2031年度を後期に設定し、次期改革期間内に原則全ての学校部活動で休日の地域展開を実現し、地域クラブ活動への転換を目指すとしています。この流れについて、教育長は、まずどのように受け止めておられるのか伺いたいと思います。

○教育長（福田裕生君） 国といたしましては、地域の実情などを勘案して、より良い形での地域展開を推進していくために、6年間という改革実行期間を設けていると捉えています。その間に、中間評価等に基づいた新たな取組方針の策定であるとか、具体策の改善などを重ねながら推進していくことが、本市においても必要であろうと捉えています。

○17番（小野広嗣議員） これまでの「地域移行」という言葉には、学校から地域へと、どこかで分断するような印象があったかと思うんですが、これからは学校、家庭、地域が一体となって生徒の活動を支えていくという考え方が、当然、大切になっていますし、そのため「展開」という広がりのある言葉に変えられたのではないかと、僕自身は理解しています。間違っていたら、すみません。そういう理解を僕はしています。令和8年度から始まるこの実行期間は、これからの部活動の在り方を共につくっていく大切な期間になります。子供たちがやりたいことに挑戦できる、安心・安全に活動できる環境づくりのために、私たちも前向きに変化を受け入れて子供たちの声に耳を傾け、地域でできることを一緒に考えていくことが重要になってくるんだろうなというふうに理解してるんですが、その点いかがでしょうか。

○教育長（福田裕生君） これまで学校が中心になって運営してきた部活動を、地域の人的・物的資源を活用しながら地域全体で支えることによって、新たな価値を創出し、より良い、そしてより豊かで幅広い活動を可能にするという理念をより明確に表すために、「地域移行」から「地域展開」という表現に変わったというふうに受け止めています。地域クラブ活動の実施に当たりましては、地域人材の活用はもとより、希望する教職員の兼職兼業、それから大学生の活用の検討、協議、そして学校施設の利用や学校と地域との情報共有など、様々な視点から学校と地域クラブとの連携を密にし、子供たちが安心して、そして安全に取り組める環境づくりが非常に重要であると捉えています。

○17番（小野広嗣議員） もうまとめていただいたような答弁でありましたが、少し具体的なことから、基本的なことからお聞きしたいと思います。この学校の部活動は、スポーツや文化芸術に興味関心のある生徒が参加し、教師等の指導の下、学校教育の一環として行われてきたものと認識をしています。それでは、そもそもこの中学校の部活動の位置づけと役割は、どのようなものなのか。そして、地域展開されるということは、現状に問題があるからと考えられますが、解決すべき課題は、どのようなものなのか、お聞きしたいと思います。

○教育長（福田裕生君） 部活動とといいますのは、教育的意義を有する活動であり、スポーツ、文化芸術活動に親しませ、そして学習意欲の向上や責任感・連帯感の涵養など、学校教育が目指す資質能力の育成にも資することが必要であると捉えています。課題といたしましては、部活動の指導は、教職員が本来の授業や校務に加えて行うために長時間労働の原因になることや、専門的な知識や技能がないスポーツや文化芸術の指導を担当した場合に、指導の質や安全面での不安が懸念されることが挙げられています。また、勝利、そして入賞至上主義や過度な練習で生徒にストレスやけがが増えることも課題として考えられます。そういったことを踏まえたと、指導者の資質向上に向けた研修機会の充実といったものは、これまで以上に必要になってくると捉えています。

○17番（小野広嗣議員） 今、教育長が言われたような視点というのは、後ほどまた述べさせていただきます。

それでは、この令和8年度からの休日部活動の地域展開に向けた現状について、お聞きをしたいと思います。これまで教育委員会においても、国が示す休日部活動の地域移行の方針に基づき、冒頭答弁いただきましたように、様々な協議を行っていただき、取り組んでこられたと理解をいたしています。その中で、本市におけるこの休日部活動の地域移行は、着実に進んでいると理解しているものなのか。そして、令和8年度当初から地域移行が展開をされ、休日もスポーツや文化に触れ合いたい生徒が地域クラブ等で活動を行うことのできる体制の整備が、着実に進んでいるものと理解しているのか、この2点をお聞かせください。

○教育長（福田裕生君） 市内の中学校には、現在27の部活動がございます。現時点で14の部活動は、学校、保護者、地域と連携をし、地域展開に向けた準備が整うめどが立っています。残り13の部活動につきましては、指導者の確保や部員数の減少等の課題がございます。地域展開に向けて今後も引き続き、調整を図っていく必要があるという状況でございます。

○17番（小野広嗣議員） 今、教育長のほうから現状については述べていただきましたので、理解をいたしました。

次に、この教育委員会が目指す部活動の今後の在り方について、お聞きをしたいと思っています。今後、休日部活動の地域展開を進める中で、生徒が興味のあるスポーツや文化活動に親しむことができる環境が徐々に整っていくものと期待をしているわけであります。一方で、これまで学校教育の中で行っていた部活動が、休日は地域へと展開することで、先ほど述べていただきました27のうち14が地域展開ができることで、地域の方から専門性の高い指導を受け、興味関心のある高いモチベーションを持った集団の中で、より一層充実した活動が展開されることを期待するわけですが、その点については、教育長は、どのような認識をされているのかお聞かせをください。

○教育長（福田裕生君） 専門的な知識や技能を持つ地域の方の指導で生徒の技能や意欲が高まることや、学校外の大人や異年齢の仲間と関わることでこれまで以上に協調性、社会性、そして技能的な面も高まることを期待しているところでございます。また、実際に指導に携わっていた

だく方も、このスポーツや文化芸術等を通して青少年の健全育成に貢献していただけるということで、充実感を持って取り組んでいただけるのではないかとというふうに考えています。

○17番（小野広嗣議員） よく理解をいたしました。

次に、今後の活動場所の確保は、しっかりできているのかお聞きしたいと思います。まず、運動部活動については、地域展開後も基本的には市の施設や学校の体育施設を活動場所として確保していくことになるかと思うわけですが、一方で、この文化部活動については、地域展開を例えば学校の教室を活動場所とする場合に、セキュリティの問題であるとか、様々な課題を抱えているのではないかと考えているわけです。この休日の部活動場所がしっかりと確保できるように努めていくことが、教育委員会には求められているものと思いますが、その点いかがでしょうか。

○教育長（福田裕生君） 地域クラブとなりましても、これまで部活動で使っていた学校や市の施設を同様に利用できるようにしたいと考えています。文化部活動につきましては、学校内の施設を使用する場合は、今、議員御指摘のとおり、セキュリティ、いわゆる施錠、開錠の問題等が出てくるということは十分に認識していますので、こういった在り方がそこらあたりをクリアできるのかということ、学校、そして関係者と十分に協議しながら、丁寧に準備をすることが重要であると捉えています。

○17番（小野広嗣議員） いわゆるこの持続可能な活動体制の構築に向けた支援体制という角度で、ずっとお聞きをしてきているわけですが、この地域クラブの持続可能な活動体制を今後構築していくためには、地域クラブの指導者の確保、場所の確保、そして運営経費の確保など、様々な必要となってくると思います。その点について、現段階での協議状況は、どうなのか、お示しいただければと思います。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

指導者の確保につきましては、地域の人材活用はもとより、教職員の兼職兼業も含め、地域クラブを支える体制づくりを構築してまいりたいと考えています。なお、大学生の活用についても、本年度、教育委員会は、鹿屋体育大学とも連携協定を結ばせていただきましたので、そういったことが可能であるのかどうかも含めて、丁寧に協議を進めてまいります。活動場所につきましては、部活動と同じ状況で学校や市の施設を利用できるように調整を図ってまいります。経費につきましては、現行の部活動では部費を徴収して運営をしています。地域クラブとなった場合も、同様に参加者から一定の会費を徴収し、それを基に運営することを基本として考えたいと考えています。

○17番（小野広嗣議員） 今、答弁いただきました。その答弁の中で、最後に述べていただきました、この運営経費の確保という観点でいえば、国から示されていますね。国からは、受益者負担と国、県、市による公的負担と費用負担の在り方を検討することや、また企業版ふるさと納税や自治体を実施するクラウドファンディングをはじめとした寄附等の活用など、公的負担以外の新たな財源の確保についても有効に組み合わせをしていくことについて、助言が出されています。こういったこともしっかり検討しておくことが大事かと思いますが、現状はどのように検討がな

されているのかお聞かせください。

○教育長（福田裕生君） 国から保護者負担の目安やクラブへの補助の具体的な在り方等がまだ示されていないために、それらが国から示された時点で、その内容を踏まえて検討していきたいと考えているところではございます。しかしながら、今後におきましては、今御指摘のとおり、例えば企業であるとか、団体等にも御理解をいただきながら、様々な形での協力をいただくようなことも含めて、幅広く検討していくことは大切にしたいと思っています。

○17番（小野広嗣議員） 教育長も当然、御存じだと思いますけど、なぜこういった角度で質問をするのかということをもまず理解していただきたいと思うんですが、今までは、生徒たちが文化、スポーツに触れる権利というのは、学校の部活動を通して確保されてきましたね。もし、部活動の地域展開で受益者負担がかなり求められるようになったとすると、保護者の経済格差が生徒たちの経験格差につながっていくのではないかということをご心配してるんです。そういった点に対する配慮といいますか、今のうちからしっかりと協議をしておいていただきたいなという思いで、お聞きしています。今後は、受皿となる地域クラブ等への支援も必要になってくる場合もあるかと思えます。生徒、保護者の自己負担を軽くするためには、地域クラブの運営経費を軽減するなどの検討も必要になるのではないかと。現在、そこらの視点について、どのようにお考えなのかお聞かせください。

○教育長（福田裕生君） 今御指摘のとおり、例えば、経済格差が経験の差につながるようなことがないようにというのは、非常に重要なことだと思っています。このことにつきましては、国のまとめの中にも示されていますので、本県、そして本市として、こういった形がいいのかというのは、模索を続ける必要があると考えています。現在におきましては、中学校の施設、それから今使っている備品等につきましては、地域クラブに移行しても、優先的に利用できるようにしたいと考えていますし、市の施設利用料の減免なども考えているところでございます。

○17番（小野広嗣議員） ぜひ、そういった検討方を進めていただきたいと思えます。

あと、本市では、この教員の負担軽減や先ほどもありました専門的な指導等を目的として、既に地域指導者、いわゆる部活動指導員を配置をしていただいています。その実態や役割に加えまして現状の課題について、お聞きしたいと思います。

○教育長（福田裕生君） 部活動指導員につきましては、現在、市内五つの中学校に11人を配置しています。役割といたしましては、実技の指導やけがの予防、安全に関する指導、それから大会や練習試合などの学校外での活動の引率などがございます。課題といたしましては、やはり人材確保の難しさや、中学校が希望される競技の指導員をバランスよく配置することが難しい点などが挙げられています。

○17番（小野広嗣議員） 今、課題も述べていただきました。いろいろと先進事例、先に地域展開を行っているところを見ていきますと、今言われましたが、単なる人材確保の難しさだけではなくて、競技経験や専門性の有無による指導の質の差、そして顧問教員と指導員の役割分担の曖昧さ、そして部活動が持つ生徒指導、安全管理面での責任の所在の不明確さといったこと等々が

課題として挙げられています。こういったことを踏まえ、部活動指導員派遣事業の持続性を今後どのように確保していかれるのかが大変気になるところでありますが、その点についての教育長の考えをお聞かせください。

○教育長（福田裕生君） 部活動指導員につきましては、各学校の部活動へ配置となるため、この部活動が地域展開され、地域クラブとなった場合は、この部活動指導員制度の活用はできない状況になります。しかしながら、引き続き部活動を継続する場合は、この従来の部活動指導員制度を活用していくことが重要であると捉えています。現在、継続して指導することを見込まれる方が本市においては6人、検討されている方が5人という状況でございます。

○17番（小野広嗣議員） 今、教育長の答弁がありましたように、すごく大事なことでありますので、その継続性を担保するという視点は、離さないでお願いしたいというふうに思います。

あと、中学校部活動のこの地域展開における過渡期においては、今述べていただいたように、この部活動指導員の活用は、当然必要ですし、やはり地域のマンパワーの活用なしには進まないものではないかなと思っています。また、中学校部活動の地域展開を今後円滑に進めるためには、もう1点あるんですね。この地域のクラブ団体の受皿機能も不可欠だと思っています。その意味では、安心、安全がしっかり担保されるように、市認定クラブ制度のような取組が、今後、やはり求められてくるのではないかと思います。その点についての本市の認識について、お聞かせください。

○教育長（福田裕生君） 現在、国の地域クラブ活動に関する認定要件等に基づきまして、本市におきましても、志布志市地域クラブ認定要綱やそれに基づく申請書類などを作成しているところでございます。市といたしましては、令和8年度以降の地域クラブ認定に向けての準備を進めています。

○17番（小野広嗣議員） 今答弁いただいて、そういった検討状況であるということをご理解いたしました。いわゆる市認定クラブ制度に関わってくる地域クラブが増えていくということも大事かなと思いますが、また、その質も大事かなというふうに思っているところであります。今後は、ただ単に指導者の人数を増やすとか、クラブをつくるだけではなくて、安心して任せられる人材をどのように要請し、確保していくのかと、戦略的な検討が必要かと思っております。特に技術指導、安全管理、生徒指導、保護者対応といった多岐にわたる役割を担える人材は限られていると思います。採用、育成、研修を一体的に進める必要があると思っておりますし、また、そういった方々の待遇改善やキャリアの見通しを明確にすることが人材の定着につながっていくと、そういった視点も持って取り組んでいただきたいと思います。教育長は、どのようにお考えでしょうか。

○教育長（福田裕生君） 非常に重要な視点だと捉えています。指導者の数の問題、そして質の問題、役割分担の問題、そして責任の所在等の問題等でございます。地域クラブから提出された申請書類を本市地域クラブ認定要綱の認定要件に照らしながら、本市教育委員会において審査をし、認定の可否を決定したいというふうに考えています。それから、認定されたのちも、市教育委員

会が生徒の人権に十分配慮した活動がしっかりと行われているかとか、休養日の設定などが適正に行われているかなど、細かい視点に沿って地域クラブに指導助言は続けてまいる必要があると思っています。なお、地域クラブの多くが、おそらく運営委員になられるであろう保護者代表の役員は、1年程度で交代されることが予想されますので、この認定有効期間というものについては、国は、3年程度というようなこともまとめの中で示していますが、現時点において、本市においては、1年ごとに丁寧にこまめに確認をしながら、安心、安全、そこらあたりがしっかり担保できるような地域クラブをつくり上げていきたいと考えています。

○17番（小野広嗣議員） 分かりました。

今回はですね、現状の取組の確認と今後の方向性について、お聞きをしました。今後とも、学校、生徒、保護者、また地域団体など、様々な立場の人たちと丁寧に話し合いを進めていただきながら、先ほど申し上げましたが、子供たちにとって経験格差を生まない制度設計を進めていただくよう要請して、質問を終わります。

○議長（福重彰史議員） 以上で、小野広嗣議員の一般質問を終わります。

次に、8番、野村広志議員の一般質問を許可します。

○8番（野村広志議員） 改めまして、こんにちは。志みらいの野村広志であります。12月に入りまして、今年もひと月足らずと差し迫ってまいりました。そして、我々の今任期も残りわずかとなりました。そこで、今回、今期4年間を総括していろいろと考察してみたところ、市民生活に直結する重要な事柄が数多く議論されたと記憶をたどったところでありました。そういった中で、今後の志布志市がどのような方向性を目指していくのか、いわゆる本市の向かうべき将来展望は、市民にとりましても極めて重要なテーマであると、改めて認識をしたところでありました。そこで、今回は、本市まちづくりの将来展望について、お伺いしてまいりたいと思います。

それでは、早速質問に入らせていただきます。本市においても、人口減少、少子高齢化、そして未曾有の災害への備えなど都市構造が大きく変化する中で、社会情勢の変化に迅速に対応していくことは、喫緊の課題と言えます。こうした状況を踏まえまして、本市が目指すべき持続的で安心して暮らせるまちづくりについて、その将来像と基本的な方向性をまずはお聞かせいただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 野村議員の御質問にお答えします。

人口減少や少子高齢化、自然災害の激甚化、頻発化、物価高騰など、本市を取り巻く喫緊の課題は、山積しています。その中で、本市のまちづくりについては、第2次志布志市総合振興計画を最上位計画として位置づけ、「未来へ躍動する創造都市 志布志」を将来都市像として掲げ、その実現に向けて様々な施策を展開してきています。本市が持続的で安心して暮らせるまちとなることを目指し、志布志港や高速道路網を活かした経済の発展、各地区に設置された地域コミュニティ協議会と市との協働によるまちづくり、ふるさと納税による地域資源の活用と振興、リサイクルの推進による循環型社会の構築など、先人たちから受け継いだ本市の財産ともいえるべき、「ひと・まち・みなど・ふるさと」の可能性を最大限に活かし、さらに輝かせていくことが、本

市のまちづくりの方向性であります。

○8番（野村広志議員） 大まかな基本的な方針につきましては、従来の考え方を踏襲された御答弁であったと受け止めています。しかし、このようなまちづくりの将来展望に関する議論になりますと、どうしても抽象的になり、方向性が見えにくくなる傾向にあるのかなと感じています。そこで、これから少し具体的な項目について、お伺いしてまいりたいと思います。ただいま御答弁いただきましたが、市民の皆さんが将来像をより実感できるためには、もう少し踏み込んだ具体的な取組が示されることが重要であると考えています。そこで、改めてお尋ねいたしますが、本市が示されました将来像が、これまでの実際の施策としてどのように展開してこられたのか。特に人口減少・少子高齢化対策については、市民の皆様が実感できる成果につなげていくためには、施策そのものの実効性をより明確に検証していく必要があると考えています。そこで、これまでの施策のどの部分が効果を上げて、どの部分が課題として残っているのか。また、課題として残っているのであれば、今後、それをどのように改善し、成果につなげていく必要があるのか。これらについて、具体的な評価と今後の方向性をそれぞれお示しいただければと思います。

○市長（下平晴行君） 将来都市像の実現のための施策の展開としては、第2次志布志市総合振興計画の中で、都市基盤、生活環境、産業経済、保健・医療・福祉、教育・文化、コミュニティ、行財政の七つの分野において、それぞれ目標と施策を設定し、計画的に取り組んでいるところであります。また、分野ごとには個別計画を策定しながら具体的な取組を進め、毎年度の事業を振り返り、施策の効果検証により次年度以降の事業展開に反映させているところでございます。人口減少、少子高齢化については、本市の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略において重点的に取り組んでいるところであります。戦略を推進するに当たっては、数値目標や重要業績評価指標について毎年度効果検証を行い、外部有識者会議へ諮り、その結果をホームページに公表しているところであります。本年度の効果検証の中では、人口減少対策として、移住・定住の促進を目的に定住支援事業や若者・子育て世帯移住支援事業、若年層の婚姻による新生活を支援する結婚新生活支援事業など、一定の効果が上がっている一方で、人口減少に歯止めがかからない現状であることは認識をしているところであります。また、少子化に対する施策については、出産祝金支給事業、子ども医療費助成事業、保育料無償化事業、学校給食費無償化事業など、子育て世代の経済的支援に取り組むことで、安心して子育てができるまちの実現に努めているところであります。高齢化に対する施策については、高齢化が進む中において、まちの活力維持をするため生涯現役の社会づくりを目指し、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業などに取り組み、男女とも健康寿命の改善が見られるところであります。人口減少、少子高齢化の進行については、本市における最も大きな課題の一つであると認識しており、特に若年層の定着が大きな課題であると分析していることから、今後も社会減対策を重要課題として全庁的に取り組むとともに、自然減対策についてもマンパワーを活かした取組を実施してまいりたいというふうに考えているところであります。

○8番（野村広志議員） 様々御答弁いただきましたが、市長の答弁は、非常に幅が広く、包括的な答弁だったのかなと思っています。もう少し深掘りしてお尋ねしてまいりたいと思います。特に人口減少対策や少子高齢化対策のところについてであります。これは、単独の事業だけでは、なかなか成果に結び付くことは難しいのかなと思っています。施策課の連動性や庁内の体制の強化が極めて重要であると考えています。そこでお伺いいたします。今、様々答弁ありましたが、本市として、これからの施策の進捗状況をどのように検証をして効果の測定を行っていくのか。また、各課横断で課題を共有しながら改善につなげている仕組みをどの程度機能させていくのか。さらに、将来の人口ビジョンや関連の計画との整合性をどのように担保していくのか。これは、行政内部の運用面についてであります。現在の評価と今後どのように評価していくお考えなのか、それぞれ見解をお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 人口減少や少子高齢化対策の効果検証については、本市の地域課題の解決や魅力向上のために作成した第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略に対し、庁内及び外部有識者会議による各施策の効果検証を行い、そこでの意見を次年度の施策展開に活かすというPDCAサイクルの実現に取り組んでいるところであります。また、総合政策課において、各課の抱える課題や各事業の進捗状況について毎年度ヒアリングを実施し、課題解決やKPI達成に向けた事業展開の検討を進めているところであります。さらには、民間事業者との包括連携協定に基づく課題解決やDXなどの手法も取り入れながら、関連計画を含め、効果的な推進に努めており、引き続き、このような形で政策の展開を進めてまいりたいというふうに思っています。今後については、本市の地方創生を推進するため、人材育成や人材の確保について強化していく考えであります。

○8番（野村広志議員） ただいま御答弁いただきました。では、これまで進めてこられた施策についていろいろお聞きしたわけですが、中でも、特にこの人口減少対策と少子高齢化対策については、市長としてどの程度成果が上がったと評価をされていらっしゃるでしょうか。また、その評価の根拠となる点についても、併せてお示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） 人口減少、少子高齢化についての成果の一つとして、移住定着拡充プロジェクトがあります。政策実施に伴う令和8年度までの累計移住者数の目標を200人と設定し、様々な移住関連施策を実施していますが、令和6年度までの実績で、移住者の累計が184人となっています。この間、感染症拡大や物価高騰など大きな変化があった中、一定の評価ができるのではないかと考えているところであります。このことにつきましては、引き続き、若年層の社会増に資する取組として実施してまいりたいというふうに考えています。

○8番（野村広志議員） 今、移住・定住の部分、人口減少対策の部分においては、200名の目標に対して184名の実績があるからということでの評価の根拠も示していただいたところでありましたが、市長の御見解については、理解をいたしました。まちづくりの将来展望の一端として様々お聞きしているわけですが、まちづくりについては、最終的な答えが出るようなものではないと、私自身も考えています。これまでも、これからもそうですが、志布志市は、未来永劫、常

に変化し続け、発展し続けていかなければならないと思っていますし、これで万全というまちづくりの完成型みたいなものは見だしにくいのかなと思っています。だからこそ、その方向性や将来の展望の考え方については、極めて重要であるとの思いから、今回の質問に立たせていただいています。市長におかれましても、包括的に大局を見せながらお考えいただき、御答弁いただければなと思っています。

では次に、こちらは大変重要なテーマであります。本市が目指すべき持続的で安心して暮らせるまちづくりへの取組には不可欠とも言える、災害に強いまちづくりに向けた安全・安心の確保についてお尋ねをいたします。こちらについても、これまで本市が進めてこられた具体的な対策がどの程度まで実施されてきたのか、市民の皆様がその効果を実感できているのか、どうお感じになっているのか、お考えをまずはお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 災害に強いまちづくりに向けた本市の取組といたしまして、ハード面では、総合防災マップの作成、配布、避難経路や標高表示板の設置、災害救援アプリの導入、情報伝達システムの強化、備蓄食、備蓄品の購入、トイレカーの導入、築山の整備などを行っているところであります。また、ソフト面では、防災訓練の実施、各種防災講演会の開催、出前講座の実施、他の自治体や企業との災害協定の締結、各種防災計画の策定や見直しなどを行っているところであります。このようなソフト・ハード両面からの取組を行ってきたことで、今年度だけでも3地域のコミュニティ協議会で自主的な防災訓練を実施していただいております。少しではありますが、市民の皆様の「自助・共助」への意識が高まりつつあるというふうに感じているところであります。いつ起こるか分からない災害に備え、優先度を考えながら、今後も効果的な対策に取り組んでまいりたいというふう考えているところでございます。

○8番（野村広志議員） 以前、備蓄品等々についての不足が見られるというような答弁もあったところです。これは、先般の9月議会でも私のほうでもまたお聞きしたわけですが、市民が安心して暮らせるための防災の在り方について、もう少しこの部分が不足しているなど、課題が残るなど感じていらっしゃるのを市長自身、どのようにお感じですか。

○市長（下平晴行君） 先ほどありましたように、やはりその地域での備蓄品の確保等々が一番懸念される場所じゃないのかなというふうには思っているところでございます。

○8番（野村広志議員） 課題が残る部分も若干見受けられるということでもあります。災害に強いまちづくりとしての取組については、様々な対策が講じられているものとは理解をいたしますが、まだ成果に結び付いていないものや、今ありました課題等が懸念される場所、対策等については、取り得る最大の備えについて、引き続き御尽力いただきたいとお願いをしておきたいと思っております。

では、ここで少し視点を変えて質問させていただきます。生活の質の向上に向けた環境整備についてお尋ねいたします。持続的で安心して暮らせることに直結すると思っておりますが、生きていく上での幸福度や満足度について、本市が掲げる「誰一人取り残さないまちづくり」を進める上でも、市民が日々の生活の中で、どれだけ満足し、快適さを実感できているのかという主観的な指

標は、非常に計りづらいものでもありますが、同時に大変重要な視点でもあると考えています。そこで、お伺いしますが、本市において、こういった生活の質に関わる満足度は、これまでどの程度向上してきたという認識でおられるのか。また、これらの視点を常に念頭に置きながら、市民生活の質の向上に向けた政策の推進が十分に図られてきたとお感じなのか、市長の見解をお聞かせいただきます。

○市長（下平晴行君） 生活の質に関わる満足度については、本年度に実施した市民アンケートでは、「現在、あなたの住んでいる地域の暮らしについて、どの程度満足していますか」という質問に対して、10点満点中5点以上と答えた方が全体の78.1%となっています。この幸福度については、本年度初めて取り入れた視点になりますが、市民の視点から数値化、可視化することは、施策の成果を検証する重要な考え方であると思います。このような指標を定期的に把握しながら、今後、ますます加速していくと予想される人口減少、少子高齢化の中であっても、市民の皆様の幸福度、満足度の向上につながる施策について、引き続き、全庁一丸となって取り組んでいかなければいけないというふうに思っているところでございます。

○8番（野村広志議員） 市民の満足度調査が実施されていますということで、今答弁いただきました。その結果を踏まえまして、内容等を私は見ておりませんので分かりませんが、まだこれは十分でないという評価されている点があれば、具体的にどういった分野の部分が課題として顕在化しているのか。また、今後、どういった政策を優先的に強化して市民生活の質の向上に寄与していくのか、具体的な指針について、お示しできれば、お願いできますか。

○総合政策課長（川上桂一郎君） 今、市長も申し上げましたが、今回、市民アンケートをいたしました。住んでいる地域の暮らしについて、どの程度の満足度とか、市の施策に対する質問とかを行った結果、やはり一番大きいのが医療・福祉の充実、あと公共交通、そういった日常生活における取組についての満足というのがなかなか上がっていなかったという結果でございます。

○8番（野村広志議員） 市民の意向調査をして、交通の不便性であったりとか、医療の部分を不安に思っているとかいうことがあったというような答弁でありました。そういったことを踏まえながら、これからの方向性であったりとか、施策へ反映していくという考えでよろしいですか。そこについては、どうですか。

○総合政策課長（川上桂一郎君） 今回、このアンケートの結果を踏まえまして、今後、また第3次の総合計画という策定の中で、各課がどのような取組、国の動向、県の動向等も踏まえた上で、より良い生活環境、地域の間人関係、自分らしい生き方というところを捉えながら、取り組んでいきたいというふうに考えています。

○議長（福重彰史議員） ここで、しばらく休憩します。



午前11時57分 休憩

午後1時05分 再開



○議長（福重彰史議員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

一般質問を続けます。

○8番（野村広志議員） 昼からもよろしく願いいたします。

先ほど市長のほうから答弁をいただきましたが、市民の満足度調査については、今後においても安心して持続的に暮らし続けられるまちづくりについても、市民に直結する大きなテーマでもございますので、引き続き、優先度を上げて取り組んでいただけるようお願いしておきたいと思っております。

では、次にまいります。まちづくりの視点から、東九州自動車道と都城志布志道路のインターチェンジ周辺における新たな土地の利用の検討について、見解をお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 第2次志布志市総合振興計画後期基本計画では、本市の土地利用について「都市的土地利用と農業的土地利用、自然的土地利用の調和を図りながら、適正かつ合理的な土地利用に努める」とあります。市内のインターチェンジは、都市計画区域内に位置するものと農業振興区域内に位置するものがあります。各々自然的、社会的、経済的及び文化的な諸条件を十分に配慮した土地利用を考えなければならないというふうに考えているところであります。現在策定中の立地適正化計画では、市内の都市計画区域内においてコンパクトなまちづくりを図る観点から、住居や診療所、福祉施設、商業施設等々の都市施設を緩やかに誘導すべき区域を検討中であり、交通の要である志布志インターチェンジ付近についても、検討すべき位置にあるというふうに認識をしているところであります。

○8番（野村広志議員） 答弁については、おおむね理解いたすところです。では、物流、産業、交通の拠点としてのポテンシャルについては、市長は、どのようにお考えでしょうか。

○市長（下平晴行君） 東九州自動車道と都城志布志道路の整備については、圏域の地域発展や産業振興の観点から、そのポテンシャルは非常に高いと考えており、東九州の物流の効率化が大きく進んだと感じているところであります。また、産業分野として、本市の志布志港は、農産物や畜産物の輸出拠点となっており、九州東部の重要な港湾と位置づけられています。加えて、高速道路網の整備は、都城市をはじめとする周辺地域の地場産業のさらなる拡大につながる重要な要因になり得ると考えているところであります。交流拠点としても、宮崎、鹿児島双方の玄関口としての役割を担っています。このことから、これまで以上に地域間交流が盛んになり、観光産業の拡大に期待が持てるというふうに感じているところであります。

○8番（野村広志議員） 今、物流、産業、交通の拠点という形で、この志布志市内にあるインターチェンジ近辺のポテンシャルについて、御答弁いただきました。今答弁あったこと等を確実に活かすためには、具体的なこの事業計画であったりとか、誘致戦略を取る必要性があるのかなと思っています。また併せて、先ほど、「立地適正化計画に基づいて、コンパクトなまちづくり等々、また都市施設を緩やかに誘導すべき区域を検討中である」というような答弁があったと思います。産業誘導区域など用途の方向性については、これは、何らか議論されたことはございますか。

○市長（下平晴行君） 本市の産業振興と経済の成長、雇用創出を図る上で、用地確保の取組は、とても重要であり、これまで臨海工業団地や安楽大迫工業団地などの整備、分譲に取り組んできたところであります。志布志港を核とした産業振興を念頭に、宮崎県側にも整備が進む東九州自動車道や全線開通した都城志布志道路を活かした企業立地を進める上で、用地の確保については、様々な角度から検討を進め、短期的に取り組める場所、中期的に取り組む場所を整理し、開発を進めてきているところであります。

○8番（野村広志議員） 産業誘導区域としての方向性について答弁いただいたところですが、先ほどもありました物流、産業、交流拠点というような形で、三つの視点から考えていかなければならないかと思えます。御存じのとおり、都城志布志道路が開通いたしまして、都城インターチェンジ近辺には、まさに産業誘導区域というところがただいま団地形成されています。そういったことをいち早く捉えて、都城市は、その整備が進んでいるわけですが、本市には市内6か所のインターチェンジがございます。この土地の利活用を本市の発展に結び付けるためには、やはり戦略性を持ってどのように考えていくのが非常に重要な点になるのかなと思っています。市長は、その点についてどのようにお考えですか。

○市長（下平晴行君） 本市の高速道路網の整備によるストック効果においては、直接的な交通改善だけではなく、時間短縮による労働生産性向上、物流の効率化と地域産業の活性化、観光産業の振興、地域間連携の促進、市民の生活向上など、広域的な地域活性化と経済成長に大きく寄与すると期待しているところであります。今後も、地域や関連団体との意見交換を重ねながら、本市発展に向けてしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えています。

○8番（野村広志議員） 今、答弁をいただいたところですが、総合的な都市計画の中でこれを検討するというのもあろうかと思えます。具体的な施策や誘導策が不明確なままでは、地域の期待に応えることがなかなか難しいのかなとは思っています。今、「関係団体と協議しながら」という答弁がありましたが、戦略に取り組むためのロードマップ等々を示すお考えはございませんか。

○市長（下平晴行君） これは、おっしゃるように、ロードマップの取組をして、全体的な考え方で取組をしていかなければいけないというふうに思っています。

○8番（野村広志議員） ロードマップ等々も含めながら、全体的な取組ということで答弁いただきましたので、ぜひともお願いをしておきたいと思えます。

では次に、本市が目指す将来都市の姿を明確にし、今後もより住みやすく、活力あるまちづくりを持続的に進めるために策定された志布志市都市計画マスタープランにおいて、地域生活拠点として位置づけられている地域が均衡の取れた拠点化や振興策が図られているのか、その点について、見解をお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 平成30年3月に策定した志布志市都市計画マスタープランは、おおむね20年後の令和18年を目標年度とし、長期的な視野に立って本市の都市計画の将来像を描くものであり、この方針に基づき、各種都市計画事業（公園、下水道などの都市施設、土地利用など）の

個別計画を定めているところであります。本計画では、商店街や志布志駅、志布志運動公園、志布志港や高速交通網の要となるインターチェンジなどの都市施設がある地域を都市拠点、松山庁舎及び有明庁舎付近を持続的な生活や地域コミュニティを維持することを目的とした地域生活拠点と位置づけ、それぞれの拠点整備方針を策定したところであります。地域生活拠点の整備方針としては、次の振興策を定めています。1点目が周辺の集落の生活利便性を維持する小さな拠点づくり、2点目が農業、畜産業の生産基盤や交通基盤を活かした地域産業の活性化、3点目が地域コミュニティが主体のまちづくりであります。この3点を基に、均衡の取れた拠点化に向けた振興策を実施しているところであります。

○8番（野村広志議員） 「地域生活拠点には、三つの振興策について実施をしている」というような答弁がございました。果たして、市民の方々がどれほどこのことを実感ができているのか、少し不安に感じるところであります。先ほどの志布志市都市計画マスタープラン、計画策定から8年目であります。まだ道半ばであり、今後さらに積極的な振興策の展開が大いに期待されるところであります。それで、やはり前提となり得ると思いますが、各市役所支所や近隣附帯施設の在り方等について、このことは地域生活拠点として位置づけられている地域の将来の展望として非常に重要な方向性になると感じています。そこでお聞きいたしますが、この各市役所支所の在り方と基本的な方向性について、現段階で何か決まっていること等がございましたら、お聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 令和5年5月に策定した志布志市組織機構再編方針において、各支所の在り方については、サービス機能の低下を招かないようICTツールを活用した窓口体制を構築し、災害や緊急時の対応など市民の生命と財産を守る業務や、地域コミュニティ協議会との協働による身近な地域課題の解決に関わる業務などについて、支所の業務として実施すること、また、それぞれの支所庁舎については、庁舎機能の複合化を進め、地域の拠点施設としていくこと、松山庁舎については、耐用年数を見越した検討を開始することなどを定めているところであります。

○8番（野村広志議員） 今、市長から各支所の基本的な考え方について、御答弁いただいたところです。では、これらの市役所支所の在り方について、今後の具体的な基本的な方向性であったりとか、将来の展望等について、これからさらに議論をしていくと、松山庁舎については、早期に議論をというふうなお話がありましたが、その手順、進め方であったり、そのプロセスについて、今お考えのものがあれば、お示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） これまでも、将来人口の推計や高速道路、港を中心としたまちの発展の状況などを勘案しながら、本市の将来像を実現するために適切な庁舎の在り方を決定してきたところであります。今後、各支所の在り方を見直していく場合には、市民の皆様の利用に最も便利であること、交通の状況、他の官公署との関係などに配慮しつつ、庁内での十分な議論を踏まえ、学識経験者や市内各分野から組織される委員会等で検討を経て決定していくことになるのではないかとこのように考えています。

○8番（野村広志議員） 繰り返しになりますが、これからの地域生活拠点地域のまちづくりに

ついて、大変大きく影響する事案でもございますので、慎重かつ丁寧に事を進めていただきたいと思いますと思っています。

では、この地域生活拠点地域を拠点化していくというようなこともあったわけですが、この拠点化についてお聞きいたします。まず、何をもってこの拠点化とみなすのか、その概念と申しますか、拠点化をどういった意味合いで取られているのか、そこについてお示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） 地域の拠点化とは、人口の集積や地域の特性や資源を最大限に活用し、地域住民が安心して暮らせる持続可能なコミュニティを形成することであるというふうに考えています。今後も、地域住民の意見を広く取り入れながら、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指してまいりたいというふうに考えています。

○8番（野村広志議員） では、拠点化を進める上で最も重要と考える点については、どのようなこととお考えでしょうか。

○市長（下平晴行君） 地域拠点を進める上で最も大切なことは、拠点を維持していくことだというふうに考えています。高齢者や子育て世代の生活に欠かせない福祉施設、子育て支援施設や日常生活に欠かせない商業、医療施設などの利便性の存続が必要だというふうに考えています。また、地域生活拠点で補完できないこれらの施設については、都市拠点とのネットワーク性の強化につなげていくことが重要ではないかというふうに考えているところであります。

○8番（野村広志議員） 志布志市都市計画マスタープランで示されているこの拠点化の考え方については、今後も変わらず踏襲していくという捉え方でよろしいでしょうか。

○市長（下平晴行君） はい、そのとおりでございます。

○8番（野村広志議員） この志布志市都市計画マスタープランについては、先ほども答弁がございましたが、おおむね2036年を目標年として方向性が示されています。これを基に様々な施策の展開がなされるものと理解をしていますが、その過程で、市民のまちづくりに関する意向の変化などを考慮しながら、適宜、適切に見直しを行うともされています。この点について、現段階でこの都市計画マスタープランについての何らかの議論がなされたという経緯がございますか。

○建設課長（富岡 裕君） お答えします。

現在、建設課につきましては、持続可能なまちづくりを実現するための計画として、立地適正化計画を令和6年度から令和8年度にかけて策定をしています。その中で、初年度の令和6年度において本市の現状と課題の整理を行い、この中で本市に在住する18歳以上の方1,500人を抽出して、日常の生活の利用や移動手段、今後のまちづくりについてのアンケート調査を行ったところでございます。それに基づいて、また今後どのように取り組んでいくかということを含めて、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画において盛り込んでいきたいと考えています。

○8番（野村広志議員） 先般、市制施行20周年の式典がございました。志布志市になり20年が経過をしています。そして、この都市計画マスタープランが策定されたのが平成30年の3月であります。8年が経過をしています。志布志港湾の加速度的な発展や高速道路網の開通に伴う都市構造の変化は、皆さんもお感じのとおり、目をみはるものがございます。果たして、このマスタ

ープランがこうした変化に対応でき、追いついているのか、今日の状況をしっかりと踏襲された、予測された計画になっているのか、検証していく必要性も感じています。今、「1,500人程度のアンケートを取りながら、しっかりとそのことの結果を踏まえて考えていく」というような答弁が建設課長のほうからあったかと思います。市長、そのことを含めながら、志布志市都市計画マスタープランについても適宜見直しを行うという理解でよろしいですか。

○市長（下平晴行君） はい、そのとおりでございます。

○8番（野村広志議員） 必要があれば、適宜見直していくというようなことで理解をいたしました。先ほども述べましたが、市民のまちづくりに関する意向の変化などを考慮しながら、適宜見直しを行うとされておりました。市民を対象にした意向調査、モニタリングについても実施されるということでありましたので、新たなまちづくりの方向性の参考にさせていただければなど思っています。

では、次の項目ですが、松山庁舎の機能複合化と道の駅等の活用について、災害に強い拠点化を図り、地域の活性化につなげていく考え方をお聞きいたします。先ほどもお聞きしましたが、前提として、やはり市役所支所の在り方について明確な方向性が示されなければ、議論は、前進していかないものと考えています。この松山庁舎であります、合併当初130名を超える職員が職務に当たっておられました。現在では三十数名程度とのことでありますが、スマートオフィス化が進み、執務スペースにもかなりの余裕が出てきています。これは、有明庁舎も同様のことでございますが、市庁舎の施設の有効活用の視点や維持管理の問題、耐用年数など、様々考慮しなければならない事項は少なくないと考えています。また、周辺の附帯施設についても老朽化が顕著であり、早急な対応に向けた議論を加速していかなければならないと考えています。これは、先ほど市長のほうからもそういった意向があると、早急に議論しなければというようなことがありました。市庁舎やインターチェンジを中心とするコンパクトシティの考え方や、地域生活拠点としての今後の位置づけについて、繰り返しになるかもしれませんが、どのような考えをお持ちなのか、もう一度、お聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 全国的に人口減少が進む中、市民の皆様の生活環境を維持向上させ、安心して暮らせる持続可能なまちづくりのためには、商業や港を中心とした都市拠点と自治会や公共施設などが集約された地域生活拠点とが高速道路等々でネットワーク化されている、いわゆるコンパクトシティの考え方がとても重要であるというふうに考えています。松山庁舎や松山インターチェンジ周辺につきましては、市民の皆様の生活に必要な住居や商店、公園、道の駅などが集積しており、地域生活拠点として位置づけています。また、老人福祉センターは、災害時の一次開設避難所としてしているところであります。そのような地域生活拠点としての特性を活かした地域の活性化を推進するために、地域コミュニティ協議会と市が一体となった様々な取組により、地域の活性化に努めているところであります。

○8番（野村広志議員） この地域生活拠点エリアの中には学校の施設も含まれていますが、現在、松山地域の小学校3校と中学校の統廃合の協議が進められており、小中一体型の義務教育学

校として、令和11年4月の開校を目指しています。また、近隣に位置する道の駅についても、この地域における活性化を担う拠点施設として、そのまちづくりにおける位置づけをさらに高めていく必要があるのではないかと考えています。また、先ほども少し答弁いただきましたが、全国では災害に強いまちづくりの取組の一環といたしまして、道の駅を防災の拠点施設として活用し、市民の安全・安心に寄与しながら機能強化や拠点化を図っている事例も多く見受けられています。こうした点を踏まえ、学校施設の跡地利活用の方向性や道の駅の機能のさらなる充実、そして市役所支所等の在り方など、個別単体ではなくて一体的に捉え、機能の複合化も含めた総合的な視点で議論をしていく必要性が重要ではないかと考えています。また、支所近辺の附帯施設も含め、地域全体を一つの生活拠点として、総合的な位置づけとして将来の活性化をに向けた道筋を描いていく考え方は、まさに今、求められている視点ではなかろうかと考えています。ぜひとも前向きな市長のお気持ち、お考えをお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 松山庁舎や松山インターチェンジ付近周辺につきましては、多くの施設や住居などが集積された、まさしく拠点となっています。それぞれの施設が持つ機能性を考慮しながら、施設の一体となった活動や取組、いわゆるソフト事業による活性化を進めていくことがとても重要であるというふうに考えています。そのような地域活性化の取組については、この地域を熟知した地域コミュニティ協議会を中心に、一生懸命に活動していただいているところであります。市としては、市民の皆様の生活の質を向上させるために最も適した公共施設の在り方、行政運営に最も効率的な施設の在り方について、施設の複合化等も視野に入れながら、引き続き、しっかりした検討をしていかなければいけないというふうに思っていますので、そういうことを含めて、現状以上の取組をしてまいりたいというふうに考えています。

○8番（野村広志議員） 私の私的な考えとしてお聞きいただきたいのですが、これは、ヒアリングのときにも当局にも少しお話をいたしました。今後、この地区の将来展望を考えた場合、市役所支所庁舎を道の駅に併設させる案について提案をさせていただきました。道の駅の現状を鑑みながら、地域の活性化の拠点としてリノベーションできれば、新たなまちづくりの視点や方向性が生まれてくるのではないかと考えています。現在の庁舎建屋については、有効活用を検討する視点から取り壊さず、建屋の規模や立地も考慮しながら、地域の活性化に寄与できる民間等の活用を検討できればとも考えています。こういった地域を一体的に包括的に捉え、将来展望を描いていく、まさに今だからこそ、その必要性を強く感じています。このことは、あくまで私的な考えであり、調査された裏づけのあるものではございませんが、ぜひともこういった視点も含みながら、市長から今答弁がありましたけれども、今後のまちづくりの在り方についても議論いただきたいなと思います。なかなかこれは答弁が難しいと思いますが、市長のお気持ちで構いませんので、お聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 松山庁舎や松山インターチェンジ周辺につきましては、先ほども言いましたように、多くの施設や住居が集積された地域生活拠点という地理的条件を活かし、地域コミュニティ協議会と一体となった活性化に引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えていま

す。それぞれの施設の在り方や複合化等については、各施設の利用状況や耐力度、維持管理に係る費用等を勘案しつつ、地域の皆様の声を十分聴きながら、検討を進めてまいりたいというふうに考えています。

○8番（野村広志議員） では、少し確認させていただきますが、学校施設の跡地利活用や道の駅の防災の拠点化、そして市役所支所の在り方と、複数のテーマを個別単体に検討を進めていくだけでは、将来的に整合性が取れなくなる懸念があるかと私は思っています。そこで、こうした複数の関連施設を同じテーブルで議論できるような庁内横断的な検討の場であるとか、地域ビジョンの策定など、より体系的な枠組みを設ける考えについてはどのようにお考えでしょうか。地域の将来を明確に示すことは、地域住民の安心にも直結すると考えていますが、市長は、どのようにお考えでしょうか。

○市長（下平晴行君） おっしゃいますとおり、道の駅が災害対応の施設として活用できるのか、それから本庁機能という形での活用ができるのかですね、今後、そのことについては、しっかりと検討委員会みたいなものをつくって協議をしていかなければいけないのではないかなというふうに思っているところでございます。

○8番（野村広志議員） では最後に、もう一度、確認をさせていただきます。庁内横断的な検討の枠組みの設置に加えて、庁内でいろいろ検討していくということでありましたが、住民に見える形での検討のスケジュールであるとか、工程表の提示であるとか、こういったことについても、ぜひ前向きに御検討いただきたいなと思います。市民が安心して将来にわたっての展望が描けるということで、非常に重要かと思しますので、その点について、もう一度、お聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） それは、もうおっしゃるとおり、市民の皆様の意向を聴きながらということを進めていかなければいけないというふうに思います。先ほど言いましたように、地域コミュニティ協議会がそれぞれ設置されています。やはり地域コミュニティ協議会そのものが地域の課題解決をする、いわゆる会だというような考え方がありますので、そういう全体的な方向性をしっかりと議論するような場も市民に知らせながら、取組をしてまいりたいというふうに考えています。

○8番（野村広志議員） 市長から答弁をいただきましたので、理解をいたしたところであります。

志布志市が合併をしまして20年が経過をいたします。その間、まちなりようも時代とともに変化し、市民の暮らしや生活のありようも少しずつ変わってきているのかもしれませんが、しかし、いつの時代になっても、住み慣れた場所で変わりなく普段の生活が続けられることを願っているのは、私だけではないと思います。「誰一人取り残さない」という思い、そういった思いを基に、市民に寄り添った市政運営に向けて、市当局職員が一丸となって今後も取り組んでいただけることを切に願いながら、私の一般質問を終わりといたします。ありがとうございます。

○議長（福重彰史議員） 以上で、野村広志議員の一般質問を終わります。

次に、12番、平野栄作議員の一般質問を許可します。

○12番（平野栄作議員） 改めまして、こんにちは。議員生活最後の質問になるかもしれませんので、魂を入れてですね、質問したいと思っています。

早速ですね、1番目の蓬の郷の件なんですけど、これは、もう議案として提案されていますので、表面だけでちょっと確認させていただきたいと思っています。ふれあい交流センターは、有明地域にとっては唯一の交流拠点であります。また、この施設につきましては、私も深い関連がありまして、立ち上げ当初からいろんな部分でタッチしていますので、気になっている点、施設の老朽化が特に目立っているということ、そしてまた今回も指定管理の案件が出ていますが、今後ですね、この施設を指定管理者が受け継いでいくことになった場合に、そういう受け手が出てくるのかなというのを非常に危惧したところでした。それで、まず1点目です。この公募期間中に応募がなかったということですが、この点について、市長は、どういう見解をお持ちでしょうか。

○市長（下平晴行君） 平野議員の御質問にお答えします。

蓬の郷（ふれあい交流センター）は、平成7年に開業して以来、市民の健康増進や交流の場として年間16万人を超える多くの方々に利用していただいています。本年度導入した観光人流調査によると、利用者のほとんどが市内及び近隣住民の方であり、特に有明地域の皆様に親しまれ、利用されている施設であることを再認識したところでございます。施設は、建築から30年以上経過し、老朽化が進む中で、これまでも利用者が安全・安心に利用できるよう、施設の長寿命化も視野に適時修繕を行ってきたところであります。全国的に温泉温浴施設等は、コロナ禍以降、物価高騰や働き手不足などにより、経営の見直しが不透明な状況が続いています。蓬の郷（ふれあい交流センター）においても同様であり、今回、応募がなかった要因の一つであるというふうに考えています。

○12番（平野栄作議員） 私もですね、平成6年の11月からシルバー人材センターのほうの設立準備ということで、有明庁舎の3階事務室を間借りしまして、そこにおりました。ちょうど隣に蓬の郷の準備室が置かれておりまして、そこも設立前から非常に一生懸命取り組んでおられて、午後10時過ぎぐらいまでいろいろ事務をやられていたのは目にしてきました。また、シルバー人材センターの事業が始まってからも、この蓬の郷からは調理作業の補助、また館内清掃の作業委託とか、様々な部分で委託を受け、当初、どちらもが初めての経験で、一緒になって試行錯誤しながら取り組んできたという経緯があります。振り返りますと、もう30年が経過しようということですが、その間に、管理組合で運営していたものが株式会社化されました。そして今も指定管理者として運営を行っていますが、先ほども言われましたように、同施設は、有明地域の観光じゃなくて市民の憩いの場という位置づけに、当初からすると、大分変わってきているのかなと。この憩いの場というのは、もう本当1か所しかないというような状況で、私の自治会の方も毎日お風呂のほうに行かれて、そこでたくさんの方々と交流をされているのを耳にしています。それと、オープン当初は、親水公園のふんだんな湧水を活かして、玄関ロビーでは水槽内でコイが泳ぎ、またその奥には池が配置されまして、その池の縁に松がありました。この松も剪定

をさせていただいておりましたが、今はなくなっており、水も抜かれている状態の池がそのままになっています。行くたびに、あの昔の姿を知っている人にとっては、非常に残念な状況を目の当たりにするというような状況です。今行かれています方々も、そこを通るだけでも癒やされた空間だったんだろうと私は思うんですが、それさえなく、建物総体を見ても、非常に老朽化が進んでいる。そして、聞いてみますと、浴場等についても大分劣化が進んできている状況だということです。そして、この施設がどうなっていくのかということが非常に危惧されるものですから、今回、質問をしたところです。この施設の老朽化が進んでいる中において、これをまたリフォームしていくのかどうなのか、そのあたりが今後、多分、施設を維持していくとなると、もう何十年という単位で計画をしていかないといけないと思うんです。一部その補修をして今までやってきたような状況でやっていくのか、それともまた別な考え方を持ってらっしゃるのか、そこについて、確認をさせていただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） この施設は、市民の触れ合い交流及び健康増進の拠点施設として、また近隣住民への食事提供の場として、地域にとってなくてはならない大変重要な施設であるというふうに認識しているところであります。今後は、施設の目的や運営方法、適切な規模などを多角的に検討し、大規模改修や建て替えといったハード面の整備も選択肢として視野に入れながら、特に有明地域の振興に資する施設として維持できるよう、しっかりと協議をしてまいりたいと考えているところでございます。

○12番（平野栄作議員） 大変ありがたい答弁でした。この施設の運営については、私は、直接関わっていないですけども、やはり有明地域全体で盛り上げていかないといけない施設だと思っています。ですから、今後、指定管理の状況がどうなっていくかは、推移を見守るしかないんですが、やはりその中に有明地域、各地区コミュニティであったり、いろんな各種団体がいますので、そういうところで連携をしながら、その施設の活用を高めていくような取組もまた必要になっていくのかなと思っています。ですから、やはりもう少しこの施設の重要性というものを市のほうでも認識させていただいて、今、規模がどの程度になるか分からないというような感じの答弁でありましたが、そういう施設をなるべく早く、そして営業を途切れさせないような形で進行していただければありがたいなと思うんです。そこをもう少し詳しく何か説明できませんでしょうか。

○市長（下平晴行君） 先ほども言いましたように、「適切な規模などを多角的に検討し」というのは、ここは、大変難しいところでありましてですね、それをどういう形で、大きさとかですね、そこを十分検討していかなければいけないと。そういう学識経験者等も含めた対応をしていかないと、専門的な立場でのそういう人材を含めた検討会みたいなものを立ち上げていかないと、ちょっと難しいのかなというふうに思います。必要性はもう感じていますので、そういうことでの対応をしてまいりたいというふうに考えています。

○12番（平野栄作議員） そうすると、長期的に見ていかないといけないというふうに捉えるわけです。そうすると、何年後にその答えが出るのか、それまではどうするのか、そういういろん

な課題が出てくるんですが、どれぐらいの期間をそういうものに当てて、実質どういう形で建て替えなのか、リフォームなのか、そういう形で進んでいくのか、分かっている範囲でいいですので、お願いできますか。

○市長（下平晴行君） 先ほどはちょっと言いませんでしたけれども、議員のほうでありましたように、浴場がまず大変な状況であると。まず、そこを改修して、3年の指定管理期間を設けていますので、3年間のうちに方向性をしっかりと、やはり決めていかなければいけないのではないかなと私自身は思っていますが、そういう委員会を立ち上げて、その中で今後何年でどういうものを造っていくかということを検討してまいりたいというふうに考えています。

○12番（平野栄作議員） 3年間という期間が出ていましたので、多分そうなのかなとは思いました。いろんなその委員会の中でも、やはり今使っていらっしゃる利用者の声、そういうものも十分反映させていただきたいなど。それと、やはり今まで持ってきたイメージですね、入り口の雰囲気とか、グッドデザイン賞に輝いた割には、途中から本当に悲惨な形になっているのかなと、私としては思っているものですから、やはり利用者の方々の意見も聴きつつ、どれぐらいの規模にするのか。そして、あと、どういう形でもうちょっと利便性が高まるのか、そういうものも十分意見を吸い上げた上で検討していただければありがたいと思いますが、最後に、その点をお願いします。

○市長（下平晴行君） 先ほどから言いますように、大変必要な施設だというふうに感じています。どういう形の施設が利便性があるのか、そこが一番だというふうに思っていますので、そこ辺も含めた考え方で取組をしてみたいというふうに考えています。

○12番（平野栄作議員） その点ですね、非常に老朽化が目についていましたので、非常に危惧しておりました。そういう方向になるということですので、今利用されている方々も楽しみに、そしてまたいろいろな意味で要望等が出しやすくなるのかなと思います。その点については、御配慮いただきたいと思います。

続きまして、道路伐採について、お尋ねをします。9月の定例会においても同僚議員から同様の質問があったところです。それを聞いていて、ちょっと私の地区の現状と照らし合わせたときに、今後、この問題は、非常に重要性が高まってくるのかなというのを危惧したところでした。この前のやり取りの中では、高齢化によって集落伐採ができなくなる自治会が増えると、温暖化によって草の成長が早まっていくと、そして伐採期間が短くなると。そして、猛暑による作業員への負担増、作業員不足というものも懸念されています。そして、自分たちに一番相談が多いのがこの分野なんですよね。本当に年間を通して何回もお願いされまして、市のほうに足を運ぶケース、一番この部分が多いんです。この前のやり取りの中で、今、トラクターによる機械導入をやっておりまして、それで作業効率アップしますよと、そして計画的なメンテナンスフリーですね、張りコン、そして伐採後の除草剤を活用した取組、そういうものを計画的に実施していくというようなお話があったところです。そしてもう一つ、私の住む地区においても毎年のことではありますが、先ほど言いましたように依頼が多いと。それと、今年の草の伸びは、異常でした。年

間5回ぐらいで済むのが、2回ほど余分に刈ったような記憶があります。それと、機械があるとはいえ、大変な重労働。作業員の皆さんが乗っているのは、空調も付いていないトラクターですよ。炎天下の中であの機械作業を何時間もされると、非常に身体的負担があるんじゃないかなと思っています。通常は、キャビン付きの中でやっていらっしゃるのがほとんどなんですよ。ほとんどあの手の作業機というのは見ないんですよ。で、もうちょっと馬力があるやつになっています。ですから、そういう意味からも、ちょっとまた作業方法なりを考えてほしいなと思っています。話を戻します。今まで6月、7月に業者による伐採が行われますが、すぐ伸びてしまっている状況がうかがえます。そしてまた、畑等の道路沿いの耕作者が、非常に気の利いたというか、道路側まで伐採してくださる所、そういう所は、いつもきれいなんですね。もう本当、きれいな所ときれいじゃない所は、もう目に見えて分かる。そういう状況が今の現状です。ですから、やはりそういうことを今まで建設課に依頼しているので、やらなければいけないんですよ。なんですよけれども、やはりここをもうちょっと標準化できないのかなという気がするんです。また、特に当地区においても高齢化が顕著です。高齢者が運転する車両というのは、結構走っています。一番気になっているのが、雑草が繁茂した交差点で左折なり右折なりされたとき、どうしても通常そこまで持っていくのに時間がかかっているんです。ですから、その間に後続車がもう直近まで来て、急ブレーキをかけるケース。自分もそういうケースに遭遇したことがあります。そういう点を考えると、先ほど「メンテナンスフリー」というような言葉がありましたけど、1路線をずっとメンテナンスフリーをするとすると、莫大な経費と選定箇所がいろいろ分かれてくると思うんですよ、順番がですね。ですから、我々の所が何番目に来るのかも全く分からない状況になります。そこでまず1番目に、本年度4月からずっと今まで作業されてきて、その現状を見たときに、今後、それに対応できるのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

○建設課長（富岡 裕君） お答えします。

現在、伐採作業につきましては、市の直営班、それと業務委託による伐採、それと自治会による作業伐採で対応しているところでございます。先ほども議員が言われたように、やはりその課題というのがかなり山積しているような状況でございます。ただ、令和4年度から各地域、トラクターを1台購入していて、計3台の機械化を図り、作業効率化を進めているところでございます。まずは、今年度の取組でやはり課題だったというのが、先ほど言われましたように、繁茂する時期が短かったということと併せて、除草剤作業についても取組を行っていたのですが、その期間が短いために、その除草剤作業に直営班がなかなか対応できなかったということもございません。それにつきましては、新たな高次的な機材、散布機材の活用を図っていきたいというのがまず1点目。それと、市内業者のほうに委託をしていた所、工事発注をした所もあったんですけども、そこもやはり入札の不落であったりとか、重複で受注されたことによって工事が遅れてしまったということもございます。それにつきましては、今まで業務委託で行った所を市内の入札参加資格付けに基づき、全てのランクの市内事業者の皆様に参加できる機会を設けて、効率的な作業業務につきたいというふうに考えていますので、そういう形で、また来年についても今年

度の反省点を踏まえて取り組んでいきたいと思っています。

○12番（平野栄作議員） 毎年ですね、天候で大分変わってくるのかなと思います。あとは、除草剤の活用がちょっとできなかったということですが、やはりこれをうまく使うと、相当期間を延長できるんです。特に縁石から出ている草とか、そういう所については、この前も事故の損害賠償の案件がありましたが、小石を跳ねて車両に傷を付けるとか、そういうことも非常に考えられます。ですから、使っていい所と使って悪い所、多分めり張りをつけていかないといけないんですけども、やはりそういうことをすることによって、作業員の方々の労力、身体的負担も軽減されていくし、伐採期間をもうちょっと延長できていくのではないのかなと。ですから、次いつ刈って、次何をやる、そこらあたりはもうちょっと細かくセッティングをして、どういう形で回していけるのか、そういうことも検討していったほうがいいのかなど思っているところです。ちょっと前後しましたが、私、さっき交差点の視認性が悪い箇所が結構あるということでした。そして、9月定例会ではメンテナンスフリー化を進めていくということもありました。その中で、交差点付近の視認性を確保するぐらいのメンテナンスフリー化を一挙にはできないと思いますが、そういうのを重点的に市道なり農道なりを選定して、そこをまず進めると。そういうことは、できないのでしょうか。

○市長（下平晴行君） 先ほどからありますように、やはり安全対策の視点から、視認性の悪い交差点の周辺については、メンテナンスフリー化の対応してまいりたいと。このことも要望や現地調査から優先順位を明確にして対応してまいりたいというふうに考えています。

○12番（平野栄作議員） 本当、たくさんと言えぱたくさんなのでしょうけども、重要な所というのは、要はカーブしている所とか、本当に危険だよという所をチェックしながら、そういう所からでも部分的にやっていただければ、その先が少しは生えていても、車両の通行には影響がなくなるのかなと個人的には思っているところです。今回、この伐採という形で質問はしましたが、このことについては、建設課とか、1か所が関係している分野ではないですよ。通学路でいえば、教育委員会も関与してきますし、いろんな部分で道路というのは、各課に共通した大きな課題だと思うんですよ。ですから、今までは全てのそういうものが上がってきて、全部建設課対応というような形で、そこが窓口だった。耕地林務課のほうでも農道とかという部分については、その部分は、もう耕地林務課のほうで担当になるのでしょうか、やはり道路と見た場合には、いろんなところに共通している大きな課題だと思うんです。そしてまた、この議会でも出ていますが、少子高齢化が進んできている中で、特に中山間地域については道路もですけども、人が、人力がないもんですから、昔はボランティアでできていたのが、なかなかそういう伐採までできなくなってきているのが現状です。そしてまた、集落伐採、そういうものも高齢化によってできなくなる自治会が出てきています。そういう中で、やはり建設課とか耕地林務課だけに任せるのではなくて、各課の中で、やはりこの道路に面する部分というのは、共通性があると思うんですよ。そこらあたりをうまく調整しながら、どこが担当できるかということではなくて、みんなのできるどころを、できる人ができるだけやれるような状況がある程度つくっておかないと、

今後、3年、5年にしたときには、ますますこの問題というのは、大きくなると思うんですよ。ですから、今回、この点については、十分お願いしたいなと思って質問をしているんですが、取りあえず、関係部署の連携をいろいろ図った上で、その下にいろいろな団体さんがいらっしゃいます。耕地林務課のほうで私は多面的事業もやっていますし、そういう関係でいくと、我々は、市道を農道とみなして、そこの部分の伐採というのを今、我々の地区で受けています。そして、土地改良区も所管になると思うんですが、土地改良区も自分たちの農道の交差点の視認性の悪い所は、年に2回ぐらい伐採をしていただいています。というのが、6月伐採の予定がなかなか今軌道に乗っていないくて、いつになるか分からないということで、もう本当に荒れている状況なんですね。そこでやはり事故を起こすと、その責任も若干あるということで、そういう団体が率先してやっていらっしゃるんですよ。ですから、そういうものを早急につくる必要があるんじゃないかなと。そして、100%、お願いですからできないと思いますが、少しずつでも御理解をいただいて、人命に関わってきますので、そういうものを少しずつでも構築していく必要があるのではないかなと思うんです。その点、市長、どうお考えでしょうか。

○市長（下平晴行君） 先ほど課長のほうでも、入札参加資格付けの特定をしておりましたけれども、これもなくして全業者にというような話もありました。それと含めて、関係部署との連携、耕地林務課が多面的機能の関係、総合的にどういう形で年間を通じて伐採が可能なのか。そこも含めて、庁内は庁内の中で関係部署という形での協議会みたいなものをつくって、先ほどありましたように、温暖化のせいでおそらく草の伸び方が早くなっているというのは、事実でございますので、おっしゃったとおり、そこに対応できるような何か仕組みづくりをしていかなきゃいけないというふうに考えています。御意見のほうを参考にしながら、どういう形でそういう対応できるのか進めてまいりたいというふうに考えています。

○12番（平野栄作議員） あまり言うのと、また各団体から批判を受けるかもしれませんが、本当、我々の地区を見てみると、お願いするのは、簡単なんです。でも、お願いされたほうもなかなか計画的にという、ある程度、計画をつくっている上にまた乗っかってくるということで、なかなか厳しいのかなと思っています。言うようにいろんな形で、教育委員会ではPTAの組織もありますし、いろんな組織があるんですよ。ですから、愛校作業があるときに、通学路のこの部分については、そこで対応できないかとか、いろんな考え方ができると思うんです。そこで、できる、できないというのは、各団体の判断ですから、そこは、強要はできないと思いますが、やはりそういう意識を持っていかないと、本当にコミュニティになっても、自治会がどんどんそういうのから手を引いていく状況ですから、今後、我が地区の安全というものについては、やはりコミュニティでも考えていかないといけないだろうし、そこでどういう形でその各種団体がやれるのか、そこは、大いに検討課題だと思うのです。この検討課題がまた難しい課題ですので、相当な時間を要するのかなと思います。ですから、そういうものについても、早い段階で検討していく、そういう方向も意識として持つておかないと、そのときになって、本当そういうもので事故があつて貴い人命が失われる、そういうことになってはならないと非常に思っていますので、そ

の点について、最後に市長の思いをお聞かせいただいて、質問を終わりたいと思います。

○市長（下平晴行君） せんだって、県との協議の中でも、この伐採等についての話をしたところでございます。県のほうもやはりそういう人材不足とか。私がちょっとお願いしたのは、前は、県道を2人ぐらいで年間を通じて伐採していただいた時期があったんです。そういうことが可能ではないのかということも話をしたところでありました。そういうことも踏まえて、今、議員がおっしゃるように、どういう形での管理の在り方がいいのかですね。そこは、十分内部でも、地域コミュニティ協議会という組織もありますから、そことの連携、それから、それぞれの部署との協議の在り方等々、あらゆるものの検討をして、しっかりした対応をしてみたいというふうに考えています。

○12番（平野栄作議員） ぜひ、お願いしたいと思います。各種団体においても、やはり高齢化は進んでいるのが現状です。なかなかこの時代の流れの中で、昔のイメージがもう崩れ去って、どの部分においても崩れてきているのかなというのが非常に個人としては危惧しています。ですから、昔に戻るのには難しいと思いますが、やはりどこかが先頭を切って進めていかないことには、全てが自分たちに返ってくる問題なのかなと常々思っています。この点については、本当に危惧しています。今、市長のほうの力強い答弁をお聞きしましたので、私の質問は、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（福重彰史議員） 以上で、平野栄作議員の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

—————○—————
午後2時05分 休憩

午後2時15分 再開
—————○—————

○議長（福重彰史議員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、14番、丸山一議員の一般質問を許可します。

○14番（丸山 一議員） 志みらいの丸山一でございます。前発言者と同じく、私も最後の質問になるかもしれませんので、ひとつよろしくどうぞお願いをいたします。質問をする前に、ちょっと議長にお願いがあります。通告書の中の亜硝酸態窒素の「亜」の字を割愛させていただければと思うのですが、よろしいでしょうか。

○議長（福重彰史議員） はい、承知しました。

○14番（丸山 一議員） 通告に基づいて質問をいたします。まず、水道水の安全性についてです。NPOオアシス水環境研究会が市内の河川や小・中学校の水質調査を実施しているのですが、市が毎月検査、公表をしている硝酸態窒素の数値と我々の数値に違いがあるということで、水道水の安全性に問題はないかという質問をいたします。

○市長（下平晴行君） 丸山議員の御質問にお答えします。

水道水の水質についてですが、水道法第20条に基づく検査機関に委託しています。議員の御質

問にあります硝酸態窒素につきましては、水道法に基づく基準値内にあることを確認しています。引き続き、安全・安心な水道水を提供してまいります。

○14番（丸山 一議員） 市長も前に所属しておられたNPOオアシス水環境研究会なんですが、非営利団体として2004年に発足されまして、現在で21年目ぐらいになりますね。その中で、地下水から出てくる湧水の調査とか、河川水の調査とか、土壌分析とか、お茶畑の調査、それとマルチ栽培における畑の土壌調査というのをずっとやってきておりまして、毎月定例会をしています。この分厚いファイルがですね、これが21年間の我々の定例会のときの参考資料です。この中に細かいことがいっぱい書いてありました。私が問題にしているのは、ここ3年間でデータがだんだん悪くなってきたんです、2023年、2024年、2025年と。2023年のときには、大体、硝酸態窒素がずっと前からのデータとほぼ一緒なんです。ところが、2024年、2025年となりますと、特に2025年、今年の10月に調査をしたときには、国の基準値の前後ですね、超えるのもあるし、下もある。ですから、このことについては、前から気にはしていたんですが、水道課が出しているデータとだんだん数字上の乖離がすごくあるなというのが、実際、僕らが感じている本音なんですよ。10月に我々が調査したときには、国の基準値の前後なんですよ。ですから、水道課が出している数値に問題はないのかなということで質問をいたします。硝酸態窒素の特性につきましては、ここに資料がありますけど、1987年にイギリスで調査をしたと、3万6,000人の小さな町で硝酸態窒素の値が20ppmであったと。それで、その地域の住民の食道及び肝臓の発がん死亡率が通常の大体1.25倍から5.72倍となったということで、これが大問題になりまして、日本も基準値を設けた。日本の場合は、10ppmというデータを示したんですよ。市が発足したときにも、我々の同僚議員がいろいろ問題にしまして、森山水源地から新しく水源を引っ張ってきて、大迫水源地の2か所の水源を1か所にして、それを希釈して足そうではないかという、市長もその当時の発言者だからよく覚えていらっしゃる。そして、出し始めたところ、10あったものが4.5ぐらいに下がってきたから、僕らは、それで安心してた。ずっと、「何とかいいだろう」と、「10以下であれば、いいだろう」と、「10以下のところが4.5ぐらいになったら、いいだろう」と思っていたんだけど、今回、2025年の10月には、10前後になったと。これは、どうしたものかと。これが市の水道課が出している数字とあまりにも乖離があるものだから、発言をしているわけです。そのことについて、答弁をお願いします。

○水道課長（萩原政彦君） お答えします。

議員の認識していらっしゃる、以前の水道に対する歴史というものは、確かに私も当時の職員からも引き継いでおりました。ただ、平成27年、おおむね10年ですが、この硝酸態窒素、今、少し参考にお伝えしますが、市のほうでは、環境省省令に基づきまして、51項目検査を行っております。その中には、深井戸と言われる井戸からの給水、あと、湧水池、主に河川沿いがありますけれども、そこあたりの場所からの水源地からの取水等を行って、水の採取等を行って検査機関に出しています。検査機関につきましては、国に登録されています民間の検査機関に委託を行い、検査を行っているところです。議員御質問の数値の部分が、私のほうで過去10年間の分の硝酸態

窒素の数値を確認いたしましたところ、確かに高い場所では1リットル当たり10ミリグラム以下という基準に対して、一時期8ミリグラムに近い数字がございました。ただ、現在は、高いところでも、5ミリグラムから6ミリグラムの数字で収まっているというところがございます。これは、議員が御質問していただきました、ほかの水源からの希釈も含めて、水質を今、安全に管理できているというところではないかというふうに認識してるところでございます。

○14番（丸山 一議員） 今の答弁では、10ppm以下であって問題はないという水道課の認識なんですけれども、我々NPOで調査したのは、市内の小学校、中学校全て調査をしています。その中で、10前後ぐらいのところは5か所あるんですね。10ppmを超えているところがあります。だから、市のほうで決められた基準で検査項目のとおりやっていると思うんですけども、その検査の仕方が我々とちょっと違うのか、それともどこかに何か問題があるんじゃないかと。僕らは、もう21年ぐらいの歴史がありますから、僕らのデータも間違いありません。ましてや、去年「ふるさとの水環境」という本も出しています。これも小学校に行って校長先生から水を採取してもらったときに、小学校にも提供して「この中身を読んでください」とお願いをしていますけども、あれは専門的すぎるから、校長先生なんかもよく分からないと思うんですが、やはり僕は、どっちかという疑問に思うんですよ。ですから、これを何とかですね、どちらがいいとか悪いとか、どっちが正しいとか正しくないとか、そういう問題ではないのですが、やはり僕らが18年ほど前に、一般質問で3人の議員がずっとやってきて、それで森山水源地から水を引っ張るような事業展開に持っていったわけですね。そのときのデータとほぼ変わらないんですよ、今。ですから、その方法が何かどこか問題があるんじゃないかということで、質問をしているわけです。ですから、もう一度、対策を協議するべきではないかと思うのですが、市長、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 今、数値が高いところが5か所ほどとおっしゃいましたが、その数値の高い小・中学校の情報提供をしていただければ、臨時に検査をしたいというふうに思っています。

○14番（丸山 一議員） 今、市長が言われましたけれども、
[何言か呼ぶ者あり]

できればですね、今の発言は、取り消していただきたい。学校名は、いろいろ問題があると思うから、僕は、言わないようにしてたけれども、市長が言われたものだから、つい答えてしまったんですけど。実際ですね、全小学校、全中学校を調査しているんですよ。その中で、データのすごく乖離があるから、「これを何とかしてほしいな」ということで考えています。水道課は、どのように考えますか。

○水道課長（萩原政彦君） 先ほど市長が答弁しましたとおり、その資料を御提示いただければ、水質については、毎日検査と月検査と年間検査と、それぞれ水質検査項目の基準に基づいて検査を行っているところです。また、濁りとか発生した場合は、水質を確認する上での再検査を臨時検査として速やかに行っていますので、御提示いただければ、検査を行いたいというふうに思います。

○14番（丸山 一議員） 今、水道課長が答弁しましたとおり、できれば、僕らが採取した場所

に水道課の人たちも来られて、我々も来て、そこで再度、同時に採取をして検査をするという方法は、どうですか。

○水道課長（萩原政彦君） 日程のほうの調整ができれば、御提示いただいた分の調査箇所を委託業者と協議を行い、そのようにしていきたいというふうに考えます。

○14番（丸山 一議員） 今、水道課のほうで答弁していただきましたので、我々NPOとその業者さんとで日程調整をして、もう一度、検査をして、その結果をまた参考にしたいと思います。1問目については、これで終わります。

○議長（福重彰史議員） ただいまの学校名が出たところにつきましては、削除をさせていただきますので、御理解いただきたいと思います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○14番（丸山 一議員） 2番目です。急傾斜地対策についての質問です。押切地区の急傾斜地について、土地の所有者が伐採作業をされまして、大きな切り株が、15メートルほどの高さがある斜面の法肩に多量に残されています。その前の道路は、津波なんかが発生した場合の避難ルートでもあるわけです。しかもその上には団地があって、かなりの通行量があるわけですね。ですから、そういう所をむき出しのままでもいいのかということで、何とか対応策を考えていただきたいという質問であります。

○市長（下平晴行君） 市道押切坂線の法面整形等に対する急傾斜地の対策としては、県営及び県単での急傾斜地崩壊対策事業が考えられますが、今回の現場は、どちらの事業にも該当しないところであります。現場も確認しましたが、残された木の根で崖が安定し、保全されている状況と判断しますので、今後は、現場を注視する方向で維持管理したいというふうに考えています。いずれにしましても、土地の所有者より、事業への同意、土地の提供等をいただくことが最低条件となっていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○14番（丸山 一議員） 土地の所有者から提供していただければ、その事業展開は可能であるということなんですが、市内どこの坂道も、道路に面した急傾斜地工事も、ほとんどどこも法面工事はしているわけですね。あそこだけが実際に残っているわけです。しかも、それを地権者の努力で伐採作業までされたんですよ。法肩には、切り株がいっぱい残っている。上を切ってしまったから、木は、完全に枯れていますよね。多分枯れると思う。新芽は出ないと思うんですよ。あの崖は、シラス崖ですから、雑木の根というのは、シラスの中には通っていかない、表面上を走っているだけなんです。であれば、台風なり、大雨が降ったときには、必ず落ちてくると。落ちてきたときには、道路管理者の責任を言われるんじゃないかと思うのですが、そこに問題はないですか。

○建設課長（富岡 裕君） お答えします。

以前、押切坂の相談につきましては、斜面からせり出した大木などの倒木が心配され、一部倒木があったことから、土地所有者に対して、倒木の危険性がある木の伐採をお願いして処理をいただいたということでございました。現場を確認しましたが、現状、倒木処理がほとんど終わっ

ている状況であり、残された木の根で崖面が安定し、保全されている状況と判断いたしました。ただし、この現場を注視して、今後、法面の状況が変化するようであれば、対応を図ってまいりたいと考えています。先ほど市長が答弁されたとおり、事業実施に当たりましては、土地所有者からの事業同意と土地の提供、寄附をいただくことが必要でございますので、御理解いただきたいと思っております。

○14番（丸山 一議員） あの場所は、第二次世界大戦当時の防空壕跡が2か所あるんですよ。その上が、ちょうど90度に法面がありまして、その法面の上部にあった切り株が落ちたことが今まで2回あるんですよ。そのたびに、市のほうにお願いをして対応していただいた。ここ1年ぐらいの間には、今度は覆いかぶせていた木が南方系の虫、多分キクイムシだろうと思うんですけど、ドングリとか、シイの木が枯れて、覆いかぶさっていたんですよ。「これは、時間の問題だな」というので、僕らが気にしていたら、夕方に地権者の人たちが集まって、「これは、いつか落ちるぞ」と言ったら、その晩に落ちたんですよ。翌日、朝8時に僕が行ったときには、もうその地区のコミュニティの人たちが気を利かせて行って、チェーンソーで切って片付けて、車が1台は通れるようにしてくれたんですよ。そういう危険性が十分あるから、何とかしてほしいというお願いで、いつも僕らに相談があるし、地権者も心配、こんぱいしておられるわけです。もしもですよ、切り株が落ちてきて通りかかった車にぶつかった場合、それは、道路管理者として責任が問われませんか。

○建設課長（富岡 裕君） 木の倒木に関しましては、実際、土地の所有者に責任があります。ただ、倒木においても、その高さの限界が4.5メートルという規制がありまして、4.5メートルの高さを過ぎてしまうと、危険性があるということで、市のほうで所有者の同意をもって伐採する。もしくは切迫性がある場合であれば、もうこれは、必ず倒れかかるとか、崩れかけであったら、市のほうで同意を得なくても民法上伐採するという形になります。基本的にはその土地の所有者が担うことになるんですが、ただ現場を見た場合、切り株でございますので、切り株がいつ落ちるかという状況は、今もだから、ないような状態でございます。ただ、そこは先ほど言いましたように、現場を常に注視はしていますので、現場の変化等が起きた場合は、取り除いたり、対応は図っていきたいと考えています。そしてまた今回、県営事業、県単事業での事業がありません。そこを保全する住宅がないということなんですね。県営事業であれば10戸以上、県単事業であれば5戸以上の住宅があつて、そこを保全する崖面であれば、そういった事業の活用を図れるんですけど、そういった保全戸数がないということもあつて、現状としては道路を守る程度しかないということがあるものですから、建設課のほうとしても、その新たな事業がないのか、県にも相談しながら模索をして、そういった状況があるのであれば、対応を図っていきたいというふうには考えています。

○14番（丸山 一議員） 今の課長の答弁では、「その急傾斜地内の崖下に10戸なりの戸数があった場合には、対応になる」ということなんですが、市内を見てくださいよ。市内の道路という道路、隣接地に急傾斜地があつた場合は、ほとんどが県なり、市の工事でやっていますよ。あの部

分だけが道路交通法でいう4.5メートルでしょう。それ以下については、所有者のほうに管理責任があるけど、その上については、管理責任が問われないと。ところが、もしも倒れてきた場合、ここ5年ぐらいの間に、実際に2回はでかいのが落ちてきたんですから。で、市のほうにお願いをして、頭上注意の看板を立てて、バリケードして、撤去をしてということを僕らもやってきたんですよ。その可能性は、十分ある。しかも切り株は枯れてくると、今度は張る力がなくなってくるから、いつか落ちるんですよ。そうなったときには、じゃあ誰の責任になるか、それを土地の所有者に責任を求めるといのは、あまりにも酷ですよ。そういうのは、市のほうでやはり何かしらの事業で対応すべきです。しかも、市内のどこに行っても、そういう坂道なんかの法面工事というのは、どこでもやっていますよ。その事業は、何の事業でやったんですか。県単事業とか、いろんな事業を持ってきたはずですよ。あそこの押切坂については、県単事業なんかも導入できないというその理由が分からない。ほかの地区は、ほとんどできていますよ。あそこだけ、なぜできないのですか。

○建設課長（富岡 裕君） この事業は、基準がございまして、先ほど私が言ったように、小規模事業であれば、市が対応する県単急傾斜地崩壊対策事業です。これは、保全戸数が5戸以上で高さが5メートル以上の急傾斜地に対しては、県単急傾斜地崩壊対策事業で行うということ。2点目が大規模事業とあって、これは、鹿児島県がする事業です。これは、保全人家が10戸以上、高さが10メートル以上の急傾斜地に関して、こういった県営事業という形で事業をすると。こうやって基準に基づいて事業で行うこととなりますので、そこは御理解ください。

○14番（丸山 一議員） 市内全域の坂道なんかは、ほとんどは事業展開していますよ。その戸数がどうのこうのという話は、例えば、隣の中村坂もそうだし、中島坂もそうだし、鮫島坂も市のほうで何とか対応してくれていますよ。合併する前の有明町でもやりましたよ。そういうので、できないことはないはずですね。その補助事業の対象にならなければ、市の単独事業でもいいじゃないですか。そういうことでしないと、道路交通上の安全性は保てませんよ。上の団地の人たちがしょっちゅう出入りしているんですよ。そういう所でももしも落ちてきて事故が起きたら、誰が責任を取るんですか。地権者にはそういうことはできませんよ。何とか対応ができませんか。

○市長（下平晴行君） 今、議員がおっしゃった中村坂、中島坂、鮫島坂については、これは、市の土地であります。そして、先ほど課長が言いましたように、今、切り株から芽が出ているわけです。芽が出ているということは生きているということで、逆に言うと、それを殺してしまうと、腐って崖から落ちてしまうとか、崩れてしまうという可能性が高いですから、今のところ芽が出ているから、写真を見る限りは、不安要素というものは、僕はないんじゃないかなというふうに思います。

○14番（丸山 一議員） 過去5年の間にも2回もでかい株が落っこちて、幸いなことに、夜中に落ちてて車の通行がなかった状態だから。しかも、ここ1年の間に覆いかぶせた大木が、幹周りが40センチメートルぐらいですよ、7、8メートルといったものが落っこちてきたんですよ。それも幸いなことに夜中で、交通の妨げにならなかったからいいようなものをですね。芽が出て

いるから、市のほうで注視をするということなので、我々も気をつけていきますけどね。できれば、何かしらの対応策を考えていただければと思います。これ以上言ったら、らちがあきませんので、次の質問に行きます。

同じ項目なんですけれども、急傾斜地対策についてですね。令和5年第4回定例会においても質問をいたしました。そこは、一丁田地区から西押切地区まで急傾斜工事が行われた。ところが、急傾斜工事が行われたのは、40年ほど前なんですよね。県のほうは、やったらやりっぱなしで、その後、竹が生えたりして、すぐ下の住宅なんか竹が乗りかかってくるとか、芝が落ちてきて雨どいが詰まるとか、環境的にも悪いから、何とかしてほしいという質問をしたんですよ。そしたら、「県のほうといろいろ対応を考えたい」ということで答弁はあったんですが、その後、何ら対策が行われていないんです。現在の進捗状況は、どうなのか、お伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 急傾斜地の木、草の繁茂についての相談があった場合には、県に連絡し、現場と一緒に出向き、現地確認後、県の判断を相手方へ伝えるようにしているところであります。また、今回改めて管理内容を県に確認したところ、階段、階段利用に必要な小段（通路）は、市が管理となっていますが、その他施設全体の法面や擁壁、ポケット等は、基本的には県が管理となっています。このことから、引き続き県に要望してまいりたいと考えています。

○14番（丸山 一議員） 3か所の階段がありまして、その階段は、第2分団の人たちが年に1回か2回か、階段が上れるように、見れるようにということで竹の伐採をしています。ただ、法尻とその下に側道というのか、2.5メートルぐらいのコンクリート張りの道路みたいな感じで、僕ら専門用語では側道とか言いますけどね、それがあって擁壁があるんですよ。その中は、ずっと竹が生えていて、竹が立ち上がっているものだから、そこは、実際、通れないんですよ。津波対策なんかを考えたとき、僕らもよく子供たちに言ったりするんですが、例えば四つの坂が僕らのところにあります。四つの坂を通るときに、車がそこを通るだろうと、横の歩道も人が通るであろうと。だけど、詰まった場合には、その坂を利用するしかないんですよ、離れているから。

「中間ぐらいにいたときには、どっちかの坂に行きなさいよ」と、子供たちには僕は指導をしているんですよ。しているんだけど、今度はそこから中が通路が詰まっているものだから、結局は通れないんですよ。階段のところまでは何とか行ける。1か所、2か所は行けますけど、あとは、竹が茂っているから、下の通路なりは通れないですから、そういうところは県のほうにも強く言っていただきたいと思います。いかがですか。

○建設課長（富岡 裕君） 先ほど市長が答弁しましたとおり、階段であったりとか、階段に必要な小段（通路）については、市が管理することになってはいますが、その他の施設については、法面、擁壁、ポケット等については、県が管理することになってはいます。実際、そういった竹とか、そういった法枠工から出た大きな木なんかの倒木とか、そういった支障がある物件については、随時、県のほうには要望しているところでございます。県のほうも、やはりこういった問合せが多いということで、今、県のほうで砂防メンテナンス事業ということで新たな取組を行っています。この事業というのが、もともと法枠工と言いまして、コンクリートで枠をしまし

て、枠の中の枠内植生工という形で、将来的にはもう森にかえすというような形になっていましたけど、今、議員が申されたとおり、維持管理上支障がある。そういった枠内の植生工から大木が出てきたりとか、そういったことによって、その根がいたずらして、その枠を破損する可能性も出てきたということで、こういったことがいろんな箇所で起きたということで、やはりこの中の木の伐採を行って、改めて法枠内の改修、モルタル吹付工を行うという事業が今始まっているところで、本市におきましては、今年度、上西谷地区のほうで事業が始まった段階でございます。それと、今回、議員が言われた地区と合わせて、5件ほどそういう問合せが来ていますので、こういった新たな事業展開ができないかということで、県に問合せをして、今、回答待ちの段階でございます。

○14番（丸山 一議員） 言ってみるもんですね。新しい事業が生まれてきたということで、何とか対応ができるのであれば、すごく喜ばしい。僕は、毎年4年生の子供たちに、タウンウォッチングで、小学校を出てから小学校にまた帰ってくるまで通山地区をずっと案内して行って、どこにどういう危険場所があって、「津波がもし起きた場合は、どういうふうに逃げるんだよ」、「ここは、通山小学校の前身、寺子屋だよ」、仏心院というのがありますけど、そういうところを案内しながら、今度は消火栓があったり、防火水槽があったりとかで、道路が直角に曲がっているのはなぜとか、そういうのをやはり江戸時代の武家の流れで、そういう史跡があるわけですから、そういうのをずっと勉強させて、もう6年か7年ぐらい、ずっと毎年やっているんですよ。ただ、あの急傾斜の階段については、そのときだけ1段目まで上ってみると、どういうものだ。もしも、津波が来たときには、1段目まで上れば、もう小学校は下に見えますから、大体助かるであろう。その代わり、「普段は、使っちゃ駄目だよ」ということは強くは言ってはいるんですよ。ただ、そこに行くまでの道路なり、民地なりがありますから、そこも併せて新しい事業ができるのであれば、ここが津波の避難道路ですよということを、看板なりを作っていたければありがたいと思うんですけど。前に担当課に言ったときには、30センチメートルの15センチメートルぐらいの小さいのを人の家のブロックにちょろっと貼り付けただけで終わったんですよ。ですから、一般の人が分かるように、それも併せて、そういう事業展開の中で導入ができませんか。

○危機管理監（黒川 晃君） ただいまの避難誘導に関する看板につきましては、確かに議員おっしゃったように、そんなに大きくて目立つものではございませんので、今後、大きさを調整しまして、土地所有者の方と協議をさせていただきたいというふうに思っています。

○14番（丸山 一議員） ついでですから申し上げますけど、その看板とその法尻に行くまでの階段のところに行くまで道の中を通りますので、そこもできれば2メートルぐらいのを提供してもらるか買収をして、「いざという場合は、ここを通るんですよ」ぐらいの配慮なり、気配りがあってもしかるべきだと思うんですけど、そこまではできませんか。

○危機管理監（黒川 晃君） 避難誘導につきましては、民地を買収してというところまでは、私もちょっと想定しておりませんが、緊急時には通していただくということで、その土

地所有者には御理解いただいているものというふうに思っています。議員から今回質問があったときに、私どもも現地を見に行ったところです。入り口手前に道路がありますけれども、道路からその階段に行く道につきましては、草も刈ってあってきれいになっておりまして、特に障害もなく、階段まで行けるなどというところは確認したところであります。これにつきましては、第2分団が年2回清掃作業をしていただいているたまものだというふうに思っています。

○14番（丸山 一議員） 先ほど建設課長の答弁の中でありました新しい事業がまた展開されるようでございます。地域の人たちは、非常にお困りですので、その事業展開のほうに採択されるようお願いするのは変ですけど、できれば採択の方向に持って行っていただければ、地元の方たちも安心するかと思うんですが、どうでしょうか。

○建設課長（富岡 裕君） 建設課の中には曾於地区土木協会、そしてまた土木事業連絡会ということで、県に直接要望する団体、そういった会がございます。その中で、その件については、市長はじめ、強く要望してまいりたいと思っています。

○14番（丸山 一議員） 終わります。

○議長（福重彰史議員） 以上で、丸山一議員の一般質問を終わります。

次に、1番、永田梓議員の一般質問を許可します。

○1番（永田 梓議員） 皆さん、お疲れさまです。今回、私も今期で最後の一般質問になるので、ちょっと頑張っていきたいと思えます。では、早速質問に入らせていただきます。

松山地域の市営住宅に空き家が増加してきています。現在の入居要件の緩和を検討できないか質問していきます。まず、市長は、市営住宅に空き家が増えていることについて、どのようにお考えかお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 永田議員の御質問にお答えします。

松山地域の一部の団地において、空き家が増加傾向にあることは認識しているところであります。市営住宅における入居要件につきましては、令和6年4月1日より新たな改正条例を施行し、裁量階層世帯の拡大、単身で入居できる住居面積の拡大等の入居要件の緩和を実施しており、この条例改正により、市全域としては入居率が2.7ポイント増加し、一定の効果が見られたのではないかというふうに考えているところであります。松山地域の空き家率増加については、要因の特定を行っていないため、希望者が入居に至らなかった場合の理由や既存入居者が撤去される際の理由などを可能な範囲で調査し、その要因を明確にしていきたいというふうに考えています。今後は、県が現在取り組もうとしている入居要件緩和について情報共有を図りながら、松山地域に入居を希望される方々のニーズに合った住環境の改善に取り組み、市民の皆様が快適に安心して居住できる環境を提供してまいります。

○1番（永田 梓議員） 聞きたいことを全部先に言われた感じになってしまって。ちょっと整理しながら1個ずつ聞かせてください。まず、入居状況について入居率を聞きたかったのですが、市全体では2.7ポイント増加しているということで、松山地域の入居率は把握されていないでしょうか。

○建設課長（富岡 裕君） 松山地域における市営住宅の入居率でございます。直近3年間の松山地域における入居率について回答します。まず令和5年度は89.2%、令和6年度が86.4%、令和7年度が83.7%と推移し、年々入居率が減少している状況でございます。

○1番（永田 梓議員） やはりちょっと私も見ていて、明らかに空き家が増えているなどいうのを大変実感している状況でございます。私の地元である泰野地区での生活圏の狭い範囲での感覚というか、退去した理由なんですけど、「家賃が上がったことで、ほかの民間の空き家が空いたことによって、たまたま引っ越しができました」という方や、「同じ泰野地区に家を建てた」などの理由で退去される方が多いようです。退去時に理由など調査されているのかを確認したいのと、あと、退去されて市外に引っ越ししてしまった方がどれくらいいるのか把握されているかを教えてください。

○建設課長（富岡 裕君） お答えします。

退去の理由につきましては、住宅新築や中古物件の購入、転勤、施設入所、死亡などが主なものとなっています。2点目の松山地域における転居、退去先の把握でございますが、退去後の転居、転出先につきましては、敷金の返金の際に確認していますので、その中でいきますと、直近3年間では23件退去しており、市内転居が12件、市外転居が8件、死亡転居が3件となっています。

○1番（永田 梓議員） 分かりました。松山地域の市営住宅について、入居を検討されている方からの問合せというのが年間どのくらいあるのか教えてください。

○建設課長（富岡 裕君） お答えします。

直近3年間でございますが、令和5年度が17件、令和6年度が12件、令和7年度が11月末現在で13件と、合計42件の入居の問合せがございました。

○1番（永田 梓議員） 意外に問合せはたくさん来ているようですが、それが入居に至らなかった場合の理由というのは、聞き取りなどして把握されてはいないですか。

○建設課長（富岡 裕君） 理由については、まず、入居の問合せがございます。その中で内見対応も実施しています。実際、その住宅を見ていただくということですね。しかし、入居には至っておりません。入居に至らなかった理由につきましては、具体的には確認しておりませんが、戸建て住宅を希望される方が多いことが要因ではないかというふうに考えています。

○1番（永田 梓議員） できるだけ多くの方に市営住宅を利用していただくために、単身で利用できない物件を、要件を緩和して単身でも利用できるようにという質問をしたかったのですが、先ほど市長が言われたとおり、「緩和されている」ということで。「枠を広げて、6か月以上空き家の状況の場合は、単身での入居が可能」ということを聞き取りのときにお伺いしたのですが、この緩和された内容について、もう少し詳しく聞かせていただければと思います。

○建設課長（富岡 裕君） 市営住宅の単身入居の条件でございます。市営住宅につきましては、以前は、原則単身での入居はできませんでした。その中で入居者の資格を有するものとして、以前は、「住戸専用面積が50平方メートル未満で、かつ、居室数が3以下の住宅」であれば、単身

者でも入居することが可能となっております。それを条例改正しまして、「住戸専用面積が60平方メートル未満又は居室数が3以下の住宅」にしまして単身者の枠を増やしたのと、同時にまた内規のほうに基づきまして、これは、県営住宅が執り行っているのですが、それ以外でもまだ入れない住宅というのがあるんですね。その枠をやはり6か月以上空きがあれば、そういった単身者の方も入居ができるように取り組んでるところでございます。

○1番（永田 梓議員） ありがとうございます。では、松山地域のどの団地のどの物件が対象というのが今分かれば、教えていただきたいのですが、分かりますか。

○建設課長（富岡 裕君） 松山地域の単身者住宅として定めているのが24戸というふうになっています。

○1番（永田 梓議員） 24戸の住宅が6か月以上空きがあれば、単身でも入れるという理解でよろしいですか。

○建設課長（富岡 裕君） すみません、資料のほうをちょっと調べてから、また御報告します。

○1番（永田 梓議員） 要件が変更されたことについて、私もこの聞き取りで初めて知ったのですが、市民にはどのような周知がされているのか。売却する検討もあったとのことで、全ての住宅がその売却対象になるのか。また、どの段階で、住宅に住まれている方に、「買い取りが可能ですよ」というお知らせをされているのかを教えていただければと思います。

○建設課長（富岡 裕君） その入居要件の緩和につきましては、ホームページと広報紙等に記載して周知を図っているところでございます。それと、市営住宅の売却はできるのかということですが、本市の市営住宅につきましては、公営住宅、特定公共賃貸住宅、市単独住宅の3種類の住宅があります。このうち、戸建ての特定公共賃貸住宅と市単独住宅については、耐用年数を経過した住宅に限り、既存入居者が住宅の購入を希望する場合は、売却する方針でございます。なお、売却に当たっては、市の不動産運用検討委員会に諮り、契約方法、売却価格などを審議し、売却の可否を決定することとなっております。

○1番（永田 梓議員） その売却できるということを今住まれている方にどの段階で説明とか、お知らせとかをされるのでしょうか。耐用年数が来てからされるのか、それとも、そのちょっと前にお知らせするのか、どういう対応をされているのでしょうか。

○建設課長（富岡 裕君） 基本的には、その売却する住宅というのは、戸建て住宅です。公営住宅というのは、長屋住宅が主ですので、戸建て住宅の木造住宅ですね。ですので、木造住宅でいきますと、耐用年数が30年と定めていますので、30年を超えた住宅に対して、そこに住んでおられる方にアンケートを取って、購入の意思があるかどうかの確認を取って、そういった売買を行っていく所存でございます。

○1番（永田 梓議員） ありがとうございます。今回、この質問に至ったのは、感覚的には2年ほど前から、急速に松山地域全体の空き家が目立ってきたことにあります。特に団地の空き家は、外から見ても雨戸が閉まっているので、すぐに空き家だと分かります。過去に2件だけですが、ペットを飼われている御家族から「泰野小学校に入学させたいんです」と、本当もう何年も

前です、議員になる前に御相談がありました。「だけど、猫を飼っているんです」と、「猫を飼っているので、団地に入居できません。でも、泰野地区に引っ越せる物件がありません。だから、引っ越しができずに、泰野小学校を諦めました」という御相談がありました。現在、多くの自治体が集合住宅でのペット飼育は禁止となっているので、本市でも禁止というのは十分理解しているのですが、入居条件にペットの体重制限や頭数制限などを付けて、ペット可能な物件を一部つくることというのは検討できないでしょうか。

○建設課長（富岡 裕君） 市営住宅のペット飼育について、志布志市の市営住宅管理条例第23条の「入居者は、他の入居者に迷惑をかける行為をしてはならない」という規定に基づき、市営住宅でのペット飼育は禁止をしています。これは、ペットの鳴き声やふん尿などによる悪臭などの問題が、他の入居者に迷惑を及ぼす可能性があるためでございます。市営住宅の住環境の維持や入居者間の良好なコミュニティ形成のため、現時点ではペット飼育を可とすることは難しいと考えています。また、一部の市営住宅でペット飼育を可とする場合、住宅設備の改修や管理体制の変更が必要となり、財政的な負担が増加することが予想されます。さらに、ペット飼育が可能な住宅と禁止されている住宅との間での公平性が問題となることから、一部の住宅でのペット飼育を可とすることについては難しいものと考えています。

○1番（永田 梓議員） 分かりました。松山地域は、小・中学校統合へ向けて今動き出そうとしているところです。学校に特色を持たせて、ほかの自治体からも注目されるような取組になると信じています。特に泰野地区は、学校が集約される予定の松山中学校があります。周辺に西之原団地、桜山団地など、現在、半数ほど空き家になっている団地、住宅があります。松山地域は、空き家が本当に多いんですけど、入居が可能なおうちというのは、もうほぼありません。私がこの議員にならせていただいてから4年間は、空き家バンクへの登録の呼びかけや「空き家バンクに登録してください」というビラをポスティングなどして回ったのですが、なかなか貸す段階までたどり着けないというのが現状です。「じゃあ、おうちを建てたらいいんじゃないですか」と思われるかもしれないですけど、そううまくはいかず、松山地域は、土地がたくさんあるように見えるんですが、民間で売却されている土地は、ほとんど広くなかったり、更地なので宅地かと思って調べてみれば、農地だったりするんです。なので、よそから移住してくるとなったときに、すぐに住めるおうちというのは、ほとんど見つけることができません。そうした中で、市営住宅というのは、要になってきますので、もう一度、市長に答弁をお願いします。松山地域の現状について、人口増加を見込んで、また子育て世帯が集まるような地域にするためには、住宅はもちろんですが、松山地域全体的な構想も含めて、今後、どのような取組が有効となるか、お考えをお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 本市の市営住宅は、公営住宅、特定公共賃貸住宅、市単独住宅の3種類の住宅があり、このうち、戸建ての特定公共賃貸住宅と市単独住宅については、耐用年数を経過した住宅に限り、既存入居者が住宅の購入を希望する場合は、売却する方針でいます。なお、この売却に当たっては、市の不動産運用検討委員会に諮り、契約方法、売却価格などを審議して、

売却の価格の可否を決定することになります。これは、松山地域だけではなくて、全体的な市としてのいわゆる住宅の在り方、これは、しっかりと検討していく必要があるのではないかとこのように思いますので、これも含めて、検討委員会みたいなのを立ち上げて対応していきたいというふうに考えています。

○1番（永田 梓議員） その有効な活用方法が見いだせるように、検討委員会を立ち上げていただいて、また急激に減少している松山地域に対して、何か対応を検討していただければと思います。

二つ目の質問に移ります。やっちくふれあいセンターの整備について、質問していきます。この質問は、子供たちから頂いた内容が含まれるので、ちょっとゆっくりしゃべりたいと思います。現在、やっちくふれあいセンターは、全体的に利用が少ないのは執行部も把握はされていると思います。指定管理料2,100万円ほどと修繕費や工事費用等で2,600万円と当初予算に上がっていました。維持管理費などがかかっています。なので、よりたくさんの方に活用していただきたいところではありますが、現在の造りでは、大きめの会議室しかなく、気軽に利用できる環境ではないように感じています。コワーキングスペースや4人とか6人で会議ができるようなスペースというのを設置し、誰もが利用しやすい環境整備ができないかを伺います。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

やっちくふれあいセンターにつきましては、ホールをはじめ、会議室、保健施設などを備えた複合施設であります。議員御指摘のとおり、いわゆる会議室という名称の部屋が1室しかございませんことから、利用者の皆様に一定の御不便をおかけしている状況がございます。しかしながら、当センターには、会議や打合せなどに利用できるような複数の部屋や多目的スペースもございます。これまで、十分に周知ができていない面がありました。まずは、これらの既存の諸部屋につきまして、会議や打合せ等にも十分活用できることを積極的に情報発信し、市民への広報、周知に努め、利用促進を図ってまいります。また、共有スペースである広いロビーには、例えば、椅子や机を常設するなどして、市民がいつでもくつろげるような、また談笑できるような、そういった空間づくりに早速努めてまいりたいと思っております。大切なことは、市民がいつでも気軽に集える、そういった施設にすることです。これまでの状況を反省しつつ、そして、どのような形で多数の市民の方々に利用いただけるかを工夫、改善してまいりたいと思っております。

○1番（永田 梓議員） ロビーに椅子など設置して、いつでも気軽に利用できるようにしていただけるということで、大変ありがたい答弁でした。この施設が完成したとき、多分私は、小学校5年生ぐらいでした。まだゲームを持っている友だちもあまりいなくて、外で遊ぶのが当たり前前の時代だったので、その頃、暑い日はふれあいセンターに行こうと、行けば友だち誰かと会えるという感じで、図書室で勉強したり、飽きたら公園に行ったりして、ふれあいセンターに行けば、ある程度の時間が過ごせるような環境というのがありました。現在のやっちくふれあいセンターは、子供たちの利用がほぼ見られないように感じています。図書室や学習室の利用がどのく

らいあるのか教えてください。

○生涯学習課長（河野尚仁君） 図書室につきましては、松山分室の昨年の実績になりますが、3,223人、学習室の利用につきましては50件の利用がございまして、800人の利用者がいたところでございます。

○1番（永田 梓議員） そのうち、未成年が利用した数というのは、カウントされていますか。分からないですか。

○生涯学習課長（河野尚仁君） すみません、年齢層については把握していないところでございます。

○1番（永田 梓議員） 教育長、この間のお話なのですが、地域の小学生が、最近、日曜日に私の家にたまに来ます。下の2歳の子供を訪ねて遊びに来るんです。ある日、お昼前に「御飯どうしよう」と子供たちが話合いをしたので、「おうちに帰らないの」と聞きました。そしたら、「御飯は、近くのお店で買います」というお話をしていたので、「じゃあ、一緒に買いに行こうね」と、一緒にお店まで買いに行きました。そしたら、「御飯をどこで食べよう」という相談をし出しました。「誰かのおうちで食べないの」と聞いたら、「おうちだと1人だから、友だちと食べたい」と。みんなのおうちは、今保護者が不在で、「保護者がいないときは、友だちのおうちに行ったらいけないという決まりがあります」と。「ふれあいセンターでは、どう」と聞いたら、「一度、ふれあいセンターで御飯を食べていたら、ここで食べるなど怒られました」と、「追い出されてしまったので、行けません」ということを言われていました。まず、実際にこのように子供たちの行く場所がない状況について、どのように感じられますか。

○教育長（福田裕生君） そのような実態があることは、今、初めて具体的に知ることができました。今回の通告を受けまして、私もまた直接出向きまして、いろんな状況を把握したところでございました。子供たちがいつでも気軽に集えるような場にするためには、飲食も含めて一定のルールを作れば、そこは小学生であっても、中学生であっても、しっかり守って使っていけるようになると思いますし、それがいわゆる道徳で学習することの実践化にもつながっていくと思いますので、今後、このふれあいセンターが子供たちの遊び場の一つ、それから学習の場の一つにもなっていくように十分に協議をしながら、より使いやすいセンターにしていきたいと思います。

○1番（永田 梓議員） 子供たちも安心して施設を使えるように、多分、怒られてちょっと怖かったと思います。「ちょっと、行けないです」みたいなことを言われたので。教育分室に私も確認したんですが、実際、「ロビーでの飲食は可能」というお返事をいただいております、子供たちにも分かりやすいように掲示するなり、声をかけるなり、学校から伝えてもらうなり、そういうことをしていただけたらなど、不安を取り除いてあげたらなどと思います。子供たちは、「松山は、何もなくてつまらない」と言っています。行く場所がないので、自宅から出ない子や、やはり孤立してしまうのではないかなと、少し心配になるところがあります。担当課が違うとのことだったので、答弁できないかもしれないのですが、保健施設の場所についても、非常にもっ

たいないスペースとなっているなというふうに思っておりまして、地域の方が日頃から使えるジム、「松山は、ジムまで遠い」と、「ジムが欲しい」という意見であったり、子供たちが雨天でも遊べるような、少し室内遊具を設置してあればいいなと思っています。やっちくふれあいセンターの指定管理が来年度から変更になると今回の議案で出されていますが、その事業者の申請概要調書を全て読ませていただきました。内容には、自主事業も計画されているようでしたし、「対話の場を設け、小さな事業を続けて人の流れを絶やさない」ともありましたので、今まで以上に地域の方が利用しやすい施設になるのではないかなと、非常に展望が持てるものでした。もちろん、私もできることは協力していきたいと考えていますが、まず、地域の方が使用しやすい施設となるよう期待して、やっちくふれあいセンターの質問は終わります。

下の公園のほうに移ります。やっちく松山藩出城公園について伺います。現在、ほとんどの遊具が老朽化により使用禁止となっています。そのことで、泰野地区には遊具で遊べる公園がなく、子供たちから不満の声が上がっています。全ての子供たちが遊べるように整備ができないか伺いますが、先に、現在の状況をどのように捉えているのか伺います。

○教育長（福田裕生君） 出城公園の遊具につきましては、令和7年2月の遊具定期検査におきまして、使用不可の判断がなされました。現在、安全対策として使用禁止としています。主な指摘事項は、老朽化による腐食及び基準の不適合等でございます。まずは、この危険な遊具を撤去し、遊具の新設につきましては、地域のコミュニティ協議会や近隣の小学校等にも御意見をいただきながら、今後の公園の在り方について調査研究を行ってまいりたいと考えています。

○1番（永田 梓議員） 一旦撤去してもらえるとということで、ありがとうございます。目には見えているけど遊べないというので、大分ストレスがたまるみたいで、「どうなっているんですか」という子供たちの御意見がありました。聞き取りのときに、「利用率の高いところから改修をします」というふうに伺っているのですが、松山地域だけ公園が明らかに少ないです。新橋地区コミュニティ協議会のおかげで道の駅の隣には公園ができましたが、もともとあそこの城山運動公園は、たくさん遊具がある公園であったのにもかかわらず、現在テニスコートになっていて、もともとあった遊具は、プールの横に少しだけ残っている状態、もう公園と呼べるのかなぐらいの遊具の数です。ほかの志布志地域、有明地域には大きな公園があって、大浜緑地には新しく遊具が整備されます。夏は、噴水で水遊びができて、たくさんの子供たちの声が響いていますが、松山地域にはそのような水遊びできる公園もありません。地域格差が出ているのではないかなと思うのですが、その件はいかがでしょうか。

○教育長（福田裕生君） 子供たちが自由に遊びができる公園等がないという御指摘でございますけれども、例えば、この出城公園につきましては、先ほど申しましたように、まずは撤去をする、そして、その後、遊具等の設置がどの程度可能なのかということも検討してまいります。ただ、これまでこのぐらいの遊具が設置してあったから、すぐそれに替わるものができるだろうということではなくて、以前に比べますと、遊具設置の基準も大分厳しくなっておりまして、敷地面積に対してどの程度の大きさのものと、それとAという遊具とBという遊具との間にどれぐら

いの距離を取らなければならないと、それから一方で、ユニバーサルデザインに向けた遊具の設置等々、様々な視点から検討しなければならない課題等もあります。そういったことも含めて、比較的早急に子供たちのためにこういった手はずが踏めるかということは、検討していく必要があると思っています。

○1番(永田 梓議員) 早急に検討していただけるということで、お願いしておきたいと思います。出城公園には三つ公園があります。隣接して京ノ峯団地があり、以前は、団地の子供たちが毎日遊びまわっている姿を見ることができました。地域の子供数人と保育園の先生、そして保護者の方に、少しだけですが、「あの公園に何があったらいいですか」というお話を伺ったので、ちょっとここでお伝えさせていただきます。うちの高校生の息子たちは、「バスケットボールやスケートボード、自転車に乗って遊べるような場所が欲しい」、保育園の先生は、「築山などを作って中にトンネルを通したり、上から滑り台を下ろすなどしてあげると、子供たちは大変喜ぶと思います」と。あと、保護者の方は、「ブランコがなくなったのが、非常に寂しい」と意見をいただきました。また、知人にカメラマンがいるんですが、現地をどう活用できるかというのを一度見に来てくれたことがあります。「高台の公園がほとんど更地なので、あそこの真ん中に高さがあるブランコを一つ作るだけで、人が集まるような写真スポットになるのではないか」という意見をいただいています。せっかく三つの場所に公園がありますので、小さい子供をメインにした公園、少し大きな子供たちが遊べる公園、高台の公園は、健康増進などになるような公園として整備してはどうかと思います。これは、まだまだ少人数の意見でありますので、新たな活用方法を検討するために、在学している小・中学生を中心に保護者の方や先生方に、先ほど言われていましたが、アンケートを実施し、アイデアを募集することというのは、可能でしょうか。

○教育長(福田裕生君) ただいま様々な視点からのアイデアの幾つかを聞かせていただきまして、ありがとうございます。今後、教育委員会におきましても、また他の関係の部署と一緒にあって、どのような形で意見集約ができるのか、有効であるかということは、十分検討させていただいて進めていきたいと思っています。

○1番(永田 梓議員) ぜひ、みんなが使える、集まるようないい公園になるといいなと思います。先ほどの質問でも述べましたが、学校の統合が松山地域の大きな節目となります。統合することで、松山地域で子育てがしたいと選んでいただける取組と選んでもらうための住環境の整備、これは、同時に進めないといけないと思います。都城志布志道路が開通し、松山インターから都城まで非常に近くなりました。私の家からも、産婦人科まで30分かからないで着くぐらい近くなりました。地域の方々が子供たちの見守りや農業体験など、たくさんの活動をしてくださっています。子育てしやすい環境まで、あと少しだと感じています。公園整備は、松山地域で子育てしてよかったと満足度を上げるための重要な整備だと思います。新しい学校が始まる時には、公園も整備されることをお願いしておきたいと思います。出城公園整備について、しつこいようですが、最後に教育長、もう一度、答弁をお願いいたします。

○教育長(福田裕生君) 公園の整備と合わせまして、新しい学校の在り方についても、今後、

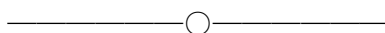
地域の方々の御意見を伺いながら検討していくことになるわけですので、学校の中の体育施設も含めたいわゆる遊具施設のことと、近隣の公園の施設のことと、相互に併せ持って考えながら、より良い形を築いていけるように丁寧にやってまいりたいと思います。

○1番（永田 梓議員） 終わります。

○建設課長（富岡 裕君） すみません。先ほどの公営住宅の条例改正に伴う件でございます。条例改正に基づいて、松山地域で6か月以上経過した単身者の入居可能な住宅の戸数でございますが、13戸でございます。馬場団地が3戸、西之原団地が3戸、松山団地が5戸、京ノ峯団地が2戸ということになっています。

○1番（永田 梓議員） 分かりました。ありがとうございました。

○議長（福重彰史議員） 以上で、永田梓議員の一般質問を終わります。



○議長（福重彰史議員） お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、本日は、これで延会することに決定しました。

明日は、午前10時から引き続き本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日は、これで延会します。

お疲れさまでございました。

午後3時25分 延会

令和7年第4回志布志市議会定例会会議録（第3号）

期 日：令和7年12月9日（火曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 一般質問

青 山 浩 二

栢 山 晋 司

小 園 義 行

出席議員氏名（19名）

1 番 永 田 梓	2 番 栞 山 晋 司
3 番 稲 付 洋 平	4 番 隈 元 香穂子
6 番 市ヶ谷 孝	7 番 青 山 浩 二
8 番 野 村 広 志	9 番 八 代 誠
10 番 小 辻 一 海	11 番 持 留 忠 義
12 番 平 野 栄 作	13 番 西江園 明
14 番 丸 山 一	15 番 玉 垣 大二郎
16 番 鶴 迫 京 子	17 番 小 野 広 嗣
18 番 東 宏 二	19 番 小 園 義 行
20 番 福 重 彰 史	



地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	教 育 長 福 田 裕 生
総務課長 鮎 川 勝 彦	財 務 課 長 坂 元 正 知
総合政策課長 川 上 桂 一 郎	コミュニティ推進課長 五 代 千 加 子
みなと振興課長 木 村 勝 志	シティセールス課長 大 迫 秀 治
税 務 課 長 藤 後 広 幸	市民環境課長 村 山 睦
福 祉 課 長 山 口 善 央	健康長寿課長 富 重 隆 之
こども子育て課長 若 松 利 広	農政畜産課長 萩 迫 和 彦
耕地林務課長 得 丸 八 郎	建 設 課 長 富 岡 裕
松山支所長兼 総務市民課長 折 田 孝 幸	有明支所長兼 地域振興課長 大 口 秀 昭
水 道 課 長 萩 原 政 彦	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 濱 田 茂
農業委員会事務局長 高 野 利 彦	教 育 総 務 課 長 児 玉 雅 史
学校教育課長 淀 修 司	生 涯 学 習 課 長 河 野 尚 仁



議会事務局職員出席者

事 務 局 長 和 佐 浩 教	議会グループリーダー 末 原 和 幸
サブリーダー 前 田 範 雄	サブリーダー 上 野 健 太 郎

午前10時00分 開議

○議長（福重彰史議員） これから、本日の会議を開きます。



日程第1 一般質問

○議長（福重彰史議員） 日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、7番、青山浩二議員の一般質問を許可します。

○7番（青山浩二議員） それでは皆さん、改めましてこんにちは。青山でございます。今回は、本市が若者の将来を支え、地域への定着を促すことを目的として実施されております奨学金返還支援事業について、質問させていただきます。奨学金の返還という、若い世代にとって決して軽くはない負担に寄り添い、その一部を市として支えていこうとされる姿勢は、大変意義深いものと感じております。この制度の運用に御尽力されている市長をはじめ、執行部の皆様に、まずは感謝をしたいと思います。本市が若者を大切に、未来への投資を惜しまないという姿勢が制度に表れており、その点につきましては、心より評価しております。一方で、どのような制度であっても、運用を重ねる中で改善すべき点や時代とともに見直しが求められる部分が生じてくることも、また、これは自然なことでございます。若者を取り巻く環境は、大きく変化しております。その中で、本制度がより多くの方に利用していただけるものとなり、より一層その目的が達成されるよう丁寧に議論を重ねていくことが今後の市政運営において最も重要なことであると考えております。本日は、そのような観点から、制度の趣旨を尊重しつつ、よりよい制度の在り方を共に考えていくための質問をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。そこで、まず市長にお聞きいたします。この奨学金返還支援事業に取り組むこととなった本市の背景、それから、市長のこの事業に対する思いというものをお聞かせ願ひたいと思います。

○市長（下平晴行君） 青山議員の御質問にお答えします。

本市におきましては、昨今、人口の減少、特に若者流出は喫緊の課題であり、その対策を模索していたところ、国においても地方から人口が流出し、東京圏に一極集中していることが課題となっており、その対策として奨学金を活用した若者の地方定着促進要綱を定め、地方自治体の行う奨学金返還支援事業に対して財政措置を講じていることから、令和5年度に本事業を開始したものであります。

○7番（青山浩二議員） 市長の思いと、それから本市の抱える背景ですね、そういったものを答弁いただきました。それでは、まず数字的なところを確認したいと思います。この事業は、今の答弁でもありましたように、令和5年度から始まって、現在3年目を迎えていると思います。これまでの申請者数、それから認定者数、却下者数、そして補助額、これを年度別でお示いただけますか。

○総合政策課長（川上桂一郎君） お答えいたします。

年度別の実績につきましては、認定者数の累計及び補助金の交付額を申し上げますと、令和5

年度92人、1,582万2,755円、令和6年度123人、1,938万4,888円、令和7年度は10月末時点になりますが、160人で、1,665万9,336円となっており、2年半におきまして支援額としましては、5,186万6,979円の支援を行っております。

○7番（青山浩二議員） 結構な人数ですね。それから、5,000万円を超える補助額で支援をいただいているということで、大変ありがたいなというふうに思っております。その中で、今、答弁にはなかったんですけども、却下者数ということで求めたのですが、この却下された方ということは、過去にはいなかったということで理解してよろしいですか。

○総合政策課長（川上桂一郎君） 申し訳ございません、答弁が漏れておりました。まず、この申請を受理する前に、その申請をされる方に制度について説明を行っております。ですので、申請者数と認定者数は同数ということで、また申請受理後の却下というものはございません。なお、申請者本人だけでなく、御家族とか、そういった関係者の方からのお問合せなどもありますので、申請に至らなかったものの数としては把握してないところでございます。

○7番（青山浩二議員） 分かりました。数字については確認ですので、理解をいたしました。また、今の答弁にもありましたように、却下をした方というのは、もうゼロということでの理解でいきます。そういった方々については、そもそも窓口相談の時点であったり、電話相談の時点であったり、「私は、対象外になるんだ」ということで、そういうことが判明した時点で申請はしないのかなというふうに考えております。却下者数ゼロということは、もう数字的にはこういうことになるのかなというふうに思っております。この点については、後の質問で触れますので、ここでは数字の把握で止めておきたいというふうに考えております。年度別の実績の分析と検証で、必要であれば、改善をしていく。これを繰り返していかなければ、事業の発展はないと考えております。本制度は、若者の移住定着を促し、奨学金返還の負担軽減を図るという大変意義のある事業であると考えます。制度の効果を評価するために最も重要なことは、年度別実績の把握、分析、効果検証が必要不可欠であると思っております。それがなければ、成果を把握できず、制度改善にもつながりません。まだまだ始まったばかりの制度ではありますが、効果検証をどのように実施し、その分析をどのようにしているのか、あるいは今後していこうと考えているのか、そこをお示しくください。

○総合政策課長（川上桂一郎君） お答えいたします。

補助金交付の効果につきましては、まだ事業開始から2年半を経過するところであることから、具体的な数値などによってお示しすることは難しいところでございます。申請の際に実施しているアンケートでは、「この補助金が志布志市に帰ろうと思ったきっかけの一つになりました」などの意見を多くいただいております。また、本市への若者の移住・定住の確保につながっているものとは考えております。なお、本事業の認定者数につきましては、第2期志布志市まち・ひと・しごと創生総合戦略において、地元活躍人材育成プロジェクトの評価指標として位置づけられておりますので、令和8年度の今の志布志市まち・ひと・しごと創生総合戦略におきましての目標数値である累計120人を既に超えている状況というところでございます。

○7番（青山浩二議員） 答弁にもありましたように、始まって2年半ですから、今後、そういう数字をしっかりと把握していただいて、効果検証のほうを5年後、10年後しっかりとこういったものがつながるように、よろしく願いしておきたいと思います。この支援事業で一番重要なのは、支援した人がどれだけ市に残ってくださるのかというデータであると思います。ここが欠落していけば、制度の効果検証は、繰り返しになりますけれども、できません。支援者が5年後、10年後に市内に居住しているかの追跡、それから転出理由や転職・離職状況など離脱データの取得、こういったものが非常に大事になってくるのかなというふうに思います。追跡調査をしていないなら、効果があったかどうかは分かりません。今後、しっかりとフォローアップ調査を行い、効果をしっかりと検証しなければならない事業であると感じています。まだまだ始まったばかりの事業でありますので、データの取得は今後しっかりとしていただきながら、この支援事業を成長させていただきたいというふうに思いますが、この点については、いかがですか。

○総合政策課長（川上桂一郎君） 今後、データの取得及び効果の検証等を行っていく必要があるとは考えています。なお、この奨学金返還支援事業において、若者が志布志市にまた帰って来られて、居住をして仕事をされるということで、今後、5年、10年、志布志市に住み続けていただけるように、また市としても各種補助金を設けていますので、それぞれのライフビジョンに合わせて活用していただきたいということも周知をしてみたいと考えています。

○7番（青山浩二議員） 本当、繰り返しになりますけれども、始まったばかりの制度でありますので、しっかりと今後、効果検証をよろしく願いしておきたいと思います。

それでは、次に行きます。対象年齢34歳以下と支援の上限額24万円の妥当性について、お伺いします。これについては、二つ一遍に聞くと、頭が混乱しそうですから、一つずつ整理していきたいと思います。まず、年齢についてお聞きします。実施要領の第3条第1号で、「認定を受けようとする年度の4月1日において、34歳以下の者」と規定されています。これをまず確認いたしますが、認定を受ける最終年齢が34歳までなのか、それとも支援の終了が34歳までなのか、どちらなのかをお示しいただきたいと思います。また併せて、34歳という年齢で区切った根拠を御説明いただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 年齢要件につきましては、本市の場合は、認定申請の際に34歳以下であれば、その後35歳以上となっても、奨学金を返還されている場合は補助が継続されるということでもあります。奨学金を返還する期間が、短大や大学などを卒業した後の10年から15年間程度であることが多いことから、34歳という年齢要件を設けているものでありますが、ほかの自治体では、一定の年齢に達した時点で補助が打ち切りとなる、あるいは補助の期間に上限を設けているなどということもあるようでありますので、厳しい要件ではなく、妥当であるというふうに考えています。

○7番（青山浩二議員） ありがとうございます。今の市長の答弁でいきますと、認定を受ける最終年齢が34歳までであって、仮に、そこから奨学金の返済が始まって、大体15年程度の計画を立てて返済をしようと計画をしている方がいらっしゃるとするならば、答弁のとおりでいくと、

この制度がある限り、15年計画を立てると、49歳までは支援をしていただけるという解釈になるのですが、そういう解釈でよろしいですか。

○市長（下平晴行君） はい、そのとおりでございます。

○7番（青山浩二議員） ありがとうございます。34歳まで認定が受けられて、その後の返済については、制度が続く限り支援していただけるということであれば、34歳という年齢の根拠については、誰もが納得できると思います。私もほかの自治体の同様の支援制度を確認したのですが、年齢については、今、市長から答弁がありましたとおり、どこよりも優れている制度設計であると思ったところございました。そういう意味では、妥当な線引きであると考えています。ただ、1点だけですね、市民への周知について、少し工夫を加えていただきたいと思っています。冒頭の質問で、「認定を受ける最終年齢が34歳までなのか、それとも支援の終了が34歳までなのか」という質問をいたしました。実は、私、つい最近まで支援の終了が34歳までというふうに解釈をしていました。これは、私の周りで私のように勘違いをしている方が結構いらっしゃいました。条文を読んだだけでは、「認定を受ける最終年齢が34歳までであって、その後も支援は続きますよ」というふうに解釈する人のほうが少ないんじゃないかなというふうに、条文を読んで感じたところでありました。条文は変える必要はないと思います。ただ、周知、アナウンスのときに、翌年度についてからでも結構ですので、一工夫加えていただきたいなというふうに思います。ここについて、ちょっと対応していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○総合政策課長（川上桂一郎君） 冒頭申し上げましたとおり、この支援事業につきましては、直接、本人とお話をしたりとか、電話で話をしたりとか、その中では、このような34歳以下の認定で、その後の返還というのも対象になりますというふうには説明をしているのですが、議員おっしゃるとおり、ちょっとそういったところの誤解というか、認識がちょっとそこまで深まらないのかなというふうに考えていますので、今後、また事例等や例えを入れた形で周知を図っていききたいというふうに考えています。

○7番（青山浩二議員） その点については、どうぞよろしく願いしておきたいと思います。

それでは次に、第4条第1項で「補助金の額は、前年度の奨学金返還金の額と同額とする。ただし、24万円を限度とする」と規定されています。まず、この24万円という上限額についての積算根拠を示していただきたいと思います。返還額の実態や若者の負担状況、またUIターン促進との関係など、様々な根拠があると思いますが、そこら辺も含めて御説明いただきたいと思います。

○総合政策課長（川上桂一郎君） 奨学金の返還の実情を参考に積算をしているものでございます。市の奨学金の場合は、大学4年間に貸与を受けることができる総額は、月額5万円を12か月、それを4年間で240万円となっています。返還期間は、10年を選択するケースが多くなっている現状で、その場合に1年間で24万円の返還となることから、24万円という返還額を設定しています。また、返還額の実態につきましては、いろいろ市内の企業等を回りまして、このような支援があるというところで紹介したりとか、市内に高校が2校ございますが、その学校関係者の方にも、

この奨学金返還支援の内容をお伝えしまして、その学校を卒業されて、大学、専門学校、短大等で奨学金を利用されて就学された方が志布志市にまた帰ってきていただけるような周知等を図っているところでございます。

○7番（青山浩二議員） この年齢層でいきますと、全員が全員ではないんですけれども、一般的に結婚、子育て期と重なる年齢層であると考えます。金銭面の支出もそれ以前と比較しても多くなる傾向にありまして、経済的にも負担が多くなる、そういう世代であると感じます。24万円支援していただけるのもありがたいという話ではありますが、こういう観点からも24万円の支援が妥当な金額なのか、今、答弁にもありましたように、もう1回、その考え方をお聞きしたいと思います。

○総合政策課長（川上桂一郎君） 年間の上限額のみで補助金の金額が妥当であるか否かということは、論じることにはできないと考えています。事例を挙げますと、年間の上限額は、本市より高いものの、返還額の全額ではなく、3分の2の補助で、かつ、補助の総額に300万円以内という上限がある場合や補助の期間に5年以内という上限がある場合、それぞれ他の自治体の取組でも違いがございます。この制度が始まって2年半というところで、すぐに増額という見直しを行えば、ちょっと不公平感というのも生じることも考えられます。今後、各種状況を長期的、総合的に勘案して、判断していきたいというふうに考えています。

○7番（青山浩二議員） 今、答弁にもありましたように、今後、そういう状況、そういうものがあれば考えていく。ただ、2年半しかたっていないので、まだしっかりと効果検証を行っていないから、今後、そういうものがあれば、しっかりと対応して、課内で協議していただきたいというふうに思います。ここはもうお願いベースでしかできませんので、5年、10年たったときに、そういう状況が変われば、しっかりと協議をしていただきたいと思います。

それでは、次に移ります。支援事業の対象者となるための要件が厳しく、対象者になることができない事例があります。そういった方々のために、要件を緩和するお考えはないかという、そういう観点からの質問になります。実施要領の第3条第4号では、期間の定めのない雇用で週20時間以上の勤務が求められています。しかしながら、これは、若者の多様な働き方や就職環境の変化を十分に踏まえていないのではないかと、制度の理念と運用の現実との間にギャップが生じているのではないかとこのように考えます。現代の若者の就業実態を見ると、契約社員、更新型有期雇用派遣といった形態からキャリアをスタートするケースが増えてきており、必ずしも最初から無期雇用で働けるとは限りません。無期雇用と有期雇用という線引きだけで、この支援制度を受けられないということがあってはならないというふうに考えます。

そこで、お伺いしますが、このような有期雇用者を対象外とした施策的な理由をお示しいただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 期限付きの雇用の場合は、期限付きでない雇用の場合に比べ、転職等により市内に定着されない可能性が高いことが想定されます。安定した就業形態によって生活の基盤を築くことが地域への定着につながると考えられるため、この要件を設けているところであり

ます。

○7番（青山浩二議員） これは、さきの質問でも触れましたが、窓口相談の時点で、有期雇用ということで要件に該当しないということが、本人が分かった時点で申請は見送るというケースがあります。地域に定住しているのにもかかわらず、申請自体を見送らざるを得ない、こういったケースというのは、やはり過去にはあるのでしょうか。

○総合政策課長（川上桂一郎君） 申請を受理する前に、制度の説明を行っています。申請を受理した後に対象外となったものはございませんが、そのような有期雇用、無期雇用の有期の場合には、そのような理由から申請に至らなかった案件というのがあります。

○7番（青山浩二議員） 今答弁のとおり、実際、そういうケースがあるわけですね。私は、この有期雇用の方々、何でもかんでも認めてくださいという考えではありません。制度の趣旨と照らして、有期雇用契約社員・派遣社員であっても、例えば、地域に定住していて自治会にも加入していて、さらには御結婚もされ、子供さんも地元のこども園に通園、地元の学校に通学されているなど、そういった定住の実態があれば、これは、本制度の趣旨に十分当てはまるものだと考えます。単に、有期雇用、無期雇用ということで線引きをするのではなくて、有期雇用の方から申出があれば、しっかりとその実態調査をしていただき、定住の確認ができたとするならば、ここは認定すべきだというふうに私は考えますが、いかがですか。

○総合政策課長（川上桂一郎君） 先ほど市長も答弁したように、安定した就業形態により生活の基盤を築くことが地域への定着につながると考えています。ただ、今議員おっしゃるとおり、様々な雇用形態等あろうかということから、今後、各種状況等を情報なり、そういったところの把握を行いまして、そのような取扱いというのをどういった形でできるかというのを判断してまいりたいというふうに考えています。

○7番（青山浩二議員） 答弁にありましたように、しっかりと定住しているという確認が取れたなら、例外というわけじゃないんですが、こういった方々も支援の対象にさせていただきたいというふうに考えます。今、課長がしっかりと答弁していただきましたので、有期雇用であってもしっかりと調査をしていただいて、この制度の趣旨に沿っていれば、その方々もしっかりと支援をしていただきたいというふうに考えます。次年度からの課題だと思いますので、よろしく願いしておきたいと思います。

それからまた、確認なんですけど、条文では「自ら事業を営む者」も対象とされています。現実社会では、自ら事業を営む者には多様な働き方が存在します。例えば、フリーランス、業務委託契約を中心とした形態、そして副業収入同士を組み合わせた複合的な働き方など、多様なケースが増えてきています。こうした新しい働き方をしている方々は、この要件でいくと、どのような取扱いなのか、お示しいただきたいと思います。

○総合政策課長（川上桂一郎君） ほかの方に雇用されていなければ、「自ら事業を営む者」ということで該当いたします。

○7番（青山浩二議員） じゃあ、この方々も対象になるという理解でよろしいですね。

○総合政策課長（川上桂一郎君） はい、そのとおりです。

○7番（青山浩二議員） よく分かりました。それからまた、条文では、「認定年度の4月1日において就業していること」と明記されています。しかしながら、勤務開始日が4月2日のような転職の都合で、4月1日がたまたま無職であったというケース、それから勤務先の受入れの都合で4月中旬とか、5月から就業開始といったケース、こういったケースは、本当、社会においてごくごく一般的にある話だと思います。ですが、本制度においては、「4月1日において就業していること」としているために、4月1日縛りによって支援対象か否かを左右してしまうことになると思います。そこでお伺いしますが、認定年度に極めて厳格な線引きをしているという理由をお示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） これは、就業日が4月1日より後であったことによって対象外となった方がいらっしゃることは、把握をしていないところであります。

○7番（青山浩二議員） 今、ちょっとかみ合わなかったんですけど、この4月1日に線引きをしている理由ですね、「4月1日において就業していること」という理由をお示してください。

○市長（下平晴行君） 認定年度を4月1日としていることにつきましては、前年度の3月末時点で、居住、就業及び奨学金の返還実績の各要件を既に満たしている方がその翌年度に認定申請を行うことを想定しているものであるというふうに考えています。

○7番（青山浩二議員） そういったケースもあると、そういうケースがほとんどだというふうには思いますが、ここで市長、ちょっと具体例を挙げます。私が申し上げる具体例について、この方は認定されるのか、されないのか、課長でも結構ですので、答弁いただきたいと思います。例えば、令和6年4月1日から正社員で仕事を始めました。しかしながら、何らかの理由で令和7年2月末で退職をしました。その後、3月、4月は仕事をしていませんでしたけれども、令和7年5月1日から晴れて正社員として新たに就職しました。この方が令和7年度に認定申請した場合、認定されるのか、されないのか、判断できますか。

○総合政策課長（川上桂一郎君） 就業日が4月1日という形で対象要件もなっていますので、今、議員おっしゃった方は、該当にはならないというところがございます。

○7番（青山浩二議員） そうなんですよね。このケースは、認定されないケースになってしまいます。ただ、令和7年度については11か月正社員として働くことになるんですけども、令和7年度は認定されないんです。これも制度の趣旨を考えれば、改定する必要があると考えます。年度内の就業月数に応じて、例えば、5月から仕事を始めたとすると、満額の9割程度、7月からだと7割程度、10月からだと5割程度というふうに、働き始めた月を基準として、満額の何割支援というような柔軟な運用を希望している方もいらっしゃいます。これについて、見解をお伺いします。

○総合政策課長（川上桂一郎君） 今回、そもそもその年度の4月1日に住所を有して就業している者というのを、この奨学金返還支援制度の事業立てをするときには、そのような考えでございました。ただ、今議員おっしゃるとおり、様々ですね、その年度中のいろいろ転入があったり

とか、転職があつたりとかいうのも、この一般質問を受けまして、いろいろ検討すべきことというふうに考えています。今後、これについては、少しでも若者の定着というのがやはり目的でございますので、そういう「4月1日現在」という基準日ではなく、もっと幅の広い考え方をしていきたいというふうに捉えています。

○7番（青山浩二議員） ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。今、私が申し上げたこの例は、たくさんある例の中の一つであります。ほかの方々にもいっぱい例があると思いますので、しっかりと正社員として働いているのであれば、そういった要領の見直しをお願ひしておきたいと思います。奨学金返還支援は、若者にとって非常に大きな支援であつて、本市の将来を支える人材を確保するためにも、効果を最大化すべき制度であると考えています。だからこそ、現実の働き方に即した柔軟で実効性のある制度設計が求められると考えています。形式的な線引きに縛られて、本来、支援すべき若者を取りこぼすことがあつてはなりません。本市として、若者の定住と活躍を真に促す制度となるよう、就業要件の柔軟な見直しを求めておきたいと思います。これについて、市長から一言いただけますか。

○市長（下平晴行君） 先ほど課長のほうでも答弁がありましたように、4月1日に限らなくても、例えば5月とか、6月とか、7月とか、それは、できると思いますので、そのような対応をしてみたいというふうに考えています。

○7番（青山浩二議員） 前向きな答弁がありましたので、どうかよろしくお願ひしておきたいと思います。

この項目で、もう1点だけ、確認をさせていただきます。条文を読んでみると、第3条第6号で、対象要件に「国家公務員及び地方公務員でない者」と規定されています。簡単にいうと、市役所職員であつたり、消防署の職員に代表されるような地方公務員は、対象外ですよということでございます。制度の趣旨は、若者の定住促進、そして人口流出抑制であります。業種が公務員であるということだけで対象外とされていますが、これについては、制度目的との整合性に疑問を感じています。公務員を対象外にすることが定住促進という目的とどういうふうに結び付くのか、政策的な根拠をお示しいただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 公務員が重要な人材であることは、おっしゃるとおりであります。国の要綱の第3対象、1の要件に、「地方公共団体が、その地域の実情に応じて、要件を決定の上、文書で定めるものとするが、以下については必須とする」ということで、「なお、公務員として就職する者は、支援対象者としなないものとする」とありますので、市が独自で対象外としているものではないところであります。

○7番（青山浩二議員） 公務員も、民間で働く方も、同じように住民税を納め、地域の公共サービスを担い、市を支える重要な人材であると考えています。しっかり働いて定住し、長期的に地域を支える職種を対象外にする理由は、私は、ないと思っています。ただ、今答弁にありましたように、国の要綱でしっかりとそのことがうたつてあるということでございますので、本当はあとまだ二、三質問があつたんですけど、そういう答弁であれば、上位規定がそうであれば、もう地

方自治体は、それに従うしかない。それを従わずに公務員も対象にしたら、この制度そのものが、国からのそういったものがなくなるというようなおそれもありますので、ここについては、私たちが国会議員のところ年に何回か陳情活動に行っています、そういったところで、このことの重要性は強く訴えていきたいなというふうに思っています。もう民間も公務員もしっかりと本市に定着していれば、私は、支援すべきじゃないかなというふうに思っていますので、これは、私たちが国に訴えていきたいと思えますけれども、市長も、度々上京する機会があると思えます。地方を守るという観点から、そのことを市長自身も訴えていただけたらと思えます。ここは、もう答弁は求めませんので、そういう機会があれば、よろしく願いしておきたいと思えます。

それでは、次の質問に移ります。第7条第1項において「認定者が離職したときは、認定の廃止を猶予することができるものとし、その期間は離職した日の翌日から1年とする」、また、第7条第2項で「離職期間が90日以上ある場合においては、補助対象経費から離職日数を365日で除して得た数値に補助対象経費を乗じて得た額を控除した額とする」と規定されています。本当、こういうお役所の言葉になってしまって、一見、1回読んだだけでは何のことかなというふうに、分からないということもあるんですけども、これは、私も何回も読んでみました。簡単に言うと、何らかの理由で仕事を辞めることになっても、1年間は認定の廃止を猶予しますよと、でも3か月経過したら、離職日数に応じて減額しますよということでもあります。そこで、まずお聞きいたしますが、離職期間中こそ、奨学金返還が最も重くのしかかる局面であって、若者が本市に定着するかどうかの分岐点にもなり得ると考えます。この時期に支援を削減する現在の第7条の運用は、制度の目的である若者の移住定着、これらに相反するのではないかというふうに考えますが、当局においてはどんな考えを持っているのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○市長（下平晴行君） 1年以内に再び就業されることが地域への定着につながることで期待し、当該期間を設けているものであります。なお、奨学金の種類によりましては、災害、傷病、産前産後の休業などにより返還が困難となった場合には、返還が一定期間猶予される制度もあるようであり、また、傷病手当金を受給できる場合や就業されている会社による補償を受けられる場合もありますので、これらの制度の利用につきましても、検討していただければというふうに思っているところでございます。

○7番（青山浩二議員） 奨学金自体の制度で返還金を猶予というような制度もあることはあると思えます。ただ、離職中の若者については、収入が減って、奨学金返還の負担が最も重くなる時期であります。そういう意味では、1年間は猶予をもたせている点については、本当にありがたい制度であると思えます。この点については、1年猶予というのはこのままでいいと思えます。しかしながら、離職の理由のいかんを問わず、90日を超えると、減額になる現行の制度でございしますが、この点が現実を考えると、少々厳しいのかなというふうに考えています。これが本当に若者支援の方向性として適切だというふうに考えているのか、見解をお伺いしたいと思えます。

○市長（下平晴行君） 本事業は、若者移住・定住に対して動機づけを与えるものであり、いわゆるセーフティネット等としての役割を求める趣旨のものではないというふうに考えています。

そのため、離職の理由の区別によって特例を設けることは考えておりませんので、御理解していただきたいと思ひます。

○7番（青山浩二議員） 離職については、様々な要因で離職というものがあると思ひます。今、市長答弁にもありましたように、出産、育児、介護、病気であっても、「特例は設けない」というふうにしつかりと答弁されました。そこについては、今後、ぜひ検討していただきたいというふうに思ひています。本当、本人の意思ではどうしてもできない、やむなく離職しなければならない、そういったケースもしつかりとあります。特に介護であったり、育児であったり、様々なケースがありますが、そういう社会状況、家庭環境、タイミング、そういったことでいろんな形で離職がありますので、今は、いい返事をいただけませんでしたが、今後、いろんなケースを想定していただきまして、再考を強く要請しておきたいと思ひます。ここについての答弁は、結構です。よろしくお願ひします。

それでは、最後の手続のところに移りたいと思ひます。本制度の手続があまりにも煩雑で、利用者の負担が大きいのではないかとこの観点からの質問になります。何回も繰り返しになりますが、若者の移住定着を促して、奨学金返還の負担を軽減するという制度目的そのものは評価しています。しかし、その目的に対して、現行の運用があまりにも手続偏重となっていることが懸念されます。本制度では、認定の申請、奨学金返還証明書の取り寄せ、就業証明、変更があれば、その都度の届出、離職時の届出、年度ごとの継続確認、これら一つ一つの制度を利用するだけで、何重にも書類と申請を求める今の構造になっています。さらに、これらは、全て紙ベース、原本主義であって、電子申請に対応しておらず、パソコン、タブレット、スマホで手続を完結したい若い世代においては、極めて使いにくい仕組みであるのかなというふうに考えます。奨学金返還証明書については、団体ごとに取得方法も、費用も異なり、申請のたびに証明書を発行する必要があります。また、地方の小規模事業所では、就業証明の作成自体が負担となる場合もあります。結果として、制度は存在していても、申請が大変、処理が多くて大変、そういう若者の声が生まれ、制度の目的が十分果たされない可能性もあります。そこで、お伺ひします。複数の証明書を求め、申請、届出、更新を多段階化した現行の手続は、利用者の負担が大きいので、利用を諦める方がいるのではないかとこのような危惧もしています。現在のデジタル化に対応して、申請書類の削減であったり、奨学金返還証明の簡素化であったり、そして特にオンライン申請の導入、こういった手続の簡素化について、市として導入を検討されたことがあるのか。これは、以前、同僚議員からも同様の質問がありましたので、検討状況であったり、進捗状況も併せて確認したいと思ひます。

○市長（下平晴行君） 申請書類につきましては、各種要件を満たしていることの確認のために必要最低限のものを設定しており、削減することはできないところであります。手続の簡素化としましては、来庁することなく申請手続を行うことができるよう、オンラインによる申請を導入しているところであります。具体的には、令和7年4月から来庁せず、オンライン上で申請手続をできるようにしており、令和7年9月からは、請求書への押印の廃止に合わせて、請求までの

一連の手続をオンライン上でできるようにしているところであります。

○7番（青山浩二議員） 本年からは、全部ではないけど、オンラインの手続は徐々に進んでいるよという認識でよろしいですか。

〔何言か呼ぶ者あり〕

○7番（青山浩二議員） はい。そういったことがあれば、現在の利用者も含めて、それから幅広く市民に向けて、様々な媒体を通して周知をお願いしておきたいと思います。これは、まだ周知のほうはされてないですね。

○総合政策課長（川上桂一郎君） オンライン申請につきましては、一度認定を受けた方がその後申請をする場合には、こういったオンラインで申請ができますという促しはしているところですが、それ以外の方においては、やはりそこまでオンライン申請が周知されていないのではないかと考えています。

○7番（青山浩二議員） ここについても、翌年度の課題であるというふうに捉えます。翌年度、いろんなアナウンスをしたいと思います。そういったときに、1回認定を受けた方は、「オンライン申請もできますよ」といった形で、周知のほうをよろしく願いしておきたいと思います。

最後の質問になります。細かいですけれども、一例として、奨学金返還証明の提出ですが、一般的には、ほとんどの方が4月から翌年3月までの通帳の写しを提出して、その証明に当てるといふ手法を取られていると思います。ただ、それですと、ほかの入出金記録という個人情報まで提出することになってしまいます。その部分は、本人の努力によって黒塗りにして提出するという方法もありますが、それも手間暇がかかってしまうのかなというふうに思います。これも結構、負担が大きいんですね。これについては、例えば、市の奨学金返還でしたら教育総務課と連携して確認するとか、それから日本学生支援機構でしたら行政間連携で確認するとか、こういった形で確認ということが取れば、通帳の写しの提出は必要ないんじゃないかなというふうに思いますが、ここについての取組は、どうでしょうか。

○総合政策課長（川上桂一郎君） 市の奨学金につきましては、御本人の同意を得て、教育総務課との情報連携により確認することはできています。しかしながら、ほかの機関に対しては、ちょっと今回の質問を受けて問合せをしましたが、「個人情報の保護の観点から、ちょっとそこは不可能である」というふうな回答いただいたところです。私たちも通帳の写しを見るわけなんですけど、やはり大分黒塗りにされているという、申請者の御苦勞というのも理解はしています。しかしながら、どうしてもそのような預金口座等の活用というところで、こちらとしても厳格にその返還額の確認をする必要がございますので、そこは、御理解いただきたいというふうに考えています。

○7番（青山浩二議員） よく分かりました。個人情報の保護という観点から、行政間連携はできないということですね。そこについては、そういう取決めでしょうから、仕方ないと思います。しかしながら、今、答弁にもありましたように、本市の課同士の連携で確認できるということがあれば、そういったところは、しっかりと活用していただきたいと思います。少しでも簡素化し

ていって、利用者の負担軽減につながるよう努力をしていただきたいというふうに考えます。何度も繰り返しになりますが、私は、この制度を高く評価しています。だからこそ、本市の未来を担う若者にとって、より実効性のある制度へと磨き上げていただきたい、その思いから、今回、改善点を数点提案させていただきました。志布志市が若者に選ばれ、定着されるまちとなるために、本制度がさらに力を発揮することを願ひまして、最後に、市長から一言いただいて、質問を終わりたいと思います。

○市長（下平晴行君） 今ありましたように、若者が志布志市に移住・定住していただくことがより増えるように、そのことを含めて、先ほどありましたように、利用者の負担ができるだけないような取組をしてまいりたいというふうに考えていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○7番（青山浩二議員） 終わります。

○議長（福重彰史議員） 以上で、青山浩二議員の一般質問を終わります。

次に、2番、栢山晋司議員の一般質問を許可します。（中斷）

○2番（栢山晋司議員） 改めまして、皆さんこんにちは。会派、志みらい、栢山晋司です。今回、4年間の集大成となる、そんな質問をさせていただきたいと考えていますので、志布志市の明るい未来を信じながら、質問させていただきたいと思ひます。

まず、通告書に基づきまして、1番から進めていきたいと思ひます。ラーケーションの導入についてという内容でございます。まず、このラーケーションでございますが、2023年、令和5年度から、愛知県で初めて制度として本格的に導入された取組となっているそうです。愛知県では、家族旅行や地域体験、探究学習などを一定の条件の下で出席扱いとする制度を整備されたという内容でございます。このラーケーションが愛知県から始まった背景として、県の説明や報道では、製造業や交代制勤務、サービス業に従事する労働者が多く、土日が必ずしも休みにならない保護者が多いことが一つの原因であるというふうにされているようです。そのため、親の休みと子供の学校の休みが合わず、家庭で過ごす時間が取りにくいという現場の声を受け、学校での学びも柔軟に認める取組としてラーケーションの制度化が進められたと。現在は、この愛知県モデルを参考に、文部科学省の方針等々も、全国の自治体へと取組が広がっているというふうに勉強させていただきました。そこで、本市、志布志市について見てみますと、志布志市は、農業、畜産、水産業を含む農林水産業が重要な基幹産業で、1次産業を基盤とする地域であることは、市の統計資料からももちろん示されています。あわせて、小売、飲食、宿泊業などのサービス業を含む商工業も市民の重要な就業分野となっており、志布志市の産業構造は、1次産業とサービス業が混在する地域であることが読み取れます。したがって、平日勤務や不規則な勤務形態を含む家庭が存在するという点において、愛知県と志布志市は、一定の共通点を持つ地域ではないかなというふうに考えています。そこで、家庭や地域での体験を通じて学びを深めるラーケーションという新しい取組が注目されていますが、本市におけるラーケーションの捉え方と導入の可能性について、教育長にお伺ひいたします。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

ラーケーションとは、登校すべき日に学校を休み、子供たちが保護者や家族とともに、学校外で体験的・探究的な学びを行うための仕組みであり、年間に数日程度取得可能で、事前申請により欠席扱いにならない制度であると認識しています。ラーケーションは、多様な学びや家族の時間の創出という成果がある一方で、幾つかの課題もあると認識をしています。近年、働き方改革の進展により、保護者の就労形態や休暇の取得スタイルも実に多様化しています。ラーケーションの導入は、保護者の休暇取得を促進し、親子が共に過ごす時間をつくり出すことで、本市が掲げる「安心して子育てできるまち」という施策を後押ししていくものとも考えることもできます。また、本制度を導入した場合は、子供たちが保護者とともに様々な体験活動を行ったり、地域の史跡や自然、産業等に触れたりすることで、郷土の魅力を再認識すると同時に、地域の活性化にも寄与していくものとも考えることもできます。今後、先行自治体の事例等を基に、関係部署とも連携し、保護者や学校関係者が安心して本制度を利用できるのかどうかといったことも含めた環境づくりや、市内の文化施設、公共施設等を活用した受入体制の検討など、PTAや保護者、地域の方々の意見も丁寧に伺いながら、幅広い観点から調査研究をしてみたいと思います。

○2番（栢山晋司議員） 今、ラーケーションの本市の考え方についてお伺いしました。そこで、志布志市内の学校や保護者の方々から、家庭の働き方改革の充実などに関して制度導入を求める声が届いているのか、もしくは把握されているのか。あれば、お答えいただければと思います。

○教育長（福田裕生君） 現時点におきまして、導入に対する要望等については確認されていないわけですが、学校現場や保護者から、こういった制度のことについて、お話を伺ったことはございます。

○2番（栢山晋司議員） 今、声は届いてないものの、期待はあるんじゃないかというお話を把握しているというところで、この取組を私も周りの方に聞いてみますと、やはり知っている方は非常に少ない内容ではありましたが、知っている方の「いいよね。こういうのがあるよね」という声は、私自身も確認をしています。このラーケーションについてですが、家族の時間の増加によるメンタルヘルスの改善、地域体験学習の充実、さらにはE S D、S D G s教育の推進、エデュケーションですね、そして、教室外での学びによる非認知能力の向上、とりわけ主体性や協調性の育成といった効果が期待できるというふうに言われていると私も確認しています。その中で志布志市としては、これらの効果のうち、特にどのポイントを重視し、本市が抱える課題の解決に活かしていくことが可能なのか、もしお考えがあれば、御存じであれば、御見解をお伺いしたいと思います。

○教育長（福田裕生君） 本市においては、まだ実施しているわけではございませんので、もし導入したら、どういったことが想定されるだろうかというような感覚でお答えしたいと思います。本制度を導入した場合、現在、本市が取り組んでいる地域学校協働活動による地域共生社会の実現に向けた取組の充実であるとか、地域体験活動による、いわゆる非認知能力の向上、そういったものは、さらに向上に向けた活かし方ができるのではないかと考えています。一方で、家族時

間の増加によるメンタルヘルス改善等につきましては、具体的にどのような取組が有効であるのかなど、これについては、また研究していく必要があると考えています。

○2番（栞山晋司議員） 本市ではまだ取り組んでおりませんので、十分な検証、もしくは調査が必要な内容ではないかなというふうに私自身も思います。そこで、このラーケーション、地域に学びのフィールドが非常に多い自治体ほど、効果が高いというふうに言われているそうでございます。志布志市のことを考えますと、例えば、国定公園、ダグリ岬、農業、漁業、畜産業などの1次産業の体験、今、志布志麓地区も含め、古来の歴史や文化に対する資源もたくさんあります。そして、今取組をなされています新しいインクルーシブ遊具の設置ですとか、多世代交流施設整備事業でありますとか、学びの素材となるものは、非常に豊富ではないかなというふうに期待をしています。そこを考えますと、志布志市の強みを活かした「志布志版ラーケーション」というのも構想できるのではないかなというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○教育長（福田裕生君） 今、議員御指摘のとおり、本市は、非常に学びのフィールドが多いということは、多くの方がそのように思っていると思います。豊かな自然環境、歴史、文化資源、地場産業や地域活動、多様な人材、子供たちの学びにつながる素材が実に多く存在していますので、これは、本市の大きな強みであろうということは認識をしているところです。また、このラーケーションに向けて、もし今後進めるとなれば、関係部局、さらには地域の企業や団体等とも情報を共有しながら、例えば、どのようなモデルができるのかとか、どのようなプログラムが組めるかといったようなことも含めて、少し時間をかけながら、丁寧に研究していく必要があるのではないかと、現時点ではそのように考えています。

○2番（栞山晋司議員） 様々な関係部局との連携が必要であると、私自身もですね、このフィールドそれぞれを考えたときに、今、この質問に関しては、教育長に向けて、教育委員会、教育部局に対しての質問となるわけですが、今挙げました、例えば、ダグリ岬ですとか、農業、漁業、畜産業の一時体験、歴まち、歴史、文化、多世代交流施設、インクルーシブ遊具、これは、多くの課にまたがっている事業かというふうに思いますので、教育委員会だけでなく、教育部局だけでなく、様々な方との連携、調査研究というのが十分に必要ではないかなというふうに思います。そこで最後に、通告はちょっと出してごさいませんが、今の内容ですと、横断的な取組というのは、庁舎の中でも本市はグループ制を導入していますので、様々な課と連携をした取組がグループ制の中で可能ではないかなというふうに考えます。市長、こういった取組をする場合は、やはりグループ制というところが生きてくるのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。可能であれば、お願いします。

○市長（下平晴行君） グループ制の活用となりますと、これは、本当に活用できることは大事ではないかなというふうに思っています。従来の係制とは違ってグループ制となりますと、課と課の連携がしやすくなりますので、先ほどありましたように、公園とか、それから農業、漁業、そういうことも含めてですね、連携は取りやすくなるというふうには思っています。

○2番（栞山晋司議員） 突然の質問にもかかわらず、お答えいただきましてありがとうございます

ます。大変失礼いたしました。私自身もですね、この取組を考えたときに、様々な課と横断して協力を得なければ、なかなか実施が難しいんじゃないか、単独でできることももちろんあるかもしれませんが、このラーケーションの取組は、子供たちのことを考えたときに、多くの連携が必要であれば、さらに良い制度になっていくのではないかなというふうに変えて期待をしています。先ほど、教育長からもお話をいただきました。今後、この取組について調査研究をどんどん進めていただきたいというふうを考えているのですが、いかがでしょうか。

○教育長（福田裕生君） ラーケーションには、子供たちの学びの多様性の確保や家庭の時間の充実といった可能性がある取組であることは、十分に認識しています。一方で、欠席扱い等のその基準の明確化であるとか、保護者や広く市民の方々へ、この制度がどういったものであるかということを知っていただいた上で、その必要の可否も含めて検討していくことが大事であるというふうにも思いますので、それら他自治体の成果であるとか、本市で導入するとすれば、どういったことが見込まれるかといったことも含めて、幅広い観点からやはり調査をし、研究していく必要があると思います。そして、その先に具体的なモデルであるとか、プランであるとかというものを創出していくことを段階的に進めていけたらと思っています。

○2番（栢山晋司議員） ぜひ、段階的にでも進めていただけたらというふうに思います。

それでは、次の質問に移らせていただきたいと思います。2番目は、ユニバーサルプールの取組についてという内容で質問させていただきます。令和5年6月定例会において、本市におけるユニバーサルビーチの取組について、質問をさせていただきました。海岸での取組は意義深い一方で、今後、本市では特別支援学校の分置が予定されており、多様な利用者が安全かつ安定的に利用できる環境整備も重要であるというふうに考えています。このことから、次の質問をさせていただきたいのが、①と②というところになります。①では、屋内施設で管理しやすく、利用者の安全確保が図りやすいユニバーサルプールの取組についても検討すべきではないか、②のほうが、ユニバーサルプールを含むユニバーサルレクリエーション施設の整備など、市としての基本的な考えを問うと、この2点になっています。この2点は、つながりがありますので、まとめて質問をさせていただきたいと思っています。先に、今回、この質問をさせていただくこととなった経緯を説明させていただきます。先日、始良市重富海岸を中心に県内各地で活動する団体の活動が県に表彰されました。その取組がユニバーサルビーチの取組になります。以前も質問させていただきましたが、誰でも海で楽しむことのできる取組を目指し、実施されています。具体的には、体の不自由な方に水に浮く車椅子に乗車いただき、サポーターとともに海に入って楽しむものとなります。ただ、各地で実施する中で、ある問題点が浮かび上がってきました。それは、どこでもできるものではないということです。砂浜から海に入っていくのですが、浅瀬が続く海であれば、海に入る環境を整えやすい状況になります。しかし、いきなり深くなるケースの海、砂浜であれば、サポーター側の介助者のほうの負担が大きくなることで、実施する場所を選ばなければならないという問題点が浮かび上がってきました。そこで、海ではなく、プールでの取組を行ってはどうかという考えが生まれています。本市において海水浴場での実施計画もありました

が、様々なことを考えた結果、まだ実施には至っていないということだそうです。しかしながら、今後、特別支援学校の分置が予定されている本市として、既に県内で取組実績のある団体がおり、県から表彰されていることから、ユニバーサルビーチ、ユニバーサルプールの期待も持たれるのではないかと予測してよいのではないかと思います、今回の質問になりました。改めまして、屋内施設で管理しやすく、利用者の安全確保が図りやすいユニバーサルプールの取組についての検討、そして、ユニバーサルプールを含むユニバーサルレクリエーション施設の整備等の市としての基本的な考え方、この2点について、検討の必要性と考え方についてお伺いさせていただきます。

○市長（下平晴行君） 栢山議員の御質問にお答えします。

ユニバーサルプールを含むレクリエーション施設の取組につきましては、特定の用途や目的に限定されず、幅広い場面や状況に対応することができる施設として、今後、必要性が高まるというふうに認識をしています。志布志市ひとがともに輝くまちづくり条例に沿った施設の合理的配慮の必要性も認識していますことから、「人がともに認め合い、いきいき輝くまち」とするために、利用者を限定せず、全ての人を使いやすい施設として、どのような形態が望ましいのか、今後、予定されている特別支援学校の状況や既存施設の活用も加味しつつ、ユニバーサルレクリエーション施設としての在り方等を十分に調査研究をしてまいりたいというふうに考えています。

○教育長（福田裕生君） 今、市長答弁にもありましたように、ユニバーサルプールを含むユニバーサルレクリエーション施設につきましては、教育委員会といたしましても、今後予定されています県立特別支援学校の分置により、これまで以上に望まれる施設であると認識をしています。現在は、主に競技スポーツとして利用されることが多いところではありますが、ユニバーサルレクリエーション施設は、利用者の安全確保のみならず、教育やリハビリテーションといった、競技スポーツ以外の多様な用途にも利用していただける多くの利点もございます。誰もが、いつでも、どこでも気軽にスポーツをはじめとする様々な活動を行っていただけるように、教育委員会所管の施設につきましても、全ての人に使いやすい施設となりますよう、その在り方を今後、調査研究してまいります。

○2番（栢山晋司議員） 今、市長、教育長共にお考えを聞かせていただきました。今ありました志布志市ひとがともに輝くまちづくり条例でございますが、この条例を基に、様々な計画が策定されているものというふうに私自身も認識しています。今、市長答弁のほうでも、その考え方、条例を基に、計画実施に向かって進んでいるということを確認させていただきました。

では、次ですね、考えられる施設整備などは、どのようなものがあるのかというのを、ちょっとお伺いさせていただきたいというふうに思っています。例えば、ユニバーサルプールというものでは、どんなものがユニバーサルプールとしてこれまで挙げられているのか、御質問させていただいてよろしいでしょうか。

○生涯学習課長（河野尚仁君） ユニバーサルプールとして、今、教育委員会既存の施設でどういったものが想定されるのかということです。まずは、そのユニバーサルデザインの考え方に基づいて、プールでどのような配慮がなされるのかということですが、車椅子同士でもすれ違える

ような幅員の確保ですとか、プール内にスロープを設置する、プール用の車椅子の配備、またスタッフによる入水支援、低身長の方に対応する水深の変更可能な可動床の採用、また視覚障害者遊泳中の表記、これは、視覚障害者への配慮。また、LGBTQ+への配慮ということで、着用ウェアのルールを文化的多様性や性の多様性を踏まえたものに見直す。また、歩行が難しい方への配慮といたしまして、施設内に杖置きや椅子を設置する。そういったものが想定されるのではなかろうかと思っています。

○2番（栞山晋司議員） 非常に詳しく、施設のそれぞれこういったものがありますよというのを伺いすることができました。私自身も調べさせていただく中で、いろいろな取組があるのだなというところを、今回、改めて認識させていただきました。また、その中で、自分の認識不足だったなということも改めて見つけることができました、本当に勉強になったところであります。質問の中の②番なんですけど、「ユニバーサルレクリエーション施設として」という質問も挙げさせていただいています。多くの市民が期待を寄せる大浜緑地や多世代交流施設についても、このユニバーサルレクリエーション施設といった取組になっていくのかなというふうに感じているところなのですが、いかがでしょうか。

○建設課長（富岡 裕君） 建設課としましては、現在、大浜緑地の遊具についての計画があるところございまして、大浜緑地の遊具の整備についても、志布志市公共施設等総合管理計画に基づき、ユニバーサルデザインの考えを取り入れて整備を進めていきたいと考えています。特に、大浜緑地に新設する遊具については、学識経験者、社会福祉関係者、児童福祉関係者、利用団体関係者で構成されます志布志市公園の遊具検討委員会を令和6年度に設置し、インクルーシブ遊具の設置を含めた検討、遊具のレイアウトや種類についても検討を行ったところでございます。本年度は、遊具の種類について多種多様であることから、遊具メーカー数社によるデザイン選考を開催し、計画案の策定を行ったところです。今後とも、整備に当たっては、ユニバーサルデザインとインクルーシブデザインの特性を活かした遊具整備に努めていきたいと考えています。

○総合政策課長（川上桂一郎君） 多世代交流施設は、多くの世代に利用していただくことを目的としており、志布志市公共施設等総合管理計画に基づき、施設全体としてユニバーサルデザインの考え方を取り入れて整備を進めています。特に1階、2階には、屋内の遊び場として、子供たちの多様な感性を遊びの中で楽しみながら伸ばせる様々なユニバーサルデザイン遊具を組み合わせることで、あらゆる子供が同じ空間で安全かつ快適に遊び、多様な関係性を学び、お互いの在り方に気づくことができるような空間と環境となることを十分考慮しながら設計し、整備を進めているところでございます。

○2番（栞山晋司議員） 今、各課それぞれお考えをいただきましたが、私は、この中で一番大切に考えていることというのが、先ほど市長からもありました合理的配慮の部分でありますとか、利用者を限定せず、非常に多くの人々に最初からバリアのない状態で取り組んでいただくことというのがとにかく大事なことだなと。その考え方が「志布志市ひとがともに輝くまちづくり条例」の中に大いに含まれているのではないかと私自身は感じています。このユニバーサルの視点を持

って取り組むということ自体が、本市としての基本的なスタンスであるということ十分に理解をしましたので、今後の取組も大いに期待をして、この質問に関しては終わらせていただきたいと思ひます。

それでは、最後三つ目、予防医療についての考え方というのを伺ひさせていただきたいというふうに思っています。①番、医療費の負担がさらに増加すると言われる2040年問題について、順番にお伺ひをさせていただきたいと思ひます。まず、本市における2040年問題をどのように捉えているのか、お聞かせください。

○市長（下平晴行君） 2040年問題とは、第2次ベビーブームに産まれた団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢者となり、高齢者数がピークを迎えることによる社会的・経済的な課題を指しますが、本市におきましても、この問題は、生産年齢人口の減少や高齢者の急増によって労働力不足や社会保障制度の持続可能性への影響が深刻化し、加速する高齢化社会がもたらすあらゆる問題の中でも、医療に及ぼす影響は特に大きいと考えているところであります。高齢者が増えることで医療費は拡大する一方、それを支える現役世代の減少も同時に進んでいく状況となり、最終的には、医療がひっ迫する問題が懸念されているところであります。

○2番（栞山晋司議員） 今、2040年問題についてお答えをいただきました。今回の2040年問題について、私も話の軸を医療、介護、健康増進、また負担増の部分など、その内容で質疑を行ってまいりたいというふうに思っています。今年2025年、この2025年問題でも団塊の世代の方が75歳になられて、多くの医療負担の問題が出てくるのではないかと、労働力不足の問題が出てくるのではないかと、この2025年問題も大きな問題でございました。ここから15年後、2040年問題について、質問させていただきたいというふうに思っているんですが、ここに向かって健康増進など、医療・介護の分野など、いろいろ今お話をいただきましたけども、本市では、そこに向かって改善していこうといういろんなたくさんの方の取組があると思ひます。どのような取組を行っているのか御説明いただけたらと思ひますが、いかがでしょうか。

○健康長寿課長（富重隆之君） お答えいたします。

本市といたしましても、15年後の2040年を迎えるに当たり、健康問題が医療をはじめとした社会保障制度や高齢者の負担、そういった影響を与えることにつきましては、十分認識をしているところでございますが、市として何ができるのか、また何をすべきかを常に模索しながら取り組んでいるところでございます。こうした状況を踏まえ、今年度から各種健康機器による測定や健康相談等を行う「まちの健幸ひろば」を、毎月第4金曜日に包括連携協定を締結しています商業施設店舗内で行っているところでございます。本市といたしましても、これまで健康課題解決のため、特定健診受診者等に対する指導支援につきましては、重症化予防の観点から介入していたところでございますが、こうした健康づくりの観点からの疾病予防の取組や早期介入については、不十分という課題があったところでございます。健康づくりにつきましては、公助による医療や行政の支援も重要と考えていますが、最も基本となりますのは、自助による取組、いわゆる個人が自らの健康状態を理解し、その維持や改善のために主体的に行動することであると考えていま

すので、そういった視点から、先ほど申し上げました健康づくりの拠点として捉えています「まちの健幸ひろば」で、自らの健康意識を高められるきっかけづくりを市民に提供していければというふうに考えています。

○2番（栞山晋司議員） 今、様々な問題認識の部分ですとか、取組のほうをお伺いさせていただきました。ちょっと1点、気になることがあったんですが、機械を使って健康の測定をされていらっしゃるというお話がありました。具体的にどんな取組であるのか教えていただくことは可能でしょうか。

○健康長寿課長（富重隆之君） こちらの具体的な取組内容になりますが、包括連携協定を結んでいます保険会社、そういったところにも入っていただき、内容的には、体組成計の測定であったり、握力測定、血管年齢のチェック、血圧測定、野菜の摂取量が測れますベジチェック、あと、脳年齢のチェック、そういったところを健康相談も含めながら実施しているところでございます。

○2番（栞山晋司議員） 御説明いただきましてありがとうございます。非常に分かりやすく、何を取り組んでいるのか、市がどういうことを取り組んでいるのか、具体的に分かりましたので、非常に勉強になります。ただ、本当は、まだまだたくさんいろんな事業があるんだろうなというふうに、様々な資料を見ていると、多くのことをやっていたらいいんだなというのを感じています。すばらしい取組もたくさんあるなということを私自身も認識しています。そこで、健康増進という視点を、健康とか予防の視点をちょっと変えまして、御質問させていただきたいと思っています。この予防という部分がイベントとして取り組まれているのではないかという疑問点を持っています。健康というのは、予防というのは、日常の取組であるということを考えると、イベント的なものだけでよろしいのかなというふうに感じています。調べさせていただきましたが、現在、多くの自治体において、例えば、フレイル予防教室、そして体操教室、健康講座、ウォーキング大会、健診受診率の向上など、高齢者の健康づくりに関する取組は、既にかかなりの数が実施されている状況にあると思います。本市におきましても、今、お話を伺ったとおりでございますが、多くの取組をされていらっしゃると思います。この流れの中で、決して取組がもちろん少ないというわけではないんですが、実際に参加されていらっしゃる方がどういった方なのかというところに注目してみますと、例えば、まず元気に歩ける方、外に出られる方、人と話すことが苦じゃない方など、つまり、もともと健康寿命が長い人、高い人と言われる方がここの参加の中心であるのではないかというふうに推測されているというお話もあります。ですので、ここの健康寿命に対するデータというのは、本当に正しいデータなのかということも、疑問の一つとして持っていてよい部分ではないかなというふうに私自身は感じています。しかしながら、健康寿命を延ばすという本来の目的に立ち返ったときに、これらの施策が本当に支援が必要な層にまで届いているかという点が重要な課題だというふうに考えて、今回、質問をさせていただきました。いわゆる2040年問題において、今後、医療費、介護費が莫大に増加することが見込まれていることは、もう周知の事実でございます。これを抑制していくために、御存命の年数だけを延ばすのではなく、介護を受けずに自分の力で生活できている期間、このことを健康寿命というふうに言

いますが、すなわち健康寿命をいかに高めていくかという視点が不可欠となっていくものというふうに感じています。そのために特に重要となるのが、まだ要介護ではないものの、このまま何も対策を講じなければ、今後、1年から5年以内に要介護状態に移行する可能性が高いとされる、いわゆる介護予備軍と言われる方への早期対応が望まれるのではないかとというふうに、私自身は考えています。健康寿命の延伸と将来の医療・介護の抑制を図るために、この介護予備軍の段階的で適切な支援、この部分が必要ではないかと思えます。介護予備軍というのは、つまりどういった方かと申しますと、75歳以上、一人暮らし、転倒歴がある、筋力が落ちている、病院には通っているが運動はしてはいない、外出や会話が減っている、こうした条件が重なっている方々のことを一般的に介護予備軍とされているかというふうに思っています。

そこで、二つ目の質問となります。超高齢化社会であっても、健康な人が多い社会を目指し、さらなる予防医療についての取組を検討してはどうか。ここについて、質問させていただきたいというふうに思います。

○市長（下平晴行君） 2040年問題を解決するためには、国民一人一人が意識を持ち、それぞれの分野で対策を講じる必要があります。また、早い段階での対応と長期的な視点を持った施策が重要であるというふうに考えています。中でも重要な側面の一つとして挙げられるのが、医療・介護の負担増加であります。これらの課題を解決するため、予防医療は、健康寿命を延ばし、医療費の増加を抑え、また高齢者の生活の質の向上のための鍵となるというふうに考えています。病気になってから治療を受けるのではなく、病気を未然に防ぐことに重点を置いた医療アプローチが予防医療であるというふうに思います。予防医療を積極的に推進することで、高齢者ができるだけ健康な状態を維持し、介護や医療への負担を軽減できると考えますので、市民の意識の改善に努めながら、健康診断や人間ドックを活用した早期発見・早期治療の促進、生活習慣病予防や重症化予防、感染症予防対策、フレイル予防対策、認知症予防やメンタルヘルスケア等に、さらに取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○2番（栢山晋司議員） 今、様々な取組について、お話を伺いました。早期発見、予防、本当に大切な部分だと思います。担当課の職員の皆様方は、本当に日々そこについての取組に一生懸命頑張っていらっしゃるんだろうなと思うと、ここの負担というのも今後大きくなるという、その心配もちょっとあるなというふうに感じますので、その負担を減らすためにも、日常的に元気で、活動的な健康である高齢者の方がどれだけ多くいるかというのが大きなポイントとなっていくのではないかとというふうに思います。そこで、私、注目している自治体がございます、その自治体について、少し御紹介させていただきたいと思っています。北海道の深川市というまちでございます。このまちも人口減少と高齢化が進んでおり、例えば、2020年の総人口が2万39人、もちろん、2015年から比べて減少傾向となっていたと。高齢化率も2020年時点で約42%というデータがある、そういったまちでございますが、医療体制面でも複数の病院、診療所があるものの、今後の経営、運営には厳しい見通しが書かれています。例えば、市立病院の医師不足、経営健全化が不可欠という記述も見受けられました。その深川市が取り組んでいるのが民間事業者との

100日間のチャレンジであります。会場では、民間事業者の機械を使いながら運動指導、食事指導なども毎日実施し、0日目、50日目、100日目で血液検査まで行っているそうです。血液検査を行い、健康寿命の延伸に向けてのチャレンジを行っているという取組になります。こちらの取組については、我々も頂いています冊子、ジチタイワークスさんのほうで度々記事を拝見しておりましたが、現在、複数の自治体で健康寿命延伸の取組を行っているという中で、血液検査まで取り組むという、ちょっと一歩先に行く取組に近いんじゃないかなというふうに思いますので、こういった自治体の調査もされてみてはいかがかなというふうに思います。市長、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 今ありました深川市の取組というの、一つのいわゆる先進事例ということで、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○2番（栢山晋司議員） 本当に先進事例になっています。今後、調査結果も出てくるのではないかというのを伺っていますので、その結果等も、私自身も調査させていただきたいと考えています。ぜひ、調査のほうをしていただきたいというふうに思っています。この2040年問題、これから15年先の未来であります。「そんな先のことは、簡単に計画に上げられないよ」というふうに、そういった御意見もあるかもしれません。しかし、15年後、確実にそのときが来ます。今の取り組んできた結果が、そのときの状況をつくっているのではないかと私自身は考えています。約8年前、市役所のほうに「児童館は、ありますか」と聞きに行きました。そのとき、「たくさんある」と言われました。しかし、それは、学童さんの話で、「児童館とは、何ですか」というふうに言われました。それについては、以前の一般質問の中でも原因とされる内容として、「全国95%以上の設置が終わっているにもかかわらず、近年、鹿児島市に設置されるまで、鹿児島県内に存在しなかったことが理由であろう」という説明もさせていただきました。このことについては、職員さんがということではなくて、そもそもそういう環境に鹿児島県がなかったということが原因であろうというふうに、私自身はお伝えをしているところです。それから時がたち、約3年半前に今の立場で、児童館やインクルーシブの考え方について質問をさせていただき、現在、様々な議論を経て、多世代交流施設整備事業など思いが通じたのかなと、必要性を感じていただいたのか、またその必要性が迫ったのかなというふうに思っていますが、必要と分かっているのに、実施するまでに時間がかかるものはあるかと思います。しかしながら、時間が過ぎってしまうのは、あっという間でございます。私も一番最初に質問したのは、8年前でした。2040年問題、15年先は、遠い未来の話ではない。そのことを全ての方々と共有し、各々が考え、行動する必要があると感じ、今回質問をさせていただきました。私の質問は、以上で終わりとさせていただきます。もし、市長、この2040年問題について、今後、市としてどのように取り組むという熱い思いがあれば、お聞かせいただければと思います。

○市長（下平晴行君） 先ほども言いましたように、やはりこれからの予防医療の大切さというのが、いわゆる健康寿命を延ばして医療費の増加を抑えるというようなことも含めて、しっかりとその両面から取組をしていかなければいけないというふうに感じたところでもありますので、関

係課としっかりと連携を取って対応してまいりたいと考えています。

○2番（栢山晋司議員） 終わります。

○議長（福重彰史議員） 以上で、栢山晋司議員の一般質問を終わります。

次に、19番、小園義行議員の一般質問を許可します。

○19番（小園義行議員） おはようございます。日本共産党の小園義行でございます。今、国会が開かれています。この間、政権が変わりました。そして、今、何が起きているかという、外交問題をはじめとして、衆議院の議員の定数を1割削減する、そういったこれまでにないやり方で、そういう政権が変わると、こう変わるものなのかという思いがしています。私たちは、しっかりと住民に寄り添った行政運営が求められています。本市は、幸いにそういった乱暴なやり方で、首長をはじめ、当局の方々が議会に提案される、そういったことはないというふうに理解をしています。ぜひ、今後もそういった立場で、しっかりと市長が掲げておられる住民に寄り添った行政運営をしていただきたいという思いであります。今回、4項目ほどお願いをしました。通告に従って、順次質問をしていきたいと思っております。

まず、志布志港港湾計画改訂についてということで質問させていただきます。令和7年10月7日に県の地方港湾審議会が開かれて、大幅な変更を盛り込んだ志布志港港湾計画を了承して、12月に計画改訂が告示される予定であると報道がされています。この計画改訂による本市への港湾改修負担金等を含めた影響をどのように受け止めておられるのか、まず、お伺いをしたいと思います。

○市長（下平晴行君） 小園議員の御質問にお答えします。

志布志港につきましては、本年3月に策定された志布志港長期構想を踏まえ、本年度志布志港港湾計画の改訂作業が進められてきたところであります。経過といたしましては、10月7日に開催されました鹿児島県地方港湾審議会において、原案どおり議決されるとともに、11月5日に開催された交通政策審議会第98回港湾分科会においても、計画が適当である旨の議決がなされたところであります。今後、年内には県が計画の概要を示す予定であるというふうに伺っています。今回の計画改訂を踏まえ、今後、志布志港の整備がなされていくわけではありますが、志布志港が都城志布志道路や東九州自動車道等の広域交通ネットワークの優位性を活かした南九州地域の物流及び人流の拠点港としてさらなる発展を遂げていくことにより、志布志市を含む南九州地域の産業・経済の発展やにぎわいの創出に大きく貢献するものであるというふうに考えていますので、これまで以上に整備促進に向けた取組を進めていかなければならないというふうに考えています。また、志布志港を整備するに当たりましては、当然、港湾整備に係る負担金が発生することになりますので、その財源の確保につきましても適正に地方債を活用するとともに、港湾振興を図り、特別とん譲与税の増につながるような取組を行ってまいりたいというふうに考えているところであります。

○19番（小園義行議員） 我がまちにとっては、この港がここにあるということで国の指定を受けたり、恩恵もいっぱいあるわけですね。そういった意味で、一方では、その恩恵と合わせて、

我がまちにとってそのことがどういった影響があるのかという心配をするわけですね。そこで、旧志布志町時代を含めて、これまでにこの港湾改修負担金というのは、総額で幾らぐらいになっているのだろうと、おそらく100億円に近いものになっているのではないかというそんな思いがありますが、そこについて、お示しをしていただきたいと思います。

○みなと振興課長（木村勝志君） 港湾改修負担金につきましては、昭和45年度から発生しています。令和6年度分までで105億652万5,000円となっているところでございます。

○19番（小園義行議員） この間、本当に厳しい財政状況の中でも、旧志布志町をはじめとして、努力をしてきたわけですね。港は、県が管理をしていますので、本来、国や県が計画を立ててそれが行われると、地元負担という形でのものが発生するわけですね。その一つが港湾改修負担金ですけど、今回のこの改訂計画では、新しく土地利用変更で工業用地として2.2ヘクタールがあるだけで、雇用や税収増が大きく期待できるというふうには考えにくい計画になっているなと思います。そうすると、市長も答弁がありましたように、そういった財源をどこに求めるのかというのが発生するわけですね。そういった観点からしたときに、若浜地区、新若浜地区、本港地区、外港地区含めて、年間の税収がどれぐらいになるんだろうかということで、負担するものとして入ってくるものの関係性をちょっとよく分かったほうがいいのではないかと思います。今言いました港湾地区を含めて企業も立地しているわけですけど、年間の税収がどれぐらいになっているのかお願いをいたします。

○みなと振興課長（木村勝志君） 志布志港内に所在する港湾振興協議会会員企業における市税で申し上げますと、令和6年度の固定資産税が4億1,435万4,600円、法人市民税が8,364万1,120円、また特別とん譲与税が4,641万333円となっているところでございます。

○19番（小園義行議員） この計算でいきますと、合わせて年間5億円ちょっとですよ。そうしたときに、県が私たちに示したこれから先のこの改訂計画は、ものすごい大規模な改修計画になっているなというふうに思うところです。そこで、まだ発表されて間もないわけですので、そういったことになっているのかという点では、事業規模、そういったものを含めて、県あたりから「これぐらいのものになるよ」と、概略でいいわけですけど、そういったものが示されているものかどうか。なければならぬ結構ですが、もしお示しができるものであれば、お願いいたします。

○みなと振興課長（木村勝志君） 今回の計画改訂に伴う港湾整備の総体事業費については、まだ県から示されていないところでございます。

○19番（小園義行議員） 県からは、そういうふうには示されていないということでした。それについては、よく理解をいたします。でも、この全体を見るとですね、市長も当然相当な金額になるなというのは予測されるわけですけど、大変厳しい財政状況を抱えながらの行政運営ですので、入ってくるもの、そして出ていくもの、それについては、しっかりと緊張感を持って見ていかないといけないという思いがあるんですね。そういった意味で、まだ事業の改訂計画だけが出ているわけで、その事業費、そういったものについては、まだ示されていないということですけど、こ

れがいつ頃に大体こうですよというのは、「新年度以降なのかな」という思いがあります。もし、それが分かっていたら、ちょっとお願いできますか。

○みなと振興課長（木村勝志君） 現時点におきましても、まだ全体的な整備費というのは示されておきませんが、先ほど議員からありましたとおり、今後、様々な計画がなされるところでございます。RORO船の機能の移転、フェリーの移転、新若浜地区のコンテナターミナルの総合的な整備の拡充とかありますので、その事業を一つ一つ多分積み上げていくことになろうかと考えています。今の時点で、その事業費がいつ示されるかというのは、ちょっとお答えができませんところでございます。

○19番（小園義行議員） それもよく分かりました。ぜひですね、これについては、情報を早くいただいて予算を積み上げていく。いろんな形で財源をどうするのかという本市に求められてくるのは港湾改修負担金、そういったものがあります。そこで、現在ではまだ見えてないということですけど、確実にこれは、国や県は事業をされるわけですね。そこにおいて、ぜひ、これについての考え方というか、港湾改修負担金について、県に対して負担金の引下げを含めて負担率の見直しなどを早くから要望して、その負担をあまり上げないという、そういった努力をする必要があるというふうに私は考えます。三反園知事のとときに、知事と語る会が有明庁舎でありました。そのときも、きちんとそのことを三反園知事にお聞きしました。そうしましたら、「初めて聞きました」と、1期目でしたから、そういうことだったのかもしれない。認識がどうだったかよく分かりませんが、「検討したい」と。その負担率の引下げというのを地方自治体、志布志市に求められることについて、「引下げといったものも少し検討してほしい」というのを伝えましたら、「初めてお伺いさせてもらった。検討したい」というような、当時、三反園知事でしたので、答弁というか、語る会でのやり取りでした。そういうことで、そのときは、下平市長じゃなくて本田市長でしたけど、本田市長もそのことについては「よくぞ言ってくれた」みたいなことがありました。ぜひですね、市長、ここについては、そういった努力を直接県に出向いて。これについては、県の条例ですので、それで徴収ができるとうたっています。そこについて引下げをお願いするとか、トップとしてそれをやるという努力をするお考えは、いかがですか。

○市長（下平晴行君） 本市発展のために志布志港の整備は欠かせない事業でございますので、少しでもその地元負担の割合が落とせるように、しっかりと知事のほうにもお願いしてまいりたいというふうに考えています。

○19番（小園義行議員） なぜこんなことを言うかということ、過去、旧志布志町時代に港湾改修負担金が6億なんぼで、ほかを含めたら、7億円ぐらいの単年度の負担金が発生したことがありました。今後、そういったことがあったときに、その財源をどこから調達するのかということも含めて、当局には求められるわけですので、ここについては、市長もよく知事にお会いになったりするでしょうから、ぜひですね、機会あるごとにしっかりと対応していただきたいと思いますが、もう1回、お願いします。

○市長（下平晴行君） 少しでも負担が軽減されるように、しっかりと県のほうに対応してまい

りたいというふうに考えています。

○19番（小園義行議員） あわせて、志布志港がいろいろ整備がされて、具体的にその輸出なり、そういったものをどんどんして志布志市に税収が入ってくるといった視点は、とても大切なものであります。「その応分の負担をしてください」ですけれども、限られている財源の中です。そこについては、県が管理する港ですけど、それが充実していくということについては、何ら反対もありません。ただ、その負担に関しては、少しでも努力をすることで減らせるものなら、それが我がまちの財政にいい影響を与えるというふうに思いますので、ぜひ、今答弁があったようにしてください。そういう努力をしていただきたいというのと併せて、全協で説明がありましたように、今回の改訂計画は、20年から30年を見据えた計画の改訂というふうに理解しています。そこで、この志布志港は、県知事が国からお受けになりましたので、特定利用港湾としての指定を受けてますね。こういった長いスパンでの計画改訂ということをする、将来へ向けての特定利用港湾としての利用を考えての今回のこの改訂計画ではないというふうに理解をしたいわけですけど、そこについては、特定利用港湾というのは、全国でいろいろあります。鹿児島県は、南の島から含めてたくさんありますね。そこについては、一方で、今の政権がいろんなことを発信されて、中国との関係とかどうなっていくんだろうと心配もあります。そういった意味で、今回の特定利用港湾の指定を受けている志布志港の改訂計画については、一切、将来の特定利用港湾としての利用を見込んでのこういった計画ではないんだという理解をしてよろしいですか。

○市長（下平晴行君） 今回の改訂は、志布志港長期構想計画でありまして、特定利用港湾としての利用ではないところであります。

○19番（小園義行議員） 現在、この志布志港は、「特定利用港湾としての利用は、どういう状況にあるのか」ということで、社民党の福島瑞穂党首が防衛省のほうに質問主意書を出しています。その回答が来ています。志布志港は、訓練といいますか、2回だけ公報というので、防衛省の回答としてはなっています。ぜひ、この特定利用港湾の指定を受けている志布志港については、もしそういった訓練等々があるときには、市民の安全・安心のために事前に市民に分かるように情報提供を求めていく、それが必要だと思うんです。ここに関してはですね、2回だけ公に報じるというふうに、防衛省の回答としてはなっていますが、そういった訓練等々をやると、これは、県知事が特定利用港湾の指定を受けていますので、それは、いつでもやれるわけですよ。ぜひ、そこについては、住民に対して安心・安全を担保する意味からも、事前にそういう説明があるようにしてやっていただきたいと、そこについても、市長、いかがですか。

○市長（下平晴行君） 「こう」は、「公」じゃなくて「広い」ですね。通常の広報としての利用ということですので、これまで国からのそういう活用というか、そういうものに利用する港ではないということを受けているところであります。

○19番（小園義行議員） これまで私も長く議員をさせていただいていますが、この港に関しては、「商いの港である」というのが当局からの答弁といいますか、説明。そして併せて、「観光も含んだ商いの港である」というのは、私たちの認識です。そこについては、今、市長がおっし

やったように、ぜひ事前にそういった情報は提供してもらうように努力をしていただく、そのことが市長の答弁で確認されましたので、この件については、これで終わります。

○議長（福重彰史議員） ここで、しばらく休憩します。

—————○—————
午後0時01分 休憩

午後1時05分 再開
—————○—————

○議長（福重彰史議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

小園議員の一般質問を続けます。

○19番（小園義行議員） 午前に引き続き、よろしくお願いします。

二つ目は、教育行政についてということで、新入学時における保護者への負担軽減を図るため、制服代等に対する購入補助をする考えはないかということで通告をお願いしました。今、物価高騰による市民生活への影響は計り知れないものがあると、これは、皆さん共通していると思います。そうした状況の中で、新入学を迎える家庭にとっては、大変な思いをされているというふうに思います。本市は、就学援助制度において対応されている部分もあるわけですが、そこに該当しない世帯においても、小学校、中学校、そして高校と、入学のときは、それぞれ大変な現状があるのではないかとこのように思います。私も六十数年前、五十数年前、小学校、中学校、高校へ入学するときに、親のそういった現状もよく分かりながら、一方では、制服を新しく着れるということでわくわくした思いがあります。「貧しい中でも、子供にそういった思いをさせない」という親の思いがあって、この制服について大変な御苦労があるのではないかと思います。そこで、制服購入に対して、子供たちが入学時に安心して臨めるために補助する考えはないか。あわせて、制服に対する考え方と、その補助することに対する教育的配慮、そういうことも含めて、まず、教育長にお聞きしたいと思います。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

新入学の際に、新しい制服や学用品などの購入は、家計負担を重くする要因の一つであること、そしてまた物価高騰の影響により、これまで以上にその負担が大きくなることは、十分理解しているところでございます。現在、そのような経済的な理由によって、お子さんを小・中学校へ通学させておられるお困りの保護者の方に対しては、就学に係る費用の一部を国の基準に基づいて援助しているところでございます。その中で、新入学における必要な学用品の購入に対しても考慮しているところでございます。現在、国において、令和8年度から、この新入学の学用品等の購入に対する支給基準額の引上げを検討されているようですので、引き続き、国の基準に基づいた形での支援を行っていきたいと考えています。なお、要件等により就学援助の認定を受けることができない世帯におかれましては、経済的な不安が生じることも十分考えられますので、その支援の可否、在り方については、市長部局とも十分検討していく必要があると考えています。それから、入学する際、新しい制服を身にまとして次の学校に進むというときの気持ちというのは、どの時

代も、そしてどの子供たちにとっても新しい希望と夢に燃えて、新たなステップを踏める大きな人生の節目になると思っています。そういった子供たちが本市でも毎年いるわけですので、その子供たちが同じような思いで、気兼ねなく、明るい未来へ向かって一歩踏み出せるようにすることは、これは、大切なことだと捉えています。

○19番（小園義行議員） 今、教育長のほうからお考えをお聞きしました。市長、同じ質問ですけど、いかがですか。

○市長（下平晴行君） 本市の就学援助につきましては、経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒または就学予定者の保護者に対して、必要な援助を行っているところであります。この就学援助で、新入学の学用品の購入に対しての援助を国の基準額に基づきまして実施しているところであります。所得要件等により就学援助の認定を受けることのできない世帯への支援も含め、必要な支援に取り組んでまいりたいと考えています。それから、制服等に補助はできないかということではありますが、例年、数件ほど基準を超えて非該当となる世帯が出ています。このような世帯も含めて、物価高騰による負担は大きいものと考えられますので、その支援に取り組んでまいりたいというふうに考えています。

○19番（小園義行議員） 今、それぞれ市長の考え方、そして教育長としての考え方がありました。そこですとね、「一応前向きにやる」というような答弁でありましたので、少し具体的なことをお聞かせください。来年度の新入学児童生徒の数と、就学援助に該当する世帯数がその中でどれぐらいあるんだろうということが考えられます。令和8年度の小学校入学児童の数、そして中学校入学の生徒の数、そしてそれぞれがその就学援助も確定申告も前年度終わっていますから、所得が分かっているわけですので、その新入学児童生徒の数と就学援助の数がどれぐらい該当しているのか、ちょっとお願いします。

○教育総務課長（児玉雅史君） 令和8年度新入学予定の児童生徒の数ですが、小学生が212人、中学生が287人を予定しているところでございます。就学援助の対象者の割合ですが、令和7年度の実績でいきますと、小学校が286人、中学校が178人の合計464人が認定されているところでございます。割合といたしましては、小学校が19.1%、中学校が21.4%で、平均で19.9%となっているところでございます。

○19番（小園義行議員） 今、状況としては、そういうことですね。そこについては、もう国の制度に基づいてしっかり対応されて、本市もそういう状況があるわけです。先ほど言いましたが、所得によって、言葉は悪いんですけど、1万円ちょっとオーバーすると、それに該当しないとか、そういった御家庭もあるわけですね。そこについては、今、前段の質問で「そこから外れる人に対しては、どうですか」ということでお聞きしたら、市長のほうも「そういう家庭に対しても支援していく」と、それで教育長のほうも「市長部局と併せて、しっかり検討していく」という答弁でありました。ここについては、今の状況の経済の在り方の中では、本当にこの教育費は、見えないところがいっぱいあるわけですね。そういった意味で、来年度、高校の授業料も無償化となっているけど、そこについてもまだ親の負担というのは、いっぱいあるわけで、新年度からと

いうと、取りあえずもう3月で年度は終わるわけですので、入学式は、すぐ来ますよね。そういう意味で、ぜひですね、この就学援助から外れる人、そういった御家庭に対しては、しっかりと新年度で対応できるかどうかというのはちょっとあれですけど、これは、緊急にやはり対応していったほうが、地域の事業者の支援としても僕はいい政策だと思うんですよ。ぜひですね、この就学援助制度については、しっかり対応がある、外れる家庭についても早急に何らかの対応を取れないものだろうかという思いがあって、この質問をしているところです。市長、その制度に乗っかっている人はいいけど、外れた人に対しての考え方をもう1回、お願いできますか。

○市長（下平晴行君） 先ほど申しましたとおり、基準を超えて非該当となる世帯のほうにも、しっかりと対応してまいりたいということであります。

○19番（小園義行議員） 教育長、市長部局と一緒にですね、そういうわくわくする入学式のあの思い、悲しい思いをさせないように、ぜひ頑張ってくださいと思います。本市は、高校の生徒さんにもそれぞれ国語検定とか、いろんな検定料等を支援していますね。これは、素晴らしいことだと思います。そういった意味で義務教育だけじゃなくて、これは、やがて高等学校にも広げていく、そういうものが必要じゃないかなと。なぜかという、高校も制服がありますね、それがないと、その学校に行けませんよね。だから、これは、全額と言わないでも半額補助とか、そういったものも、先々そういう小学校、中学校については、「ちゃんとやる」という市長の答弁でしたので、少し広げて高校の制服等にも半額補助とか、そういったものも考えられないのかなという思いがあって、同じ入学式を迎えるという意味からして、大方、9割方の子供たちが、もう100%と言っていいでしょう、そういう高校に行かれるわけで、市長、そこについても少し将来的にもこの支援を広げていくということについては、いかがですか。

○市長（下平晴行君） 高校生に対しては、今ありましたとおり、バス通学支援や各種検定、受験支援などを実施しているところであります。高校の授業料無償化の検討もされているようでありますので、総合的にどういう形での支援ができるのか、調査研究してまいりたいというふうに考えています。

○19番（小園義行議員） ぜひ、そういった検討をしていただいて、入学試験を受けて合格通知が来ますね、「僕も、やっと希望の高校に入れるんだ」と。そのときに、その制服のことで悲しい思いをしないような、今、市長のほうから「検討する」ということでしたので、ぜひやっていただきたい。これは、地域の制服を販売されている事業者の方に対しても、地域循環型の経済といますかね、そういったもので、税金が回していくという意味では、非常に政策としてはいいのではないかと、市長もそのことを認識されているというふうに思います。地域循環型の経済をつくっていくという点でも、今、市長のほうからも「しっかり対応する」ということでしたので、ぜひ、これについては、取り組んでいただきたいというふうに思います。

それでは、3番目の水道事業についてということをお願いをしました。ここには、具体的に三つほど通告をしました。まず、冬場に向けて水道管の凍結などによる漏水等の故障が心配されるような時期になりました。現在、本市の市民へのその漏水等に対する対応は、どのような対応を

されているのかお願いをします。

○市長（下平晴行君） 住宅内で漏水が発生した際は、基本的に市民の方で修繕業者へ連絡し、対応をいただいているところでもあります。漏水に関して修理ができる事業者のお問合せをいただいた際には、お住まいの住所をお聞きし、住んでいらっしゃる地域にあります市内の修繕業者を紹介するようにしています。また、市民の方への周知として、11月の市報で志布志市内の漏水修理を行える事業者の紹介を行ったところでもあります。

○19番（小園義行議員） さきの議会から今日まで、そういった水道の漏水関係で3件の相談がありました。まず1件目の方が、70代の方です。水道は、外から来て、メーターがありますね。私もお電話いただいてそこに行ったんですけど、メーターの手前に止水栓というのがあって、止めるというのがありますね。あれが壊れていて、なぜ壊れたかはその本人も分からない。漏水しているからということで、私が直接出向いて水道課の方と連携を取って終わりました。2件目がですね、これは、80代の方です。おうちの中の風呂場、洗面所、トイレの壁の中から、ものすごい勢いで水が出ていました。私も、朝早かったものですから、行ってその止水栓を止めようとするんですけど、私も結構強い力を持っていると思っているのですが、年齢のせい何か分かりませんが、私ではどうしてもできませんでした。で、8時半過ぎてから、水道課の方にお問い合わせをして、来ていただきました。工具で一旦止めてもらって、そして「現場は、ここです」と見てもらって、水道管は見えない中にありましたので、水道課の方から、「大変申し訳ないけど、お願いできませんか」と言って、業者さんを紹介していただいて、その方が午後から来れるということでした。きちんと水を止めたままですよ。そして、午後から来られた業者さんにお問い合わせをして、修繕をしてもらいました。これは、メーターから中ですね、1件目は、メーターの外。そして、3件目の60代の方は、そのメーターのずっと手前で、水道を引いている本管がもう何かのあれで露出していましたので、そこを何かガンッて傷が付いて腐食して、水がぱあっと上がっていました。私は、側溝の蓋でちゃんと閉めてですね、水道課のほうにお願いしまして解決したんですね。この3件の相談内容は、それぞれ状況が違うわけですが、市民の方からしたら、メーターから内か外かで責任が違って来る。そういったことについては、よく知られてないのではないかと思うんですね。住民は、その保守区分がよく分からないということから、さっき市長から答弁がありましたように、「お電話いただいたら、そこの地域の業者さんを紹介します」という、そういう形では、少し住民の方々は難しいのではないかという気がします。私は、最初のその報告が水道課にあったときに、そのときの対応が大変大事だと思っているんですね。まず、職員の方が直接その現場に出向いて、これは、行政でやるべきか、個人でやるべきかを判断をして、そして、その漏れているところを直さないで解決しないわけです。その現場に出向いて、「これは、一応、行政でやる部分です」として、「これは、一応、住民の方の責任においてやる場所です」と、それを判断していただいて、業者さんを役所のほうで紹介してもらおう。そういった対応が、住民から見たときには、安心した対応になるのではないかと。まず、役所の職員の方が出向いて判断をしてあげる、そういうことが大事だと思うんです。そういった対応をしないと。「あなたたち

で、自分で探してください」というふうにはならないと思うんです。「現場主義」と市長がよくおっしゃいますね。ぜひ、市長、そういった意味では、この水道の家の中で漏れている、そういったもの等々含めてですね、まず現場に出向いて確認をし、そして次の段階に業者さんを紹介するなり、いろいろしてもらおう。そういったものについては、いかがですか。

○市長（下平晴行君） 休日の市民からの問合せの対応等々については、水道課の職員が輪番制により当番を決めているようであります。そして、警備室等を通じて、その人に連絡が来るようにして、連絡を受けた水道課の職員が対応しているという流れになっているようであります。

○19番（小園義行議員） 今、そういうことで対応をされているということですけど、さっき言いましたように、「小園さん、水が漏れてます」と言って、私に直接来るという場合があるんですよ。その80代の方のとき、朝早かったんですけど、私は行って、まだそのときは、役所は開いてないわけですので、水道課も当然そうですよ。もちろん、それ以前に来て仕事をしなさいとか、そんな無理難題を言っているわけじゃなくて、困ったときに、すぐ駆けつけられる、そういった対応というのを、8時半まで待ってくださいでいいですよ。その後の処理の仕方として、やはり職員の人がまずその現場に出向いて判断をしてやっていくと。これが非常に大事だというふうに思います。「そういう対応ができたらいいなあ」と私、思うものですから、「あなたが業者さんを探してください」、そして「あなたがしてください」と言われても、メーターの外なのか内なのか、そういった区分がよく分かっていない人には、とにかく現場に駆けつけるというのが大事だなというふうに思います。私自身も水道関係の漏水も年間何件かですね、「あそこ漏れてますよ」と言って、水道課のほうに直接出向いてお願いをしていますけど、ぜひ、住民から来たときに、70代、80代、90代で一人で住んでいたら、とてもじゃないけどできませんので、そういうふうに対応をしていただきたい。そういうふうな対応が必要だと思うんですけど、市長、もう1回、ここに関してお願いします。

○市長（下平晴行君） これは、おっしゃるとおり、水道、水関係は、やはり専門でない取扱いはできないというようなことで、水道課長とも話をしているんですけども、従前は、修繕当番制というような対応でしていたところですが、今、雇用の問題、いわゆるその従業員の減ということで、事業者そのものの当番制というのをなくして、今のような現状であるわけであります。それをどのような形で今おっしゃったようなことが、もちろん水道課も輪番制で本当に頑張ってくれています。それを以前のような形にできるのか、できないのかですね、本当に今、協議をしているところであります。どういう形で、そういう漏水等があった場合の対応の仕方、早急に対応する取組方ができないかということでの協議をしています。できるだけ早めにそのことが解決できるようになればいいのかなというふうには思っていますので、そういうことで取組をしてまいりたいと思います。

○19番（小園義行議員） これは、通告もしていましたけど、今、市長のほうからもありましたように、住民の皆さんが安心できると思ったら、お電話したら業者の人がすぐ来られるという安心ですよ。そういう修繕当番制の取組という点では、災害が発生した際の水道事業者の皆さん

の協力は、もう絶対不可欠なものですよね。そういった意味で、業者支援の立場からも、本市としても、今、市長のほうもそういう答弁をちょっとされていましたが、ぜひここについては、その業者さんとの協力関係をしっかり持った上で、以前のような修繕当番制、そういったものができないものかなというふうに思います。もちろん、業者さんたちも人の雇用の確保とか、そういった難しい現状はあるかもしれませんが、そこには、行政としての支援がこうですよという手厚いものがあれば、業者さんたちもしっかりと人の確保、そういうものを図って育てていく、そして継続性を持って本市の水道事業に貢献できるという形が取れるのではないかとというふうに思います。これは、今、市長も少し答弁がありましたけど、この修繕当番制の取組も含めてですね、併せて業者の皆さんの支援という立場からも継続して育てていくという、育てていくという言葉が適切かどうか分かりませんが、そこについては、しっかりと業者の皆さんに手厚い支援がないと、簡単に「はい」というふうにはならないわけです。そこについては、市長は、「しっかりと対応を考える」とおっしゃっていましたが、ぜひ、そういう立場で協力していただく業者さんとの連携の中で、住民の安心というのをしっかりと担保できたらなと思いますが、いかがですか。

○市長（下平晴行君） 市民の皆さんが安心して水を使用していただくための対応、他自治体の水道事業等々のことも調査研究しながら、そして外部委託というようなところもありますので、そこ辺も含めて内部でしっかりと協議をして、対応してまいりたいというふうに考えています。

○19番（小園義行議員） これですね、水道事業は、いつときも止められませんよね。継続性を考えるときに、水道課に水道関連の資格を持った職員をやはり採用して、市民の利便性を図るとい、それが大事だと思うんです。東串良町に「水道のそういう職員を1人配置して、すぐ対応をしています」ということをちょっとお聞きしました。向こうの議員の方にお聞きしたら、「そうになっていますよ、うちは」ということでした。以前は、そういった方はおられたんですけど、そこについては、市長、いかがですか。

○市長（下平晴行君） 現在、水道課に配属されている技術職員については、土木・建築の技術職として採用した職員を配置しているところでもあります。水道関連の資格を有する人材については、業界全体でも不足している現状であります。議員の質問にあります水道の専門知識を有する職員の採用につきましては、現在、対象となる市の職員はいないところではありますが、今後も水道事業に携わる事業者等の意見等を賜りながら、対応してまいりたいというふうに考えています。

○19番（小園義行議員） 今、いろいろ言いましたけど、その修繕当番制が早期に実現できないのであれば、それぞれの水道関係のスキルをお持ちの人を人材バンクみたいに登録して、常時雇用とかじゃなくて、そういうスキルを持った人は高齢であってもできるわけですので、そういう人を確保して漏水に対応してもらおう。それぞれの水道業、定年を迎えられて終わったので、今、実際されていないという人たちが結構おられると思うんですよ。そういった人を水道課のほうでしっかりと人材バンクみたいにして登録して、お願いをしてですよ、その人に行ってもらおうという、そういったことも含めて検討していく。そういうことの提案ですけど、市長、そういうものを考

えられませんか。

○市長（下平晴行君） そういうことも一つの手として考えられますので、そのことも含めて、どういう形で市民の皆さんが安心して水の使用をしていただくかということについて、十分協議してまいりたいというふうに思います。

○19番（小園義行議員） 市役所1階の男性トイレのあそこが、ずっと使用禁止ですよ。市長、御存じじゃないですか。1階のあそこは、使用禁止がずっとあって、水が漏れています。あれは、お金を捨てているんですよ、言葉が悪いけど、もう漏れているからですよ。本来だと、そういう水道業のスキルを持った人だったら、ぱっと見て、「これは、ここが問題だね」という、そういうのを把握した上で、すぐ対応ができると思います。正直言って、住民の皆さんもお困りなわけですよ。だから、そういったことが早急にぱっと対応できるというのは、私が知っている人をお願いしたら、多分ぱっとすぐできると思います。あのウォシュレットですよ、それを含めてですね。だから、そういったものは、水道のそういう資格、スキルを持っていないとできないわけで、ああいうことがずっと長くそのまま放置されているというのは、よそから来られた人とかに対しても、あまりいい印象を持たれないと思うんですね。ぜひ、そこについては、そういう人を確保して、行ってもらって修繕をしてもらうという、こういう体制をやはり取るべきだと思います。今、提案もしましたが、市長も「そういうことも一つの提案として受け止めた」ということでしたので、これは、早急にあそこのトイレの修繕も含めて、しっかりと人の確保をしていくんだということに理解していいですか。

○市長（下平晴行君） 今おっしゃったように、そういう対応の仕方は、専門じゃないといけないという、そのとおりでありますので、そういう人材の確保も含めて、どういう形で市民が安心して水が使用できるのか等々含めて、しっかりと対応してまいりたいと思います。

○19番（小園義行議員） 今朝の気温も1度ぐらいでしたけど、だんだんこれが氷点下になっていくと、蛇口が凍って破裂したり、いろいろありますね。そういう問題が発生したときに、住民の人が安心してきちんとその対応ができるような、そういう検討をぜひしていただいて、市長は、「しっかりやる」ということでしたので、それを理解しました。冗談を言うつもりはないんですけど、お水のことですのでね、軽く流さないでほしいと思います。しっかりとここで答弁されたことについて、前向きに努力をしていただきたい。そういうことを理解しましたので、これについては、今後、電話対応等含め、しっかりと対応がされるものというふうに理解をしました。

次に行きます。最後にですね、政治姿勢についてということで、市長の退職金について問うというふうにお願いをしました。市長は、1期目の退職金については受け取らないとして、条例改正が提案されてお受け取りをされなかったわけですが、市長退職金について、市長のお考えをちょっとお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 市長の退職手当につきましては、地方自治法及び本市の条例に基づき支給される制度であります。また、退職手当は、市長としての任期の責務、職責の重さ、またその間に負った政治的、行政的な責任に対する対価として設けられているものであるというふうに理

解していますので、条例どおり受け取ることが適切であるというふうに判断をしたところでございます。

○19番（小園義行議員） あまりこれは、やり取りしたくないんですけど、1期目ではそれを受け取らなかった。言葉が悪いんですけど、そのことの市長の政治姿勢として、1期目は受け取らないことがよいという判断、2期目はもうすぐ終わるんですけど、対価として受け取ると。今期は、受け取られるという今の答弁で理解をしたんですけど、その1期目を受け取らなかったというのは、本来市長は、政治家ですのよね、政治家は、やはりそれを継続していく、もちろんそこで大きな何かの変化とかあれば別ですけど、何がそういうふうに市長をさせたのかなというふうに僕は思います。先日、隣の大崎町で首長選挙がありました。その中のお一人の人も、「曾於市や志布志市がそういうことで受け取っていないから、自分も公約として受け取らない」というのを掲げて選挙をされていましたが、市長、この退職金を受け取るか受け取らないかというのは、もう市長の考え方によって判断がされていくわけです。もちろん、受け取らなくて、そのお金が即ここの住民に使えるかと、そんなことはないわけですよ。組合から出ますので、それについては、全県下の役所で働いている職員の人のとか、退職組合ですのよね、そして首長のそこに行くわけですけど、私は、「なぜ受け取るのか」と、そんなことを言いたいと思いません。これは、市長が1期目で公約として掲げて受け取らなかった。今回は、受け取るということみたいですので。今期は、受け取られるんですか。

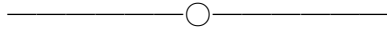
○市長（下平晴行君） はい、先ほど言いましたように、受け取ります。

○19番（小園義行議員） そういうことですので、市長自ら「今期は、退職金は受け取る」ということでありました。1期目は受け取らなかった、2期目は受け取るということは、僕たちが判断することじゃなくて、市民の方が判断されるというふうに僕は思います。私もそのことをいいことだ、悪いことだという判断をするつもりはありません。あくまでもこれは、そういう市長の政治姿勢として、今日の今のここの答弁を受けて住民の方がどういう受け止めをされるかという、それについては、住民の皆さんに委ねることとしたいというふうに思っています。私は、いいとか、悪いとか、それは述べません。仮に私がそこにいたとしても、そのことについてどうだこうだという、そのつもりはありません。市長が受け取るということですから、あとは、市民の皆さんがそのことについてどう判断されるかですので、市民の皆さんの判断に委ねたいというふうに思います。そういった意味で、市長の今期のこの公報ですよ、4年前ね、これを持っていますけど、「市民が豊かで安心して暮らせるまちづくりに積極的に取り組みます」と言っていて、大きな8項目をこうして、もうすぐ終わるわけですけど、今のその退職金の問題を含めて、市長の政治姿勢として、あとは、住民の方が判断されると思います。そこに委ねたいと思います。私たちもまだ任期は2月の11日までありますので、残された任期をしっかりと職責を果たしていくというか、そういう立場でやりたいと思います。

最後に、いろんなことを市長とやり取りしました。前に進んだこと、途中で止まっていること、引き続き、これは、継続性ですので、20人の議員の方が市長に届けた、教育長に届けたその思い

を、これは、ずっと続いていくという理解の下で、お互いに力を合わせて、いいまちづくり、「住んでよかったまち」として市長がおっしゃっている「誰一人取り残さない」まちづくりのために、まだ残されてる任期、市長もそうですよ、私たちもそのことをしっかりと努めるということをお約束をして、私の一般質問を終わります。

○議長（福重彰史議員） 以上で、小園義行議員の一般質問を終わります。



○議長（福重彰史議員） 以上で、本日の日程は、終了しました。

お諮りします。委員会審査のため、明日から12月18日まで9日間休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、明日から12月18日まで9日間を休会することに決定しました。

12月19日は、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでございました。

午後1時44分 散会

令和7年第4回志布志市議会定例会会議録（第4号）

期 日：令和7年12月19日（金曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第54号 | 志布志市多世代交流施設条例の制定について |
| 日程第2 | 議案第57号 | 志布志市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第3 | 議案第58号 | 志布志市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第4 | 議案第59号 | 志布志市立学校条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第5 | 議案第60号 | 志布志市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第62号 | 志布志市蓬の郷（ふれあい交流センター）の指定管理者の指定について |
| 日程第7 | 議案第63号 | 志布志市蓬の郷（ふれあい交流センター以外の施設）の指定管理者の指定について |
| 日程第8 | 議案第64号 | ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について |
| 日程第9 | 議案第65号 | 志布志市田之浦ふるさと交流館の指定管理者の指定について |
| 日程第10 | 議案第66号 | 志布志市内之倉農村広場及び潤ヶ野地区営農研修センターの指定管理者の指定について |
| 日程第11 | 議案第67号 | 有明開田の里公園及び有明農業歴史資料館の指定管理者の指定について |
| 日程第12 | 議案第68号 | 城山総合公園の運動施設の指定管理者の指定について |
| 日程第13 | 議案第69号 | 志布志運動公園の運動施設の指定管理者の指定について |
| 日程第14 | 議案第70号 | コミュニティセンター志布志市文化会館の指定管理者の指定について |
| 日程第15 | 議案第71号 | 志布志市やっちくふれあいセンターの指定管理者の指定について |
| 日程第16 | 議案第72号 | 志布志市有明体育施設の指定管理者の指定について |
| 日程第17 | 議案第73号 | 森山地区生活改善研修センターの指定管理者の指定について |
| 日程第18 | 議案第74号 | 八野地区農業構造改善センターの指定管理者の指定について |
| 日程第19 | 議案第75号 | 令和7年度志布志市一般会計補正予算（第9号） |
| 日程第20 | 議案第79号 | 志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第21 | 議案第80号 | 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |

- 日程第22 議案第81号 工事請負契約の変更について
- 日程第23 議案第82号 令和7年度志布志市一般会計補正予算（第10号）
- 日程第24 議案第83号 令和7年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第25 議案第84号 令和7年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第26 同意第2号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第27 議員派遣の決定
- 日程第28 閉会中の継続審査申出について
（総務常任委員長）
- 日程第29 閉会中の継続調査申出について
（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長）

出席議員氏名（19名）

1 番 永 田 梓	2 番 栞 山 晋 司
3 番 稲 付 洋 平	4 番 隈 元 香穂子
6 番 市ヶ谷 孝	7 番 青 山 浩 二
8 番 野 村 広 志	9 番 八 代 誠
10 番 小 辻 一 海	11 番 持 留 忠 義
12 番 平 野 栄 作	13 番 西江園 明
14 番 丸 山 一	15 番 玉 垣 大二郎
16 番 鶴 迫 京 子	17 番 小 野 広 嗣
18 番 東 宏 二	19 番 小 園 義 行
20 番 福 重 彰 史	



地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 溝 口 猛
教 育 長 福 田 裕 生	総 務 課 長 鮎 川 勝 彦
財 務 課 長 坂 元 正 知	総合政策課長 川 上 桂 一 郎
コミュニティ推進課長 五 代 千 加 子	みなと振興課長 木 村 勝 志
シティセールス課長 大 迫 秀 治	税 務 課 長 藤 後 広 幸
市民環境課長 村 山 睦	福 祉 課 長 山 口 善 央
健康長寿課長 富 重 隆 之	こども子育て課長 若 松 利 広
農政畜産課長 萩 迫 和 彦	耕地林務課長 得 丸 八 郎
建 設 課 長 富 岡 裕	松山支所長兼 総務市民課長 折 田 孝 幸
有明支所長兼 地域振興課長 大 口 秀 昭	水 道 課 長 萩 原 政 彦
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 濱 田 茂	農 業 委 員 会 事 務 局 長 高 野 利 彦
教 育 総 務 課 長 児 玉 雅 史	学 校 教 育 課 長 淀 修 司
生 涯 学 習 課 長 河 野 尚 仁	



議会事務局職員出席者

事 務 局 長 和 佐 浩 教	議 会 グ ル ー プ リ ー ダ ー 末 原 和 幸
サ ブ リ ー ダ ー 前 田 範 雄	サ ブ リ ー ダ ー 上 野 健 太 郎

午前10時00分 開議

○議長（福重彰史議員） これから、本日の会議を開きます。



日程第1 議案第54号 志布志市多世代交流施設条例の制定について

○議長（福重彰史議員） 日程第1、議案第54号、志布志市多世代交流施設条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（永田 梓議員） ただいま議題となりました議案第54号、志布志市多世代交流施設条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果を報告いたします。

当委員会は、12月11日、委員全員出席の下、執行部から総合政策課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部から議案及び付議案件説明資料により条例の制定内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、多世代交流施設の完成によって、市民が志布志市に住んでいる喜びを感じてもらいたいと考えている。そのような中で、提案されている利用料金は、どのような根拠で設定されたのかとただしたところ、利用料金については、県内外の先進事例の調査を行ったところである。また、サウンディング調査を通じて民間事業者の経営、管理運営方法を参酌した結果、このような利用料金を設定する方針としたものであるとの答弁でありました。

多世代交流施設内に配置する人員数は、どのくらいを想定しているのか。また、交流施設の維持管理に関する業務を指定管理者が担うこととなるが、光熱水費や人件費を含めて、その経費は、どの程度になると見込んでいるのかとただしたところ、実際に指定管理をされている事業者から話を聞いたところ、多世代交流施設の運営に必要な人員数は、7人程度になるのではないかと見込んでいる。また、人件費を含めた維持管理に係る経費部分については、指定管理者に支払う指定管理料として三千数百万円程度になるものと見込んでいることから、指定管理料と利用料金収入を合わせることによって多世代交流施設が円滑に運営できるものと考えているとの答弁でありました。

多世代交流施設は、本市のシンボリックな施設になってもらいたいと考えている。仮にこの利用料金で運営開始し課題が見えた場合、せめて市内在住の子供の利用料金は無料とするような再検討を行う考えはないかとただしたところ、先進地の類似施設では、行政の直営かつ使用料が無料となっているところが多かったところである。しかし、多世代交流施設には、周辺の地域にない、視覚を使って楽しむような遊具等が整備されるものであり、SNSによる情報の拡散も期待できることから、利用料金が無料であれば、入場者数の制限を行う必要が生じることも想定されるため、利用料金の設定は妥当であると考えているとの答弁でありました。

本市の人口減少が続いている中で、多世代交流施設の利用者も減少していくのではと不安を感

じることから、せめて利用料金については、無料とすべきだったのではないかとただしたところ、多世代交流施設内の機材や遊具については、運営開始後も整備・更新していく必要があることから、やはり利用料金の設定は必要なものと考えている。また、敷地内に小児科が開設されることに伴う相乗効果も見込まれることから、一定の利用があるものと想定しているとの答弁でありました。

例えば、企業版ふるさと納税の活用などといった選択肢も考えられたのではないかと。今後、弾力性を持って料金体系を考えていく必要があるのではないかとただしたところ、多世代交流施設の管理方法に関しては、直営も含めてこれまで協議を重ねてきたところである。直営の場合、運用のバリエーションが狭くなることも考えられることや、民間であれば、時勢によって変化していくニーズに対応できるということから、指定管理者制度を活用することとしたものである。今後、指定管理者が決定した際には、詳細にわたる協議をしていきたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第54号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（福重彰史議員） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

○2番（栢山晋司議員） 議案第54号、志布志市多世代交流施設条例の制定について、私は、反対の立場から討論を行います。

初めに申し上げますが、多世代交流施設の設置という取組そのものについては、子供から高齢者までが交流し、居場所となる場を創出するという目的において、大いに意義があるものであり、大いに理解できるものであると同時に、大いに賛成であります。

しかし、その一方で、本条例の内容、とりわけ利用料金の設定や利用形態に関して、現時点では整理が十分とはいえない点が多く、慎重な判断が必要であると考え、反対の立場から討論を行うものであります。

まず、鹿児島県内、宮崎県内、熊本県内の公共の子育て支援施設を中心に、何十もの施設を調査させていただきました。利用については、原則無料であります。原則無料となる運用が基本となっているものが多く、これは、確認しています。

有料となる場合も、会議室やホール、調理室などの特定目的の利用、あるいは一時預かりといった限定的な利用にとどまり、施設への入館や通常利用については、無料としている事例が標準的であると受け止めています。

次に、民間の屋内型子供遊戯施設において、鹿児島県、宮崎県、熊本県内でも調査を行いました。1時間当たり700円から1,200円程度、休日料金は700円から1,500円程度、1日料金で900円から1,200円程度となっております。この価格帯が一般的であり、おおむね700円から1,200円

の範囲に収まっている状況であります。

これらを比較すると、本市が設置しようとする多世代交流施設では、別表において、屋内遊び場の個人利用として、子供1人当たり400円、そして1時間ごとの延長料金が200円と定められています。仮に3時間利用した場合、基本料金400円に延長料金200円の2時間分400円を加え、合計800円となり、民間施設の1日利用料金である900円に近い水準となっています。

また、別表において保護者の利用料金が設定されていることから、子供の利用に当たり、保護者の関与が一定程度想定されている運用となる可能性も否定できません。特に乳幼児については、保護者の同伴なしでの利用を想定することは現実的ではないにもかかわらず、本条例では、別表の定義により、年齢による料金区分は設けられておらず、一律400円の設定となっています。実質的にゼロ歳児から利用料金が発生する設計となっているものと考えられます。

この点については、子育て支援や多世代交流という目的との関係において、また、乳幼児期の利用をどのように位置づけているのか、整合性は取れているのか疑問を感じる状況であります。

また、これまで当局からは、クーリングシェルターとしての役割についての説明もあったかと認識していますが、本条例では、第11条において利用料金の納入義務が規定され、第14条では原則として返還しない旨が定められていることから、利用の形態によっては、施設に入館・利用するだけで料金が発生するとも読み取れる構成となっており、子供から高齢者までの多世代の命と健康を守る役割を担うとされるクーリングシェルターがエリアや空間の設定もないまま有料である制度設計は、果たして市民にとってふさわしいものなのか。この点について、改めて考える必要があるのではないかというふうに考えます。

さらに、交流室等の利用料についても、別表において、席については、1時間300円、4時間500円、1日1,000円、1か月3,000円、室については、1時間500円、4時間1,500円、1日3,000円、月3万円といった料金設定がなされており、月額利用制度も含めると、民間施設と同程度ではないかというふうに考えています。

この料金設定については、十分理解できるものではありませんが、現在、志布志市文化会館では個人利用がロビーに限られ、部屋利用は、部屋単位での貸出しが基本となっているのではないですか。また、図書館においてもパソコンや学習スペースに限りがあるだけでなく、パソコン利用時の音やネット環境も気にされている方のお話も伺っており、そのため、学生や社会人が学習の場を求め、隣県の大規模図書館まで出向いているという声も届いています。

本施設が、そうした学習の場としての役割も担う可能性があったとしても、学生利用時の料金体系や減免制度について、条例上明確に規定されているとは言い難い状況でもあるかと思えます。

第13条においては、「指定管理者は、公益上特に必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる」と規定されていますが、その対象や判断基準は、明確に示されておらず、学生利用が想定されているのかどうかについても、明確ではないと感じています。

加えて、月額利用制度が導入された場合、席や部屋が埋まってしまった際の対応策についても条例上の規定が見当たらず、将来的な運用において不公平や混乱が生じる可能性も否定できない

と感じています。

委員会において、当局から示された情報において大いに議論がなされたことは十分承知していますが、当局から示されていない情報や今後の運用に委ねられている部分が多い状況の中で、本条例が十分に整理されたものと言えるかは、なお慎重な検討が必要であるというふうに考えています。

以上の理由から、多世代交流施設の設置という方向性自体には大いに賛成し、理解を示しつつも、利用料金の設定、減免制度の不明確さ、利用形態や将来の運用面における課題などを踏まえると、本来であれば、この部分だけ修正を願いたいところではありますが、議案の性質上、修正は不可能ということを知っていますので、分割もできないということで、本条例を容認することはできません。

よって、議案第54号、志布志市多世代交流施設条例の制定について、反対の立場から討論いたします。

議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（福重彰史議員） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） これで討論を終わります。

これから採決します。採決は、起立によって行います。

お諮りします。議案第54号に対する所管委員長の報告は、原案可決です。本案を所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福重彰史議員） 起立少数です。

したがって、議案第54号は、否決されました。



日程第2 議案第57号 志布志市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（福重彰史議員） 日程第2、議案第57号、志布志市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（市ヶ谷 孝議員） ただいま議題となりました議案第57号、志布志市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月11日、委員全員出席の下、執行部からこども子育て課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部から議案及び付議案件説明資料により条例の制定内容について補足説明を受け、質疑に

入りました。

主な質疑といたしまして、本条例案において時間設定及び給付費単価の記載がないが、別に定められているのかとただしたところ、別に定められている。この条例は、児童福祉法に規定されている市町村が従うべき基準と参酌すべき基準を適用しているものであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第57号は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（福重彰史議員） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第57号に対する所管委員長の報告は、原案可決です。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第3 議案第58号 志布志市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（福重彰史議員） 日程第3、議案第58号、志布志市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（市ヶ谷 孝議員） ただいま議題となりました議案第58号、志布志市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月11日、委員全員出席の下、執行部からこども子育て課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部から議案及び付議案件説明資料により条例の制定内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、特定乳児等通園支援事業において、保護者の利用申請から実際の利用までどのくらいの時間を要するのかとただしたところ、極力、利用申請があった当日に利用認

定していきたいと考えているが、その後、事業者との面談等を実施することとなることから、2週間程度かかるものと見込んでいるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第58号は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

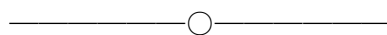
以上で、報告を終わります。

○議長（福重彰史議員） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 討論なしと認めます。
これから採決します。
お諮りします。議案第58号に対する所管委員長の報告は、原案可決です。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。
したがって、議案第58号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第4 議案第59号 志布志市立学校条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福重彰史議員） 日程第4、議案第59号、志布志市立学校条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（市ヶ谷 孝議員） ただいま議題となりました議案第59号、志布志市立学校条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月11日、委員6人出席の下、執行部から教育総務課長及び学校教育課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部から議案及び付議案件説明資料により条例の改正内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、志布志市立悠志学園の位置が「有明町野井倉1756番地11」となっているが、建物がある部分だけを分筆したのかとただしたところ、有明支所別館の建物とその東側の側溝までを教育財産として管理するため、分筆したところである。車での保護者送迎が想定されることから、安全上の考慮をして、側溝までを学校用地とするものであるとの答弁でありました。

志布志市立悠志学園の来年度の入学予定者数及び学年の構成はどうなるのかとただしたところ、入学予定者は、小学生と中学生を合わせて20人程度である。小学校1年生から不登校傾向の児童はいないことから、2年生以上の小学生が3人から4人、中学生は1年生から3年生まで15人程度の在籍となる見込みであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第59号は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（福重彰史議員） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第59号に対する所管委員長の報告は、原案可決です。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第5 議案第60号 志布志市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福重彰史議員） 日程第5、議案第60号、志布志市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（市ヶ谷 孝議員） ただいま議題となりました議案第60号、志布志市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月11日、委員全員出席の下、執行部から教育総務課長及び学校教育課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部から議案及び付議案件説明資料により条例の改正内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回の条例改正により、就学援助認定における行政手続において、これまで必要だった書類のやり取りがなくなるという理解でよいか。また、市民の手続において

変わるものがあるのかとただしたところ、これまでは、就学援助認定の申請後に名簿を作成して、税務課に所得状況を照会し、認定の可否を判断していたところである。今回、条例が改正されれば、情報連携により専用端末を用いて直接所得状況の照会ができるようになることから、教育委員会及び税務課の事務効率化につながると考えている。また、市民の手続においては、申請書にマイナンバーを記入していただくことになるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第60号は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（福重彰史議員） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 討論なしと認めます。
これから採決します。

お諮りします。議案第60号に対する所管委員長の報告は、原案可決です。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。
したがって、議案第60号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第6 議案第62号 志布志市蓬の郷（ふれあい交流センター）の指定管理者の指定について

○議長（福重彰史議員） 日程第6、議案第62号、志布志市蓬の郷（ふれあい交流センター）の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（持留忠義議員） ただいま議題となりました議案第62号、志布志市蓬の郷（ふれあい交流センター）の指定管理者の指定について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月11日、委員全員出席の下、執行部からシティセールス課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部から議案及び付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回提案されている他の施設の指定管理者の指定の期間は5年間であるのに対し、蓬の郷（ふれあい交流センター）の指定の期間は3年間となっている理由について

てただしたところ、施設の老朽化等に伴う施設の大規模改修の時期を迎えており、観光に特化した施設とするのか、それとも市民の憩いの場となる施設とするのか、今後の施設の方向性について、3年間で検討する予定である。また、建て替えとなった場合、現在の施設に併設することで閉鎖期間がないような運営を検討しているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第62号については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（福重彰史議員） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第62号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第7 議案第63号 志布志市蓬の郷（ふれあい交流センター以外の施設）の指定管理者の指定について

○議長（福重彰史議員） 日程第7、議案第63号、志布志市蓬の郷（ふれあい交流センター以外の施設）の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（持留忠義議員） ただいま議題となりました議案第63号、志布志市蓬の郷（ふれあい交流センター以外の施設）の指定管理者の指定について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月11日、委員全員出席の下、執行部からシティセールス課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部から議案及び付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、施設の維持管理として剪定作業等を行っていると思うが、どのくらいのペースで行っているのかとただしたところ、作業のペースとしては、親水公園、民宿村の周辺及びふれあい交流センター駐車場の周辺の草払いや剪定をほぼ毎日行っているとの答弁であり

ました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第63号については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

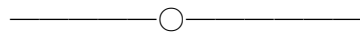
以上で、報告を終わります。

○議長（福重彰史議員） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 討論なしと認めます。
これから採決します。
お諮りします。議案第63号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。
したがって、議案第63号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第8 議案第64号 ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について

○議長（福重彰史議員） 日程第8、議案第64号、ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（持留忠義議員） ただいま議題となりました議案第64号、ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月11日、委員全員出席の下、執行部からシティセールス課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部から議案及び付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、指定管理者業務評価表において、自主事業がマンネリ化しており新規顧客の獲得につながっていないとあるが、指定管理者は、今後どのような事業を計画しているのかとただしたところ、指定管理者は、今後どのような事業を計画しているのかとただしたところ、自主事業について、これまでは指定管理者の職員のアイデアを基に実施していたが、今後は市民の御意見等も参考にして、利用者が親しみを持てるものを計画しているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第64号については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

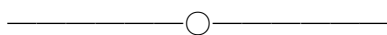
○議長（福重彰史議員） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 討論なしと認めます。
これから採決します。

お諮りします。議案第64号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。
したがって、議案第64号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第9 議案第65号 志布志市田之浦ふるさと交流館の指定管理者の指定について

○議長（福重彰史議員） 日程第9、議案第65号、志布志市田之浦ふるさと交流館の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（市ヶ谷 孝議員） ただいま議題となりました議案第65号、志布志市田之浦ふるさと交流館の指定管理者の指定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月11日、委員全員出席の下、執行部から生涯学習課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部から議案及び付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、指定管理料の積算根拠は何か。また、指定管理料は、5年間同じ金額なのかとただしたところ、指定管理料の主なものは、光熱水費及び修繕料であり、指定管理者への聞き取り等を行い積算している。燃料費は、今後価格が上昇する可能性もあるが、その際は、必要に応じて補正予算で対応していきたい。また、年度ごとに協定を締結するため、その都度、予算を計上することとなるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第65号は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（福重彰史議員） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第65号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第10 議案第66号 志布志市内之倉農村広場及び潤ヶ野地区営農研修センターの指定管理者の指定について

○議長（福重彰史議員） 日程第10、議案第66号、志布志市内之倉農村広場及び潤ヶ野地区営農研修センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（市ヶ谷 孝議員） ただいま議題となりました議案第66号、志布志市内之倉農村広場及び潤ヶ野地区営農研修センターの指定管理者の指定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月11日、委員全員出席の下、執行部から生涯学習課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部から議案及び付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、内之倉農村広場の下のキャンプ場等も指定管理の施設に含まれているのかとただしたところ、キャンプ場等は、指定管理の施設に含まれていない。当該施設は、潤ヶ野校区コミュニティ協議会の事業として運営されている部分であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第66号は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（福重彰史議員） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第66号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第11 議案第67号 有明開田の里公園及び有明農業歴史資料館の指定管理者の指定について

○議長（福重彰史議員） 日程第11、議案第67号、有明開田の里公園及び有明農業歴史資料館の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（市ヶ谷 孝議員） ただいま議題となりました議案第67号、有明開田の里公園及び有明農業歴史資料館の指定管理者の指定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月11日、委員全員出席の下、執行部から生涯学習課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部から議案及び付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、有明開田の里公園内に生物多様性センターがあるが、その業務は、指定管理者の業務に含まれていないという理解でよいかとただしたところ、生物多様性センターの業務は、市民環境課において、志布志市開田の里管理組合に委託しているものであり、指定管理者の業務に含まれていない。当該センターの事務所部分は、指定管理施設に含まれているが、行政財産使用許可を受けて使用しているものであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第67号は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（福重彰史議員） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第67号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員

長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第12 議案第68号 城山総合公園の運動施設の指定管理者の指定について

○議長（福重彰史議員） 日程第12、議案第68号、城山総合公園の運動施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（市ヶ谷 孝議員） ただいま議題となりました議案第68号、城山総合公園の運動施設の指定管理者の指定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月11日、委員全員出席の下、執行部から生涯学習課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部から議案及び付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、本施設は、約20年間、同じ団体が指定管理を行っているが、公募とした特別な理由があるのかとただしたところ、指定管理者は、公募が原則である。非公募とした施設については、様々な委託事業と施設管理が一体となっているもの及び地域に根差して地域住民が中心に使うようなものであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第68号は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（福重彰史議員） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第68号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第69号 志布志運動公園の運動施設の指定管理者の指定について

○議長（福重彰史議員） 日程第13、議案第69号、志布志運動公園の運動施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長に報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（市ヶ谷 孝議員） ただいま議題となりました議案第69号、志布志運動公園の運動施設の指定管理者の指定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月11日、委員全員出席の下、執行部から生涯学習課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部から議案及び付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、指定管理者業務評価において、優良と評価された項目があるが、どのように協定書等の水準より優れていたのかとただしたところ、苦情、トラブル等については、市に報告しなければならないこととなっているが、苦情、トラブル等への具体的な対応策についても併せて行われていたというものであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第69号は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（福重彰史議員） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第69号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14 議案第70号 コミュニティセンター志布志市文化会館の指定管理者の指定について

○議長（福重彰史議員） 日程第14、議案第70号、コミュニティセンター志布志市文化会館の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（市ヶ谷 孝議員） ただいま議題となりました議案第70号、コミュニティセンター志布志市文化会館の指定管理者の指定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月11日、委員全員出席の下、執行部から生涯学習課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部から議案及び付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、舞台のつり物、音響及び照明については、指定管理者から別業者に再委託されるのかとただしたところ、舞台のつり物、音響及び照明については、指定管理者ではなく、市が別業者と委託契約を結んでいるものであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第70号は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（福重彰史議員） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第70号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第15 議案第71号 志布志市やっちくふれあいセンターの指定管理者の指定について

○議長（福重彰史議員） 日程第15、議案第71号、志布志市やっちくふれあいセンターの指定管理者の指定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（市ヶ谷 孝議員） ただいま議題となりました議案第71号、志布志市やっちくふれあいセンターの指定管理者の指定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月11日、委員全員出席の下、執行部から生涯学習課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部から議案及び付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、現在の指定管理者が今回の募集に応募しなかった理由は把握しているかとただしたところ、理由は不明である。今回、指定管理料を増額したところであるが、指定管理料に見合った業務でないと判断されたのではないかと考えているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第71号は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

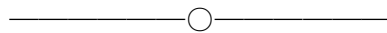
以上で、報告を終わります。

○議長（福重彰史議員） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。討論はありますか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 討論なしと認めます。
これから採決します。
お諮りします。議案第71号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。
したがって、議案第71号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第16 議案第72号 志布志市有明体育施設の指定管理者の指定について

○議長（福重彰史議員） 日程第16、議案第72号、志布志市有明体育施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（市ヶ谷 孝議員） ただいま議題となりました議案第72号、志布志市有明体育施設の指定管理者の指定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月11日、委員全員出席の下、執行部から生涯学習課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部から議案及び付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、候補者となるシルバー人材センターの会員数が減ってきているが、指定管理者に指定されている5年間で担保されているのかとただしたところ、指定管理者の指定

の期間において、しっかりと施設の管理ができるよう、双方、様々な協議を重ねていきたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第72号は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります

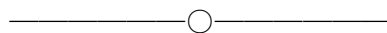
○議長（福重彰史議員） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 討論なしと認めます。
これから採決します。

お諮りします。議案第72号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。
したがって、議案第72号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第17 議案第73号 森山地区生活改善研修センターの指定管理者の指定について

○議長（福重彰史議員） 日程第17、議案第73号、森山地区生活改善研修センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（市ヶ谷 孝議員） ただいま議題となりました議案第73号、森山地区生活改善研修センターの指定管理者の指定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月11日、委員全員出席の下、執行部から生涯学習課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部から議案及び付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、申請概要調書において団体の代表者が副会長名となっている理由は何かとただしたところ、会長名で申請があったところであるが、その後、会長が逝去されたため、現段階では、会長を代理する副会長名で手続を進めている。協定の締結時には、新会長が決まっていると想定しているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第73号は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

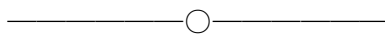
○議長（福重彰史議員） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 討論なしと認めます。
これから採決します。

お諮りします。議案第73号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。
したがって、議案第73号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第18 議案第74号 八野地区農業構造改善センターの指定管理者の指定について

○議長（福重彰史議員） 日程第18、議案第74号、八野地区農業構造改善センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（市ヶ谷 孝議員） ただいま議題となりました議案第74号、八野地区農業構造改善センターの指定管理者の指定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月11日、委員全員出席の下、執行部から生涯学習課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部から議案及び付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、森山地区生活改善研修センターよりも指定管理料が高額であるのは、施設の規模の差によるものかとただしたところ、当センターは、施設の規模が大きいため、電気料金が他の施設と比べて高くなっていることによるものであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第74号は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（福重彰史議員） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第74号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第19 議案第75号 令和7年度志布志市一般会計補正予算（第9号）

○議長（福重彰史議員） 日程第19、議案第75号、令和7年度志布志市一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

本案は、予算常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○予算常任委員長（小辻一海議員） ただいま議題となりました議案第75号、令和7年度志布志市一般会計補正予算（第9号）について、予算常任委員会における審査経過の概要と結果について報告します。

当委員会は、12月12日、委員全員出席の下、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め、予算書及び説明資料による補足説明を受け、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い、報告いたします。

初めに、財務課から今回の補正予算全般に係る概要について説明を受け、各事業等の詳細は、関係所管部局への質疑とすることを確認しました。

次に、総合政策課分については、質疑はなく、質疑を終結しました。

次に、健康長寿課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、子ども・子育て支援金制度施行準備事業において、子ども・子育て支援金制度は、令和10年度までに段階的に導入することとなっているが、この事業の財源として国庫支出金が充てられている。今後も国庫支出金があるのかとただしたところ、子ども・子育て支援金制度は、令和8年度から施行されるが、国民健康保険税賦課徴収の方法が変更されることによるシステム改修が支出の主なものとなっており、今回に限っての国庫支出金と考えているとの答弁でありました。

次に、市民環境課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、戸籍住民登録費委託金について、国の事業に係る備品を購入するため、財源として国からの補助があったという理解でよいかとただしたところ、在留カードとマイナンバーカードを一体化する法改正に伴い、新たに在留カード等に住所等を書き換える専用端末を設置する必要があるため、国庫委託金で賄われるものであるとの答弁でありました。

次に、福祉課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、今回の自立支援給付費支給事業及び障害児通所支援給付事業における増額補正の額が大きいと感じるが、当初予算の段階で勘案できなかったのかとただしたところ、当初予算編成の段階で事業所の新設を見込んでいたが、不確定要素が多かったため、当初予算では、その分を計上しなかったものである。今回、事業所の新設及び上半期の利用実績を踏まえて補正予算での対応をお願いするところであるとの答弁でありました。

次に、農業委員会事務局分については、質疑はなく、質疑を終結しました。

次に、耕地林務課分については、質疑はなく、質疑を終結しました。

次に、シティセールス課分については、質疑はなく、質疑を終結しました。

次に、総務課・コミュニティ推進課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、防犯街灯維持管理等事業について、防犯街灯の維持管理に係る補助額を本年度当初では減額していたところ、今回、前年度と同額に補正する理由を周知不足としているが、なぜそういう状態になったのかとただしたところ、防犯街灯のLED化へ転換を促すため、防犯街灯設置事業補助金を創設した。このことに伴い、令和7年度から防犯街灯維持管理助成金額の見直しが図られることを令和2年度に当時の各自治会長に対して説明したところである。しかし、各自治会内での引継ぎが難しかったことや、防犯街灯維持管理助成金の見直しの内容が記載された自治会運営マニュアルが市のホームページ上のみで掲載となっていたことから、周知が不足していたと認識し、今回の提案に至ったものであるとの答弁でありました。

次に、税務課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、個人住民税等徴収対策強化事業について、県の特別滞納整理班として本市に4人配置されることだが、本市の滞納整理指導官の取扱いは、どうなるのか。また、特別滞納整理班の4人は、徴収に関わる何らかの資格が与えられた職員となるのかとただしたところ、滞納整理指導官を中心とした本市の徴収体制については、令和8年度も継続していく。また、県の特別滞納整理班の4人は、特別に雇用されたような職員ではないが、滞納整理事務に精通し、他自治体においても実績を上げているとの答弁でありました。

次に、教育総務課・学校教育課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、学校給食センター調理配送業務委託事業について、今後も物価が上がるのが考えられるが、そのことは、債務負担行為の限度額にどのように反映されているのかとただしたところ、債務負担行為に係る委託料は、人件費及び給食センターの運営に係る費用であり、今回、人件費上昇分約4,300万円を増額した形で4億1,203万8,000円を限度額としている。食材費については、給食費無償化に伴う市の補助金で対応しているため含まれていないとの答弁でありました。

次に、こども子育て課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、子ども医療費助成事業について、本年4月から医療費の現物給付が始まって病院受診者が増え、予算の不足が見込まれることだが、それは、前年度までは病院

に行きたくても行けない子供がいたとも受け取れるのではないかとただしたところ、県の試算では、自動償還払のままであったとしても、2割程度医療費が上がると見込まれていたが、年によりその増減が激しいため、今年度の予算は、前年度並みで計上していた。結果として県の試算どおりに推移しており、今回増額補正するものである。受診者数が増えた理由は、窓口負担のない現物給付になったことで、受診しやすい環境になったことによるものと理解していただきたいとの答弁でありました。

次に、生涯学習課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、文化会館費における物品借上料について、やっちくふれあいセンターの舞台照明設備の不具合に伴う照明機材の借上げとあるが、一時的なものなのか、継続的なものなのかとただしたところ、当該施設は、来年1月から3月までの間に保育園等の発表会、講演会等の予約が入っており、早急に対応するために今回借上げという形で補正予算を計上したところである。次年度については、照明機材を更新した場合、1億6,000万円程度かかるとの見積りであったため、予約の状況、使用の仕方等を鑑み、どのような設備投資が可能か検討していきたいとの答弁でありました。

以上で全ての課を終え、質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第75号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（福重彰史議員） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 討論なしと認めます。
これから採決します。

お諮りします。議案第75号に対する所管委員長の報告は、原案可決です。本案を所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

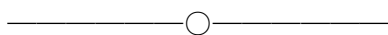
○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。
したがって、議案第75号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（福重彰史議員） お諮りします。日程第20、議案第79号から日程第26、同意第2号まで、以上7件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号から同意第2号までの7件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。



日程第20 議案第79号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福重彰史議員） 日程第20、議案第79号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第79号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、人事院の令和7年度の給与改定に関する勧告に鑑み、議員、市長、副市長及び教育長に対して同年12月に支給する期末手当の額を増額する措置を講じる必要があるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長（鮎川勝彦君） 議案第79号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足して説明いたします。

それでは、付議案件説明資料の2ページをお開きください。

令和7年12月支給の議員、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給月額を0.05月分引き上げるため、志布志市特別職の職員の給与に関する条例第6条第2項及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第9条第2項中の「100分の172.5」を「100分の177.5」に改めるものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行し、12月分の期末手当の支給月数を改正するため、令和7年12月1日から適用します。

また、12月分の期末手当を改正し、追加で支給することとなることから、支給済みである12月分の期末手当については、今回改正後の期末手当の内払い分として取り扱います。

以上、御審議方よろしくようお願い申し上げます。

○議長（福重彰史議員） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

○19番（小園義行議員） こういう場合も、議員報酬等審議会というのは開かれるものですか。

○総務課長（鮎川勝彦君） 議員報酬等審議会におきましては、議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給与の額に関する条例を議会に提出しようとするときに、あらかじめ当該議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとされておりまして、今回の改正につきましては、月額額の改定ではなく、期末手当の支給率の改正のみとなっておりますので、審議会の開催は見

送ったところでございます。

○議長（福重彰史議員） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第79号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号は、原案のとおり可決することに決定しました。



日程第21 議案第80号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福重彰史議員） 日程第21、議案第80号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第80号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、人事院の令和7年度の給与改定に関する勧告に鑑み、一般職の職員の給料月額、期末手当、勤勉手当等の額の改定を行う必要があるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます

○総務課長（鮎川勝彦君） 議案第80号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

それでは、付議案件説明資料6ページをお開きください。

第22条の改正で、令和7年12月支給の期末手当の支給額を0.025月分引き上げ、「100分の125」を「100分の127.5」に改めるものです。

なお、6月、12月の支給月数は、現在「100分の125」ですので、今回の改正では、6月の支給規定と区別するため、6月支給についての条文を追加しています。

また、同項の規定に基づく規則で定める職員とは、管理職手当を支給されている職員で、その職員については、「100分の105」から「100分の107.5」に引き上げるものでございます。

次に、定年前再任用短時間勤務職員は、0.025月分引き上げることになることから、「100分の

70」から「100分の72.5」に改め、定年前再任用短時間勤務職員で管理又は監督の地位にある職員のうち規則で定める職にある職員は、「100分の60」から「100分の62.5」に改めるものでございます。

次に、第26条の改正で、令和7年12月支給の勤勉手当の支給額を0.025月分引き上げ、「100分の105」を「100分の107.5」に改めるものです。

なお、6月、12月の支給月数は、現在「100分の105」ですので、今回の改正では、6月支給と区別するため、6月支給についての条文を追加しています。

また、同項の規定に基づく規則で定める職員とは、管理職手当を支給されている職員で、その職員については、「100分の125」から「100分の127.5」に引き上げるものです。

また、定年前再任用短時間勤務職員は、0.025月分引き上げることとなることから、「100分の50」から「100分の52.5」に改め、定年前再任用短時間勤務職員で管理又は監督の地位にある職員のうち規則で定める職にある職員は、「100分の60」から「100分の62.5」に改めるものでございます。

次に、別表（行政職給料表）は、民間給与との較差3.62%を解消するため、初任給については、一般職の大卒を1万2,000円、高卒を1万2,300円に引き上げ、また、若年層に重点を置きつつ、全ての職員を対象に給料表の引上げ改定となり、平均改定率は、全体で3.3%となっています。

なお、この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用いたします。

また、給与を追加で支給することになることから、これまで支給済みである給与について、今回改正後の給与の内払い分として取り扱うことを定めています。

以上、よろしく御審議していただきますようお願い申し上げます。

○議長（福重彰史議員） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第80号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第22 議案第81号 工事請負契約の変更について

○議長（福重彰史議員） 日程第22、議案第81号、工事請負契約の変更についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第81号、工事請負契約の変更につきまして、説明申し上げます。

本案は、外壁改修の数量を変更すること等による契約の金額の変更に伴い、多世代交流施設整備工事（建築工事1工区）の工事請負契約を変更して締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び志布志市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総合政策課長（川上桂一郎君） 議案第81号、工事請負契約の変更につきまして、補足して御説明申し上げます。

多世代交流施設整備工事（建築工事1工区）の工事請負契約の金額3億7,730万円を667万7,000円増額し、3億8,397万7,000円に変更して締結するものでございます。

付議案件説明資料は、12ページでございます。

契約変更の主な理由につきましては、工事を進める中で仮設足場を組んで建物全体を詳細に確認した結果、当初契約で見込んでいた外壁改修について、経年劣化による外壁のひび割れや剥離箇所が増加、窓まわりのシーリング劣化箇所が増加、FRP装飾部分の劣化箇所が増加などが認められました。

仮設足場を利用して、劣化等の部分について追加対応することで、建物の安全性や耐久性が向上し、足場代などの経費を節減できることから、今回増額変更するものでございます。

なお、外壁改修部分の判断及び数量確定に時間を要し、令和7年12月9日に開催した工程会議において最終的な数量等の調整に至ったことから、今回、提案するものでございます。

以上で、補足説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（福重彰史議員） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第81号は、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第81号は、可決することに決定しました。



日程第23 議案第82号 令和7年度志布志市一般会計補正予算（第10号）

○議長（福重彰史議員） 日程第23、議案第82号、令和7年度志布志市一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第82号、令和7年度志布志市一般会計補正予算（第10号）につきまして、説明を申し上げます。

本案は、令和7年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、人事院の令和7年度の給与改定に関する勧告に伴う職員等の人件費等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,470万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ338億5,185万円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして、説明を申し上げます。

予算書の6ページをお開きください。

歳入の繰入金の基金繰入金は、財政調整基金繰入金を1億3,470万9,000円増額するものであります。

7ページから30ページまでの歳出の各費目に、人事院の令和7年度の給与改定に関する勧告に伴う職員等の人件費等に要する経費をそれぞれ増額しています。

また、8ページの総務費の総務管理費の自治振興費の地域コミュニティ協議会活動促進事業は、集落支援員の人件費相当分を149万円増額しています。

詳細につきましては、給与費明細書で説明を申し上げます。

31ページをお開きください。

特別職につきましては、市長、副市長及び教育長分の期末手当を12万円、共済費を3万円、それぞれ増額するものであります。

また、一般職の給料等を1億2,501万4,000円、共済費を550万5,000円、それぞれ増額するものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福重彰史議員） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 討論なしと認めます。

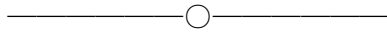
これから採決します。

お諮りします。議案第82号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第82号は、原案のとおり可決することに決定しました。



日程第24 議案第83号 令和7年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（福重彰史議員） 日程第24、議案第83号、令和7年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第83号、令和7年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、説明を申し上げます。

本案は、令和7年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出予算につきまして、人事院の令和7年度の給与改定に関する勧告に伴う職員等の人件費等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ53万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ46億2,198万9,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして、説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の繰入金的一般会計繰入金は、事務費等繰入金を53万円増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳出の総務費の総務管理費は、一般管理費の会計年度任用職員の報酬等を、合わせて24万3,000円増額するものであります。

7ページを御覧ください。

歳出の総務費の徴税費は、賦課徴収費の会計年度任用職員の報酬等を、合わせて17万8,000円増額するものであります。

8ページをお開きください。

歳出の保健事業費の特定健康診査等事業費は、特定健康診査等事業費の会計年度任用職員の報酬等を、合わせて5万8,000円増額するものであります。

9ページを御覧ください。

歳出の保健事業費の疾病予防費は、会計年度任用職員の報酬等を、合わせて5万1,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福重彰史議員） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第83号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第83号は、原案のとおり可決することに決定しました。



日程第25 議案第84号 令和7年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（福重彰史議員） 日程第25、議案第84号、令和7年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第84号、令和7年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、説明を申し上げます。

本案は、令和7年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出予算につきまして、人事院の令和7年度の給与改定に関する勧告に伴う職員等の人件費等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ44億7,811万3,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして、説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の国庫支出金の国庫補助金は、地域支援事業交付金の包括的支援事業・任意事業及び介護予防・日常生活支援総合事業分を、合わせて2万7,000円増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳入の支払基金交付金は、地域支援事業支援交付金を8,000円増額するものであります。

7ページを御覧ください。

歳入の県支出金の県補助金は、地域支援事業交付金の包括的支援事業・任意事業及び介護予防・日常生活支援総合事業分を、合わせて1万3,000円増額するものであります。

8ページをお開きください。

歳入の繰入金金の一般会計繰入金は、地域支援事業交付金の包括的支援事業・任意事業及び介護予防・日常生活支援総合事業分を、合わせて1万3,000円増額するものであります。

9ページを御覧ください。

歳出の地域支援事業費の包括的支援事業・任意事業費は、認知症総合支援事業費の会計年度任

用職員の報酬を5万円増額するものであります。

10ページをお開きください。

歳出の地域支援事業費の介護予防・生活支援サービス事業費は、介護予防・生活支援サービス事業費の会計年度任用職員の期末手当を3万円増額するものであります。

11ページを御覧ください。

予備費を1万9,000円減額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福重彰史議員） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第84号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第84号は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第26 同意第2号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（福重彰史議員） 日程第26、同意第2号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

同意第2号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきまして、説明を申し上げます。

本案は、令和8年2月23日をもって任期が満了する松原治美氏の後任として前田和彦氏を教育委員会委員に任命したいので、議会の同意を求めるものであります。

前田和彦氏の略歴につきましては、説明資料の13ページに記載してございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福重彰史議員） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。同意第2号は、同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、同意第2号は、同意することに決定しました。



日程第27 議員派遣の決定

○議長（福重彰史議員） 日程第27、議員派遣の決定を行います。

お諮りします。議員派遣の決定につきましては、会議規則第170条第1項の規定により、お手元に配布してある内容のとおり決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣は、配布してある内容のとおり決定しました。



日程第28 閉会中の継続審査申出について

○議長（福重彰史議員） 日程第28、閉会中の継続審査申出についてを議題とします。

配布してある文書写しのとおり、総務常任委員長から閉会中の継続審査申出がありました。

お諮りします。総務常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、総務常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。



日程第29 閉会中の継続調査申出について

○議長（福重彰史議員） 日程第29、閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

配布してある文書写しのとおり、総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続調査申出がありました。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。



○議長（福重彰史議員） 以上で、本定例会に付議されました全ての案件を終了しましたので、これをもって議事を閉じ、令和7年第4回志布志市議会定例会を閉会します。

お疲れさまでございました。

午前11時37分 閉会